

**令和元年 6 月第 2 回
木島平村議会定例会 会議録**

令和元年 5 月 30 日 開会

令和元年 6 月 14 日 閉会

令和元年6月第2回木島平村議会定例会 会議録 目次

令和元年5月30日（木）開会日	4
招集のあいさつ（村長）・諸般の報告（議長）	4
諸般の報告（村長）	5
会議録署名議員の指名・会期の決定	6
行政報告（村長）	7
損害賠償の額を定める専決処分の報告	10
提出議案の提案理由説明（村長）	11
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	12
令和元年6月11日（火）一般質問	14
7番 土屋喜久夫 議員 ①経済振興策は	14
②観光振興はどのような方向に向くのか	18
③障がい者施策はどう進行しているか	21
④広域連携をいかに模索するか	23
2番 山浦 登 議員 ①村内の道路改修について	26
②小学校通学路西小路中島間の県道改良工事進捗状況について	28
③高齢者福祉について	30
④憲法9条改正問題と自衛隊への名簿提出について	31
3番 山本 隆樹 議員 ①樽川堤防の立木伐採等の整備について	35
②下高井農林高校の存続について	38
③スキー場地区の自治活動について	40
④耕作放棄地対策の一環「農業支援システム」構築	42
5番 丸山 邦久 議員 ①人事について	44
②木島平村の観光について	45
③ファームス木島平の今後の運営について	48
9番 江田 宏子 議員 ①子どもたちの“生き抜く力”を育むために	50
②介助が必要な方の通院対策について	58
③ファームス木島平の誘客・活用について	60
④次期の選挙に向けて検討を	62
令和元年6月12日（水）一般質問（2日目）	67
6番 勝山 卓 議員 ①財政運営について	67
②通学路安全対策について	68
③6次産業化の推進について	73
1番 山崎 栄喜 議員 ①移住定住対策の拡充について	75
②村の施設、関係団体等の今後	80
③馬曲温泉の活性化について	82
④村民との懇談会の開催について	84
4番 芳川 修二 議員 ①村政の基本姿勢について	85
②役場庁舎の建設に伴う跡地の利用計画について	90
③ファームス木島平の運営について	95

8番 勝山 正 議員 ①荒廃地対策について	102
②観光ガイドについて	105
令和元年6月14日（金）最終日	108
常任委員会 審査結果報告（総務民生文教・産業建設・予算決算 各常任委員長）	108
採決	109
請願・陳情 審査結果報告（総務民生文教常任委員長）	110
採決	111
追加議案（請願2件）（総務民生文教常任委員長）	113
採決	114
追加議案（陳情1件）（総務民生文教常任委員長）	115
閉会中の継続調査の申出（総務民生・産業建設常任委員長、議会運営委員長）	116
閉会中の議会活動（議会事務局長）	117
閉会あいさつ（村長・議長）	118

※個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

令和元年6月第2回 木島平村議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和元年5月30日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	令和元年5月30日から令和元年6月14日まで		
会期中の休会日	5月31日、6月1日、2日、3日、6日、7日、8日、9日、10日 (9日間)		
応 招 議 員	萩原由一 他 9人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1番 山崎 栄喜 君	2番 山浦 登 君	3番 山本 隆樹 君
	4番 芳川 修二 君	5番 丸山 邦久 君	6番 勝山 卓 君
	7番 土屋喜久夫 君	8番 勝山 正 君	9番 江田 宏子 さん
	10番 萩原 由一 君		
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日臺正博 君	副 村 長 佐藤裕重 君	教 育 長 小林 弘 君
	総務課長 武田彰一 君	民生課長 竹原雄一 君	産業課長 丸山寛人 君
	産業企画室長 湯本寿男 君	建設課長 土屋伸二郎 君	子育て支援課長 山㟢真澄 君
	生涯学習課長 高木良男 君		
職務のための議場出席者	議会事務局長	高森喜久	
	事務局職員	本山 等	
	〃	竹内 輝	
村長提出議案項目	5 件	議長提出議案項目	件
議員提出決議案項目	件	議員提出意見書案	件

いずれも別紙日程表のとおり。

議長は、会議規則第119条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

3番 山本隆樹
4番 芳川修二

令和元年6月第2回 木島平村議会定例会
《第1日目 令和元年5月30日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一 君）

おはようございます。

(全出席者「おはようございます。」)

議長（萩原由一 君）

今定例会において、議場での服装につきましては、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたします。よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

ただいまから、「令和元年6月第2回木島平村議会定例会」を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から招集のあいさつがあります。

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

おはようございます。

(全出席者「おはようございます。」)

村長（日臺正博 君）

令和元年6月定例会ということで招集いたしましたところ、全議員の皆様にご参集いただき、大変ご苦労様でございます。

ご存知のとおり、今、国全体が少子高齢化、人口減少、そのような大きな課題に直面しております。さらにまた、都市圏への人口集中に歯止めがかからない、そういう状況の中で地方ではその厳しさが一段と増しているということで、多くの自治体で地方創生に基づく様々な取り組みをしている最中であります。本村でも第6次総合振興計画に基づき、地方創生総合戦略を立て、村民の健康福祉の向上、産業振興、少子高齢化対策、教育環境の向上など様々な取り組みをとおして、この村に生きがいを持って住み続けたい、この村に住みたいという村づくりを進めているところでありますが、まだまだ課題は山積しております。

そんな中、今議会につきましては、第17期の議員の皆さんにとって初の議会となるわけであります。これから活力ある、そしてまた魅力ある木島平づくりに向けて、皆様方の積極的な議論、慎重なご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。

大変ご苦労様です。

議長（萩原由一 君）

これから「諸般の報告」をします。

まず私から、5月第4回臨時会以降の主だったものを申し上げます。

5月12日、飯山市で「北信消防協会大観闘式」が開催され、出席しました。

5月21日、中野市で「北信地域千曲川等改修促進期成同盟会総会」が開催され、出席しました。

5月28日、東京で「全国町村議会議長・副議長研修会」が開催され、副議長と出席しました。

また、5月29日、飯山市で「岳北広域行政組合議会代表者会議」が開催され、出席しました。

今定例会に説明のため出席を求めていました理事者等は、議案表の下段に記載のとおりです。ご了承ください。

「例月出納検査及び定期業務監査報告書」は、お手元に配布のとおりです。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出のありました「木島平村土地開発公社の平成30年度決算書等」は、お手元に配布のとおりです。

これで私からの報告を終わります。

次に、日臺村長からありましたら報告願います。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

議会との申し合わせに基づき、平成31年3月第1回木島平村議会定例会における常任委員会審査報告書の審査意見・要望事項等に対する村の対応について報告いたします。

最初に、民生文教常任委員会であります。

「国民健康保険税の改定については、他保険制度加入者との公平感を保つため、負担増はやむを得ないが、将来の負担軽減のため、更に健康づくりと保健事業に取組まれたい」というご意見ですが、健康寿命の延伸は、現在、そして将来の負担軽減という目標に対し、大変大きな課題であります。こうした課題の克服を常に念頭に置きながら、健康づくり事業や保健事業に取組んでまいります。

続いて、予算決算常任委員会であります。

「消防団へのチェーンソー配備が計画されているが、防護服等の装備や講習などの安全対策も併せて実施されたい」というご意見ですが、消防団への機械器具の配備の際は、必要な装備品の整備や講習会の開催により、操作の安全対策を十分取るよう努めてまいります。

「保健衛生費で、専門職の人材が確保できなかったことによる報酬や事業費の減額がある。村民に寄り添った対応や健康づくり・介護予防等の事業が後退しないよう取組みを工夫されたい」というご意見ですが、専門職の人材確保が大変困難な状況にあり、人手不足の状況であります。引き続き、人材の確保に取り組みながら、健康づくりや介護予防等の事業が後退することがないよう、精一杯取り組んでまいります。

次に、「職員に対し、自己啓発や専門性を高める研修への参加促進、独自研修の開催など、職員資質の向上を積極的に図られたい」というご意見ですが、職員の資質向上や自己啓発のための研修には計画的に積極的に参加し、合わせて専門性を高める研修や企画力養成等のための研修にも意欲的に取組みます。

次に、「連携する大学が少なくなってきたが、これまでの効果や関わり方を検証し、休止する場合も含め、それぞれの大学へ必要な対応をされたい」ということありますが、大学との連携事業については、毎年継続して実施できている事業と休止しているものがはっきりしているため、今後の展開方向を早急に定めて、それぞれの大学へは丁寧な対応を取るよう進めてまいります。

次に、「生活困窮者自立支援事業について、制度設計や運用方法をしっかりと整備した上で実施されたい。また、乳幼児、学齢期を含め関係組織との連携を密にされたい」というご意見がありますが、制度設計や運用方法について、事前に整理した上で事業を推進してまいります。ま

た、相談支援、居場所確保、就労支援など事業の中心となる支援等については、関係組織との連携を一層密にしながら進めてまいります。

次に、「河床整備について、今後も年度ごとに効果的な整備箇所を検討し、引き続き県への要望活動を強化されたい」というご意見であります、河床整備を含む河川整備事業は、令和元年度から3年間、国土強靭化事業により樽川、馬曲川それぞれの浚渫、支障木の伐採、堤防の整備等、計画的に整備してまいります。

これまで同様に、整備箇所を調査・検討し、県に対しまして要望してまいります。

次に、「『集落支援員』や『地域おこし協力隊』制度は、地域活性化につながる有効な手段の一つであり、そのあり方・活用については、先進事例も参考に、将来を見据えた中でしっかりと検討されたい」というご意見でありますが、集落支援員や地域おこし協力隊制度は地域活性化や産業振興に有効な手段として考えています。今後も地域活性化や産業振興につながるよう取り組んでまいります。また協力隊については、将来定住につながるよう村としても隊員の活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、「観光振興局は、これから木島平の活性化に大きな役割を担う組織であり、構成団体・構成員等の意識の共有を図り、観光地域づくりの核として積極的に事業を推進できるよう支援されたい」というご意見でありますが、観光振興局につきましては、観光や産業を活用した地域づくりの中心的な役割として昨年11月に設立をしました。村の活性化につながるよう、会員の意見をお聞きしながら、組織の拡充と安定化に向けて支援を行ってまいります。

以上であります。

議長（萩原由一君）

教育長からありましたら報告願います。

教育長（小林弘君）

はい、議長。ありません。

議長（萩原由一君）

これで諸般の報告を終ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、山本隆樹君、4番、芳川修二君を指名します。

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの16日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一君）

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの16日間と決定しました。

日程第3、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博君」登壇）

村長（日臺正博　君）

それでは、第2回木島平村議会定例会行政報告をいたします。

議案の審議をいただきます前に、3月議会定例会以降、現在までに推移してまいりました村政の経過について、それぞれの課ごとにその概要を申し上げます。

最初に、総務課関係ですが、役場庁舎建設事業については、鉄骨が組み立てられ、全体像が現れました。ほぼ計画した工程どおり進んでおり、併せて、現庁舎の跡地利用を含めた周辺全体の整備についても設計段階に入れるよう、具体的に進めてまいります。

公共的団体や地域住民等が主体となって取り組む事業に対して支援金を交付する、元気づくり支援金等については、村の「協働の村づくり支援金」は6事業を採択し、総額149万8千円の交付を決定いたしました。また、県の「地域発 元気づくり支援金」は、村内では2事業が採択となり、支援金の総額は179万4千円となりました。

次に民生課関係について申し上げます。

本年度のセット健診は、7月から11月までに8回を予定しております。各地区の保健補導員さんを中心に申し込みを取りまとめていただきましたが、基本健診であります特定健診の申込者は現時点で対象者の約5割という状況であります。特定健診は、対象となる方全員に受けただくことが義務付けられておりますので、さらに声掛けをして、受診率の向上を図ってまいります。

健診を受けることは、生活習慣病等を予防するため、またご自身の健康状態を知る機会でもあります。

また、そのことが医療費の節減と国民健康保険税の負担軽減にもつながることを広報しながら、対象者全員に受けただくよう推進してまいります。

昨年度から県が財政運営の責任主体として加わり、広域化となりました国民健康保険制度については、県と市町村の役割分担が明確になり、市町村は、住民に身近な業務運営を担うことになりました。被保険者の皆様の手続きにつきましては、今までと変わることろはなく、これまでのところ順調に推移しております。

しかしながら、加入者の減少と高齢化によって、国民健康保険税の税収が減少し、医療の高度化によって、治療費が高額になってきています。

このように収入が減り、支払いが増えてきましたので、村の国民健康保険財政は、きわめて厳しい状況になってきております。そこで、安定した財政運営を目指し、本年度、国民健康保険税の税率を引き上げることといたしました。

加入者の皆様には、さらにご負担をお願いすることになりますが、こうした経過をご理解いただきたいと思います。

国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者の皆様が受診される人間ドックの検査費用の一部助成の手続きにつきましては、昨年度から飯山赤十字病院と北信総合病院の2つの病院では、申請によって、事前に村から発行された人間ドック受診助成券を病院に提出して受診されると、助成額を差し引いた受診費用の支払いとなり、負担が軽減されました。

加えて、本年度は、助成額を日帰りドック、一泊二日ドックそれぞれ、5千円増額し、日帰りドックは1万5千円、一泊二日ドックは、2万5千円といたしました。

さらに受診しやすくなりましたので、ぜひこの機会に受診をお願いします。

次に産業課関係について申し上げます。

農林係では農業後継者対策として、村の新規就農研修者支援補助事業により、この4月中旬から農業振興公社及び先進的農家において西小路出身の32歳男性Uターンの方が複合経営に向けた研修を始めております。

また、春先の霜などによる農作物被害は、大きな被害等はなかったものの、5月8日には、霜被害によるアスパラガスの品質低下が関係者によって確認され、被害額は43万4千円とな

っております。

次に、商工観光係では、今年度計画している主な工事の内、スキー場第1リフト修繕工事は、5月7日に契約し、12月15日竣工予定で工事を進めております。

イベント事業関係では、平成から令和への改元記念登山が5月1日に約90名、SBC登山が5月25日に約60名の参加により実施され、ご来光や眺望を楽しみました。

また、5月18日、19日に自転車レース「2 days race in 木島平」が県内外から280名を超える選手の参加のもと、クリスカントリー競技場内特設コースで開催されました。

3年目となる市民農園では、田植えが7組20名の皆さんにご参加をいただき、5月25日に実施されました。

本議会中の6月9日には、恒例となりました調布市深大寺でのお田植えの儀を開催し、多くの参拝者へ「米の村 木島平村」のPR活動をする計画をしております。

次に、産業企画室について申し上げます。

農の拠点施設・ファームス木島平については、昨年から村の直接管理を行い、初めての大型連休を迎える、10日間の営業を行いました。

道の駅全体での来場者は1万人を超え、直売所、カフェ、そば処でも大幅に売り上げを伸ばすことができました。

これからも適正な施設のあり方について、検証を行いながら検討を進めてまいります。

今後、施設の管理運営形態、未活用施設活用検討については、隨時相談をさせていただきながら進めてまいりますので、ご指導ご理解をお願いいたします。

移住定住推進事業では、空き家バンクへの登録住宅への移住が2世帯、空き家の売買が1件となっており、この2年間で3世帯の移住が実現しております。

田舎暮らし体験住宅の利用は、昨年1年間で38組149泊の利用があり、移住へのきっかけづくりとしての利用をいただきました。

今後も就業情報の提供も含めた移住相談を充実してまいります。

次に、建設課について申し上げます。

はじめに公共交通関係ですが、新幹線飯山駅から村内への交通手段として運行していますシャトル便は4年目を終えました。より効率的で、かつ、利用者の要望に沿った運行となるよう、この4月から時刻表を変更し、平日は通勤通学に、また、土日祝日は観光に重点を置いた運行としました。平成30年度の乗車人数は2,656人で、前年対比11%の増となりました。

デマンド交通は13年目を終え、高齢者や障がい者の割引やどこでも待合所の取組みを行い、平成30年度の乗車人数は、6,380人で、前年対比7%の増となりました。

村内周遊便は、費用対効果を考慮し、今年3月31日をもって廃止しました。ゴールデンウイークに問い合わせが1件ございましたが、廃止に対する苦情は、これまでにございませんでした。

住宅リフォーム補助事業は、住民の消費喚起と村内業者の育成を目的とし、今年度3年目を迎えます。現在の執行状況は、15件で、補助金ベースで143万円となっております。

これによりリフォーム関連の総事業費は1,769万円となり、相当な消費喚起となっております。

国土調査事業については、穂高10区・往郷1区につきましては、長野県へ認証請求を行い、同時に法務局へ登記前の事前審査を提出したところであります。

今年度、現地調査を行う往郷4区は、南鴨の狐川原(きつねがわら)、高石の大沢(おおざわ)、川原(かわはら)の0.16km²、800筆を予定しております。

すでに地籍調査推進委員会、地権者説明会、道水路調査を終え、6月2日には一斉杭打ちを行います。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、子育て支援課について申し上げます。

おひさま保育園は、4月に新入園児16人を迎える、園児137人が順調に集団生活を送ることができます。

子育て支援室の運営につきましては、支援員が常駐していることから、入園前の児童とその保護者が計画的に利用できている状況であり、今年度から開設時間の開始、終了それぞれ前後30分延長し9時から11時30分までとしました。今後も内容を充実させながら大勢の皆さんにご利用いただけるよう、工夫をして取り組んでまいりたいと考えております。

小中学校では、授業改革の取り組みとして、児童生徒を自立した学びへ基礎を置く学校づくりを推進するため、本年度も引き続き大学院の先生から、5月23日に中学校、6月22日に小学校で公開学習検討会を行い、ご指導をいただきます。幼児教育を専門とする先生からは、併せて保育園でもご指導をいただきます。

コミュニティスクールの運営は6年目を迎え、保護者や地域の皆さんのご意見が学校運営に反映される仕組みづくりを進めております。学校と地域の皆さんに積極的に関わっていただいているますが、こうした支援をさらに発展させながら、学校教育の質を向上させるために役割分担をしながら丁寧に進めてまいります。

5月には第1回学校運営協議会を開催し、協議会委員の委嘱をし、新たな役員体制で、令和元年度の小中学校の教育目標、教育活動についてそれが共有し、令和元年度学校運営協議会の活動計画を定めました。

小学校では、本年度39人が入学し、全校児童210人でスタートしました。新入生も学校生活にも慣れ、6月8日の運動会に向けて、上級生と共に競技、練習に取り組んでおります。

本年で9回目となります、小学5年生の八丈島においての「海の学習」は、7月に実施を予定しております。5月中旬に担当者が現地で関係者と打合せを行いました。八丈町でも木島平村との交流を大事に考えていただいており、八丈島からの小学生スキー交流と併せて、さらに交流の充実を図ってまいりたいと考えております。

昨年度から小学生の放課後学習支援の充実を図ることを目的として、本格的に実施した放課後子ども教室「スキルアップ教室」は、5月の連休明けから3・4年生の英語教室、5・6年生の英語教室、5・6年生の算数教室を順次開講いたしました。参加者は3・4年生の英語教室に24人、5・6年生の英語教室に13人、算数教室に17人と大勢の児童の参加を得ることができました。英語教室は大勢となったことから、小学校中学校それぞれに配置している外国語指導助手のアラン先生、シャウナ先生に指導をお願いすることいたしました。また、6月から新たに、おもしろ科学教室、童謡と唱歌を歌う教室の開講を予定しております。

また、学童保育である小学校に開設しております児童クラブは、昨年より16人多い90人の登録者を得て、とても賑やかなスタートとなりました。引き続き、学習・体験活動の場、家庭に代わる生活の場所としての放課後児童の生育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

中学校では、本年度48人が入学し、全校生徒126人でスタートいたしました。中学生が取り組んでいます、ふるさと木島平村の魅力を更に探究する体験型の学習は、名称を「第5期輝け木島平未来塾」とし、総合的な学習の時間を利用して、2、3年生が自ら考えた7講座を、今月から全11回でスタートします。活動の内容は11月の学校開放日に、総合的な学習発表会の中で行う計画であります。

続いて、姉妹校のルクセンブルグ・ディーキルシュ中等学校との交流についてですが、今年度は本村がルクセンブルクに訪問する年であり、10月実施に向けて現在参加生徒の募集をしております。

昨年夏の全国的猛暑を受け、児童生徒の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として、国の補正予算による「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業」を取り入れ、小中学校の

全ての普通教室、特別教室にエアコンを設置することとし、3月26日に村議会臨時会にて工事請負契約の議決を承認いただき、予算を令和元年度に繰越して工事を進めております。現在、ほぼ全ての教室に室内機の設置が完了し、6月28日の竣工に向けて工程どおりに推移しております。

次に「生涯学習課」関係について申し上げます。

スポーツ関係では4月27日に松本市で開催されました第29回長野県市町村対抗駅伝競走大会では、一般の部の村の部で第5位に、小学生大会は、村の部で第2位という結果でありました。また、例年では秋に開催しておりました村民ゴルフ大会を春開催とし、5月25日に参加者25人で実施をしたところあります。第41回を迎える高校野球木島平トーナメント戦は、下高井農林高校、飯山高校、中野立志館高校、北部・坂城連合チームの4校の参加のもと6月2日に開催を計画しております。

文化関係では、村の無形民俗文化財のからす踊りを継承している「からす踊り保存会」が、5月15日に、これまでの活動の積み重ねが評価され、県文化財保護協会から文化財保護功労者団体として表彰を受けました。今後の更なる活動に期待するところあります。

シニア学級「せっこ塾」については、5月15日に開講しました。今年の教養セミナーには、昨年同様17人の参加があり、来年の2月まで計10回の講座が予定されております。講座終了後には、同塾生を対象として、軽運動と合唱の2つサークル活動が、今年度からは、毎月交互に行っていく予定であります。

人権センター事業では、ふれあい趣味の講座として、水墨画に7人、絵手紙に19人、習字に19人、合せて45人の参加がありました。

来年の2月まで、それぞれ14回の講座を予定しております。

以上、3月議会定例会以降の村政の経過について申し上げました。

議員各位をはじめ村民の皆様には、村政に対し深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げまして、行政報告といたします。

議長（萩原由一君）

これで行政報告を終わります。

日程第4、報告第6号「損害賠償の額を定める専決処分の報告について」の内容について、村長の説明を求めます。

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博君」登壇）

村長（日臺正博君）

それでは、報告第6号であります。

「損害賠償の額を定める専決処分の報告」であります。

平成31年3月24日午後1時30分頃、相手方乗用車が高石地区の村道を走行していた際、道路のグレーチングに損傷があり車両のタイヤを損傷させたことに対して専決処分をし、賠償したものであります。

損害賠償の額は、1万3,932円であります。

相手方の住所・氏名は記載のとおりであります。

議長（萩原由一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（萩原由一　君）

質疑がないようですので、これで報告を終わります。

日程第5、議案第39号「木島平村介護保険条例の一部改正について」の件から、議案第42号「令和元年度木島平村介護保険特別会計補正予算（第1号）について」の件まで、以上、条例案件2件、予算案件2件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日臺正博　君」登壇)

村長（日臺正博　君）

それでは、提出しました案件について説明を申し上げます。

最初に議案第39号「木島平村介護保険条例の一部改正」であります。消費税の税率引き上げに伴う、介護保険料区分の1から3の保険者に対して、保険料の軽減を行うための改正であります。

次に議案第40号でありますが、「木島平村下水道条例の一部改正」であります。

排水設備工事責任技術者の登録業務を、長野県下水道公社へ委託したことによる、必要な条文の改正であります。

次に予算案件でありますが、議案第41号「令和元年度木島平村一般会計補正予算第2号」であります。

歳入歳出をそれぞれ3, 619万8千円増額し、総額を40億1, 057万5千円とする補正予算であります。

歳出の主な内容は、消費税の税率引き上げに伴い、低所得者と3歳未満児を対象に、プレミアム付き商品券事業を行うための事務費事業費2, 342万6千円を増額しました。財源は全額国庫補助金によるものであります。また、介護保険についても一部の保険者の保険料を軽減するため、特別会計への繰出し金を増額しました。

予防費では、風疹の免疫検査等に係る費用を増額し、農業費では農業担い手支援事業の補助金を増額した他、そば振興に係る集落支援員を1名増員しました。カヤの平高原施設管理では、施設運営を直接管理から委託にするための予算の組み換えを行いました。

歳入では、今説明をいたしました事業の国、県の補助金を財源として見込んだほか、村債では岳北消防署の化学消防車購入による過疎対策債の増額など、実施事業費に合わせた村債の目的ごとの増減を行いました。

次に議案第42号でありますが、「令和元年度木島平村介護保険特別会計補正予算第1号」であります。

歳入歳出総額に増減はなく、介護保険料を減額し、一般会計繰入金を増額して財源補てんをする補正であります。

消費税の税率引き上げにより、低所得者の保険料軽減を行い、国、県、村がそれぞれ財源補てんをするものであります。

説明は以上でありますが、総務課長から補足説明をいたします。

議長（萩原由一　君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
(総務課長「武田彰一　君」登壇)

総務課長（武田彰一 君）

村長の説明に補足をしまして一般会計の補正第2号について、補正予算書に沿って、若干説明をいたします。

それでは、補正予算書をお願いします。

ページは、左側に18ページ、19ページとふってあります。そのページでお願いします。

18ページでありますけども、総務費の総務管理費の一番上、1、一般管理費とふってあります。右側に補正額、職員管理費委託料で15万6千円という今回の増額の補正であります。

管理職を中心として、職員にメンタルヘルスの研修を計画しました。健康保険の中で10万円の助成を受けるという、ちょうど真ん中に財源がありますので、その財源を得てその事業に取り組むものであります。

次の財産管理費、2行目でありますけども、当初で計画しております公有地の中の支障木の伐採等の経費について、財源を「森林づくり県民税活用事業補助金」を取り入れて、組み替えをして事業を行うものであります。

その下、役場庁舎の整備事業であります。右側の予算の増減はありません。財源の組み替えをちょうど真ん中に「緊急防災・減災事業債」、「緊防災」と言っておりますけども、その部分を減額し、「公共施設等適正管理推進事業債」を増額しております。当初計画しました事業費の中で、庁舎の事業費に関わる施設移設分について、緊防災の施設ではありますが、移設に関わるものはこの公共事業債を適用するという県の指導がありまして、その部分について組み替えを行って増減を行っています。

もうひとつ、交通安全対策でありますけども、今は、中学生以下について交通災害共済の掛け金を公費負担としております。それに加えて、本年度、65歳以上の方については、今まで本人の希望者が個人負担をしておりました。その部分について公費負担をしようというものであります。当初予算は、希望者ということでありましたけれども、今回、この増額を行って施設入所を除く65歳以上の全員の加入を公費で行う、その部分について増額しました。

次、下の19ページでありますけども、社会福祉費、プレミアム付商品券については、先ほど村長が説明したとおりであります。

2番目、老人福祉費についてでありますけども、介護保険特別会計へ繰出します。介護保険料の1号から3号までの保険料を減額するものについて、国が1/2、県と村で1/4ずつ補てんをし、その財源を補うものでありますけども、国の補助金、県の補助金に加えて、村の財源を含めて合計251万5千円を介護保険特別会計へ繰出します。

次、21ページをお願いします。

農林水産業費の農業費でありますけども、1行目、2行目の農業振興費であります。右側に行って「説明」の中に「農業担い手育成支援事業」ということあります。農業者に対して農業機械の補助金、これは県の補助金でありますけども、それを村の収入としてそのまま農業者へ補助をするものであります。

その下に、有害鳥獣対策ということでありますけども、イノシシの捕獲檻、当初で見送っておりましたが、県の補助金が採択の見込みとなりましたので、ここに財源を持って補正、増額を行うものであります。

次に、その下に林业費とあります。林业振興費の増額でありますけども、これも「森林づくり県民税活用事業補助金」という財源を確保しながら、具体的には、パノラマランド木島平の玄関から下側、北側ですけども、下側に見える景観を良くしようと。木が大きくなってきて村中が見える部分が少なくなってきた、そういうものを確保しようという間伐の事業費であります。

最後、24ページをお願いします。

24ページの上段が小学校、下段が中学校の費用でありますけども、小学校・中学校の学校医の報酬の価格が変わってきています。今回、規則等の改正を行うと同時に予算に対しても適正な価格のための増額を行ってきています。

一般会計について、予算書に沿って若干、増額・減額等の村長説明の補足説明を行いました。
その他の項目については、村長の説明のとおりです。

議長（萩原由一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なし)

議長（萩原由一君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、条例案件2件、予算案件2件、合わせて4件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

なお、請願及び陳情について報告します。

5月23日までに受理した件数は、請願2件、陳情等5件、合わせて7件です。お手元に配布しました「請願陳情等文書表」のとおり所管の常任委員会に付託します。

委員会審議については、委員会ごとの日程でお願いします。

付託された事項については、委員会ごとに取りまとめて、報告期限の6月13日までに提出してください。

直ちに印刷を行い、14日の本会議で議題にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

(散会 午前10時46分)

令和元年6月第2回 木島平村議会定例会
《第2日目 令和元年6月11日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一 君）

おはようございます。

(全出席者「おはようございます」)

議長（萩原由一 君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

7番 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。7番。」の声あり）

(7番 土屋喜久夫 議員 登壇)

7番 土屋喜久夫 議員

発言を許されましたので、木島平村議会第17期最初、また、令和の時代の最初の行政事務一般質問を行います。

通告に基づきまして、次の4点の質問をいたします。

まず、第1点目であります。

経済振興策についてお尋ねしたいと思います。

本村の振興は、農業と観光の連携で、地域経済を活発化せようとするものであります。歴代村政が進められてきました。しかしながら、決定的な具体策がないまま、現状に甘んじているのではないかということで懸念しているところであります。

中心的な農業の経済的な自立は、生産性の向上、収穫量の増大、高付加価値化を含めた価格の改善、また、コストダウン、労働比重が大変高いので、いかに省力化するかが重要であります。これについては、どのような経済行為も同様であろうと考えているところであります。

まず、4年前に「遊休荒廃農地の基盤の拡充」ということで、初めてここに登壇し、一般質問でも行ってまいりました。この件については、たびたび質問をしてきたことではありますが、農地の構造改善は、どこまで議論が進んでいるのでありますか、お答えいただきたい。

また、コストダウンのため、農業機械の使用が極限まで行われています。農業振興公社に100%補助した農業機械の貸し付けは、農業を産業とする農家が優先的に使用できるのが本来ではないかなと考えておるわけであります。現在、農業振興公社が使って、空いているところで活用してくれという貸付けでありますが、農家のためにぜひ優先的に活用できるようにできないだろうか。村は何の施策をもって、農業振興公社に出資しながらこの組織を維持しているのでありますか、お答えいただきたい。

それから、退任された議員が以前から何度か質問されています。高齢化の進む木島平農業でありますか、集約化もある程度進んでおります。大規模化が進んでおりまして、農業の担い手が、体調を崩されても、それぞれの農家が自分の農業経営を優先され、応援に手が回らない実態がこの春も見受けられています。一年一年、この懸念が進んでまいります。農業者がひとつずつ年を取っていくということであります。農繁期の農業ヘルパーの検討は、いつ実現できるのでありますか、お答えをよろしくお願いします。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博 君」登壇）

村長（日臺正博 君）

それでは、土屋議員の「経済振興策」主に農業についてであります、その点についてお答えいたします。

まず、条件が不利な農地、特に畠地を土地改良して、耕作放棄対策は必要と考えております。

しかし、受益者負担を抑えながら実施するためには農地中間管理機構を通して、担い手への流動化を図る必要があります。実際には、あらかじめ誰が耕作するか決めておく必要があります。

また、安定的な経営のために何を作付けするかなど多くの課題があり、今後とも農業委員会でも検討していただきたいと考えております。

近い将来、AIを活用した自動運転の技術が進歩し、農作業の効率化が図られると予想しております。現時点では、傾斜のある畠地での利用については、メーカーの技術が対応できないということですが、水田についてはかなり技術が進歩しております。道路交通法など今後国の規制も緩和されると考えますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

ご質問の細部については産業課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

土屋議員の「経済振興策」における3点の質問について、村長の答弁に補足してご説明させていただきます。

1点目の「構造改善についての議論」についてですが、農業における生産性の向上とコストダウンのため、構造改善や各種基盤整備等の必要性については村としても理解しております。ご指摘いただきました議論については、これまであまり進んでいないのが実情でございます。

少数の担い手で多くの農地を耕作しながら維持していくためには、これまでのように多くの農家の出役等に頼ることは困難であり、更に条件整備を進めることも必要と考えています。

現時点としては、各地区やエリアごとに農地の耕作者数や所有者数など各種条件が異なりますので、中山間地域直接支払事業や多面的機能支払交付金事業に取組まれている代表的な地区的役員、耕作者、所有者の皆様へ要望等お聞きし、生産性の向上やコストダウンに向け必要と考えられる具体的な取り組みについて、協議を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

2点目の「農業機械の貸付は、農業を生計とする農家が優先的に使用できるのが本来ではないか」についてでございますが、農業振興公社が現在貸付けを行っている農業機械については、昨年度実績で、管理機や小型トラクターを中心に年間71件となっており、申し込み順に貸付けを行っている状況でございます。

代掻き機などは、繁忙期に利用希望が集中しますが、これまでのところ利用者がそれぞれ譲り合いいただきご利用されています。

公社で取り扱っている農業機械は小型のものが中心であり、かつ少ない台数ですので、使用についても限界があるのも事実でございます。また、貸し出し用の農業機械が農業を生計とする農家に適した農業機械であるかどうかを含めて再確認し、今後の農業機械の貸付を進めたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

3点目の「農繁期の農業ヘルパーの検討は、いつ実現できるのか」についてでございますが、平成30年3月議会においてご質問いただき、調査を平成30年度に実施した振興計画策定のためのアンケートの中で実施し、対応を考えていくと回答させていただいています。昨年度実施したアンケートは、年代別に無作為に選ばれた1,500人が対象となっており、農業ヘルパーを検討する対象の方ではなかったため、結果としてアンケートは実施せず検討もしない状況でございます。

農業関係に限らず短期的雇用の確保は今後も困難な状況と予想され、農繁期の農業ヘルパーの確保も難しいとは考えておりますが、まずは、農業委員さんや農地最適化推進委員さんにご意見をいただきながら、農家の要望内容や需要量など調査し、具体的に検討を進めたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

議長（萩原由一　君）

土屋喜久夫　君。

（「はい。」の声あり）

7番　土屋喜久夫　議員

再質問させていただきます。

今の村長の答弁の中で、構造改善については地権者、これから農業の担い手、この辺の調整が難しいということありますが、前段の質問で申し上げましたように、一年一年全ての村民が年を取っています。その中で自分が経営する農業が、後継者のおられる農家については問題ありませんが、高齢になられても頑張っておられる農家の皆さんがあります。そんな中、村からも補助金を出しながら後継者を育成しているところでありますので、新規就農、後継の皆さんに農地の維持管理を担っていただくという意味合いで、やはり整備は必要であろうと思っております。

村長の答弁の中で、「AIの活用」という話が出ました。今、この地帯で一番課題になっていますのが草刈りであります。県の農研機構と一緒に自動の草刈り機の開発を進めているところであります。ただ、この辺の圃場整備については畦畔の傾斜が10分の1であります、20分の1でないと機械が転落するというような課題があるようあります。

今、除草剤散布の時期でありますが、畦畔に除草剤を散布した結果というのは皆さんが実感をされているとおり、畔が石だらけになってしまいというような弊害が出ています。やはり、緑を大事にし、木島平の田園風景を売りにしていく村としては、その辺はあまり好ましくないのではないかとも考えております。

この辺について、再度、AIが活用できるような考え方をどのような方向で進めていかれるのか答弁をお願いしたいと思っていますし、課長の答弁の中で、「やっていない」、「検討する」ということでありますが、私の質問の中では「いつ頃」というようなことを申し上げているつもりであります。この辺については、「今年度中に検討を始める」というような答弁があつても良いのではないかなということで通告をしておりましたが、いかがなものでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（萩原由一　君）

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日暮正博 君」登壇)

村長（日暮正博 君）

土屋議員の再質問であります。先ほど話がありましたとおり水田については後継者が育つつあるということで、大変良い状況かなと思います。畠地についてはなかなか後継者が育たない。育たないというよりも荒廃が心配される畠地の面積がかなり大きいということあります。そのような中で効率的な農業をするには土地改良等が必要かと思いますが、その場合には先ほど申し上げたとおり、誰が何を作つて、経営的に作付けしていくのか、それをしっかりと検証しながら進めていく必要があるのだろうと思います。もちろん、新規就農者等の育成についてこれまで以上に力を入れていきたいと考えておりますが、その際に誘導できる作物等の検討もしてまいりたいと考えております。

それから、先ほどありましたヘルパーの確保についてであります。これについてはやはり、どういう作業にどのくらい必要としているのか、その辺を確認していく必要があるだろうと思います。この地域には、飯山地域シルバー人材センターがあります。農作業等も当然、その作業の中に入っているわけでありますが、そちらの方で草刈り、草取り、その他農業等の作業を受けているという状況もあります。その辺の状況等も確認しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

7番 土屋喜久夫 議員

再々質問になってしまふわけであります。今までという話の答弁がなかったものでありますから、その辺についてよろしくお願ひしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業課長「丸山寛人 君」登壇)

産業課長（丸山寛人 君）

再々質問いただきました農業ヘルパーの関係でございます。今年度中には農業委員会、農地最適化推進委員会の皆様へ相談をスタートさせたいと考えております。最終的にヘルパーの組織の構築がいつになるかは現時点では分かりませんが、先ほど村長が述べたとおり、どういった需要があるのか、どういった組織が必要なのか、シルバー人材センター等も含めながら現状調査をした上で最終的なものに持つていければと考えております。いずれにしましても、ヘルパーそのものの検討は年内からスタートさせたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

7番 土屋喜久夫 議員

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

「観光振興はどのような方向に向くのか」ということであります。

観光協会の活動がなかなか進まないというようなことであります。協議会、それから観光振興局という形で、村が主導しながら発足して半年経ったところであります。村が補助や委託、指定管理をしています。観光施策の在り方に問題があるとすれば、むしろ村の委託のやり方、指導性、その辺に問題があるのでないかなというようなことを以前から指摘をしてきたところであります。形ばかりにこだわり、村経済に反映されていないということでありまして、農業と観光を連携させながら、高付加価値化ということを謳ってきたわけであります。過去にも多くの投資をしながら、いろいろな施策を展開してきているものでありますが、時代の流れによって投資効果が薄れています。今こそ、村も村民も一緒になって、知恵を出しあうべきということですが、この観光振興局が形骸化してはいないのか、次の点を質問させていただきます。

具体的には、春・秋にやっておられたスタンプラリーというものがありました。それぞれの商店や施設をつないで、最終的には道の駅で景品がもらえるというようなものであります。私も実感として、そのスタンプを押す用紙を持ちながらご来村いただく村外の皆さんに大変多くおられたということを実感しているところであります。

本年度は10連休と言われながら、全村的なイベントが見えなかった。道の駅のイベントが集中して行われ、周りのそれぞれの施設、観光地の人の出が少なかったように感じております。

スタンプラリーは、村内商店などが参加をいただいて、振興局が唱える村民一体感という意味では良い企画であったと考えておるわけであります。この春できなかつたことについて、何が支障になったのか。振興局任せではなくて、村が主体となって地域の経済振興という意味合いで動くべきではなかつたのかどうか、この辺についてご質問申し上げます。

また、春のイベントですが、木島平米の里ということで、施策を展開されているわけであります。今は日本酒「金紋錦」酒造の好適米ということで、「金紋錦」を表に出しながら、水田農業の振興という意味合いで村の施策が展開をされているわけであります。これについても何年か行われておりましたお田植え祭、これも観光協会が行うべき、どこが行うべきというようなことで実施をしている段階でもいろいろ課題があったわけであります。この春、これがなくなりました。このことについて、やはり調整すべき村がどのような方向を向かながらどのような調整をされたのか。どこに問題があるのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、先週でありますが、ふるさと応援団の総会が行われ、村からも我々議員もご招待いただいたわけであります。この中で会員の皆さんも「ふるさと応援団」と言っている以上、どういう支援をしていけば良いのかというようなことで、もう何年も懇談の席で発言をいただいているわけであります。以前にも最初の会長・副会長のおられる西東京市で市民まつりが行なわれまして、議員の研修という名目で議員が直売に参加をさせていただくというようなことをしてきたわけであります。この辺についても具体的な姿が見えてこない。その中で、今回、「村に仲間を連れていきたいが、誰に話をすればよいのだろう」というようなことがありました。実際、振興局から役員の方が参加をされているわけでありますから、その方をつなげば良いのですが、ホテルの問題等について具体的な話ができないというのが現実であります。そういう意味合いで、宿泊施設なり飲食施設なり実態を持ったものが参加をして、その場で具体的な話につなげられる、そんなことが必要ではなかったかなというような思いがあります。

観光振興局の立ち上げの中の利点で「ワンストップ」で村の宿泊、体験、観光全てできるというようなご説明があったわけであります。もう6月の半ばであります。グリーンシーズン真っ最中、そのような具体的な話がありながら、すぐに対応できているのかどうか。これについても出遅れているような気がしています。形ばかりにこだわったゆえにという気がしている

わけですが、どう挽回できるのかご説明をいただければと思っています。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、まず、ふるさと応援団の件ですが、その際に先ほど話がありましたとおり、総会には村の観光振興局の役員も参加しておりました。その時に是非具体的に繋いでいただきたかったなと思います。宿泊業者と言われても全ての皆さんを連れていくわけにはまいりませんし、そこですぐにスケジュール調整ができるものではないと思います。話をいただいて、そこで企画をしながら具体的な内容を決めていく、そのために昨年11月に発足しました観光振興局では、旅行業の資格を取って、旅行業も取り組んでいるということです。現在、徐々に取り組みを増やしながらノウハウを積んでいると、今後さらにそのノウハウを活かしてその事業を拡充していきたいと考えております。

また、イベント等については新たな事業にも取り組みながら試行錯誤して充実してまいりたいと考えております。

細部については、産業企画室長が答弁いたします。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「湯本寿男 君」登壇）

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、私から村長答弁に補足して土屋議員の3点の質問にお答えいたします。

観光振興局につきましては「観光地域づくり」の主体として経済の活性化を目指し、観光事業者のみならず、農林業者、商工業者、NPOなど多方面の皆さんのが一丸となって、少しでも多くの人が村を訪れ、お金を落としていただく仕組みを作り、住んでよかった、訪れて良かったと思われる村を作るために設立した組織であります。

まず、1つ目ですが、スタンプラリーがなくなった理由として、何が支障になったかについてです。訪れた方々が村内の滞在時間を増やし、できるだけ周遊し、村内消費を増やすことを目的として、村内25の事業者の皆さんにご協力をいただき、一昨年から春と秋に実施してまいりました。

この事業は、昨年度につきましては産業ネットワーク協議会が、地域おこし協力隊を中心に行ってまいりました。

今年度については、秋に実施する計画でおりますので、できるだけ多くのみなさんのご協力をお願いしたいと思っております。

次に、お田植え祭がなくなったのは、どこに問題があるのか。誰が担当するべきなのかについてですが、お田植祭りについては、平成21年から「木島平米のブランド化」に向けた事業の一つとして実施してきました。昨年は、悪天候のためメインのイベントが中止となってしまいました。

実施にあたっては、村、観光協会、木島平米ブランド研究会、農業委員会など各種団体の皆

さまに関わっていただき、実行委員会として実施してまいりました。

実施上の問題点としては、早乙女を被写体としたカメラマンが多く、その場だけの滞留となり、経済的なメリットへの発展が少なかったこと。また、早乙女の確保の困難さもあり、今年度は少し目線を変え、ゴールデンウイークにおいて、道の駅での米に関する無人トラクター等のイベントとして実施いたしました。

今後も木島平米のブランド化と、村に訪れていただく機会としての両面から検討し、関係の皆さんのご意見もお聞きしながら進めていきたいと考えております。

3つ目のワンストップのためにとの観光振興局のあり方に問題がある。また、グリーンシーズンまったく中で出遅れているとのご意見についてです。

観光振興局が立ち上がり、今まで経過してきましたが、ご指摘のとおり村の皆さんへのPR不足や事業展開が進んでいないという状況は否めないところであります。村としても、支援体制を充実させ、迅速に事業展開ができるようにしていくつもりでございます。

ふるさと応援団の総会では、今まで木島平観光株式会社が観光の立場として参加をしてまいりましたが、今年から新たに観光振興局も参加をしていただき、名刺交換や村へのツアー要望なども伺ってきました。

いずれにしましても、春先に職員の退職等もあり、思うように進められなかつたこともありました。職員体制も整え、早期に事業展開ができるよう、村としても一緒に事業を進めてまいりますので、皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

再質問させていただきます。

村長から振興局職員につなげていくというようなことがありましたけれども、室長の答弁で実際に名刺交換等をさせていただいています。ただ、その先の具体的なお答えができていないうのような状況があったものでありますから、そんなことで発言をさせていただいたところであります。

お田植え祭りの関係ですが、カメラマンが中心ということです。カメラマンが写真を撮っていただいて、その写真をどのようにされているのか。考え方としては、非常に多くのところに露出をしていくのではないか、そんなことを考えた時に、先ほどの室長の答弁でその場での経済的なメリットというよりも、木島平をいかに知ってもらうかというのが進めるべき施策ではないかなというようなことを考えています。実際に木島平米のブランド化という答弁もあったわけですが、木島平米のブランド化というのは米を売ろうという施策ではなくて、木島平村を知ってもらおうという意味合いの施策であろうかと思っておるわけであります。現実の問題としまして、今木島平米を500俵欲しいと言われた時に、自由になるお米はほとんどないだろうと思っています。そんなことの中でいかに木島平の露出をしながら観光政策を進めるかという意味合いで、短絡的な施策の展開になってしまっているというような気がしてなりませんが、この辺について村長の答弁をお願いします。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博 君」登壇）

村長（日暮正博 君）

先ほどの再質問でのご質問については、また改めて検討させていただきたいと思います。

また、木島平米のPRは、村のPR、それも同感であります。結果的に村の評価が上がるこ^トによって木島平米のブランド化がさらにできていくということであります。

そしてまた、村の場合にはお米を直に販売している担い手農家の皆さんが多くおられます。そんな中、村長の太鼓判ということでブランド化を図り、高品質のお米を高い価格で販売をする、それによって木島平米価格の相場の計算ができていると考えております。

そんな意味で、更に木島平米とともに木島平のPRを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

それでは3点目の質間に移ります。

先日、中学校の自主公開検討会のご案内をいただきまして、ずっとご指導いただいている東京大学の小國喜弘教授の講演を聞かせていただきました。先生は、この春から障害学というようなことで、そちらの分野も研究をされているようあります。その中の「自立」とは、という話がありまして、以前の職務等の関係から常に学校の先生との懇談会の席で申し上げてきたわけですが、村の子どもたちは村に生まれて、村で生涯を閉じる。子供たちの学校生活は、生涯の一時期に過ぎないよというようなことでありまして、木島平という意識を常に持つような教育をしてほしいというようなことを申し上げてきています。また、それぞれ学校を卒業して、地域に戻った時に、お祭り、消防等地域との繋がりは密接になりますから、そういう意味合いでも、地域を意識する子ども達と言いますか、村民であってほしいということを思い出したところであります。

村は、昭和58年、今は社協に委託をしております「つくしの家」を発足させたところであります。空き部屋を使っての開設でしたが、役場庁舎の清掃等でも日々お付き合いをいただいているところであります。村内の日常に障がい者がいるということで、障害への理解が少しでも進んできたのではないかなと考えてきたわけであります。改めて、この講演を聞きまして「ノーマライゼーション」の考え方、我々が自らの意識を変え、ハンディーをお持ちの皆さんに寄り添う、そういう意識の変革が必要であると思いながらも、特別視をしてしまうというような現実もあるわけであります。そんなことで、我々や村民が意識を変えることで、建物などのハード面や、通院通学などもありますが、地域生活のソフト面が変わっていくのだろうと思っています。我々も歳を取りますし、それから一人暮らしの世帯も多くなっています。年寄り世帯、障害、病気など村民の大半がハンディーのある生活になっていく実態であります。村全体が受け入れられる、寛容な意識変革が必要なのではないか、行政はどのような基本的な意思を持ちながら行われるべきなのか、そんなことを考えるわけであります。

質問であります。

村民の「自立とは」いかに考えられるのでしょうか。

以前の質問で、教育長から副学籍の話をいただきました。どの程度検討し、いつ実現できるのでありますか。

全ての村民が同一であるという意識の中では、障がい者の概念を変えるべきではないか。自分自身もそうですが、加齢とともに、身体的、精神的に制限が生じてこようかと思って

います。村民の大部分がそのような状況になりながら生涯を閉じています。一村民として尊重できるような、施策としてはそれぞれの区分の法律がありますが、考え方、基本的人権という意味合いでは、この辺についても意識の変革が必要ではないかと思います。

以上、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一　君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日暮正博　君」登壇)

村長（日暮正博　君）

それでは、土屋議員の「障がい者施策はどう進行しているか」というご質問であります、まず、「自立とは」いかに考えるかということであります。

平成25年4月1日に施行されました「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、障害者総合支援法と呼ばれている法律」では、旧法にあたります「障害者自立支援法」の題名と目的規定を改め、基本理念を創設した法律です。この法律の第一条の中で、旧法では、「自立した日常生活又は社会生活を営む」という表現をしておりましたが、新法では、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」という表現に改めております。法令等に基づいて業務を遂行している立場からしますと、自立という概念をこの法律で表現されている「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができること」と捉えて、そうした生活が継続できるよう支援事業を総合的・計画的に進めてまいります。法律とか事務・事業だけではなく、基本的な考え方についてもただ単に「自立」というのではなく、基本的人権が尊重され、そういう立場で事業を進めてまいりたいと考えております。

それから、「障がい者の概念を変えるべきではないか」という話であります。おっしゃるとおり、年齢とともに誰もが体に支障が出てくる、そのとおりであります。

ただ、法令等に基づいて業務を遂行している立場からしますと、現行の法令等では、障害者や高齢者の範囲、障害支援の区分が定義されており、こうした区分に応じた行政サービスが決められております。この決められた内容に従って行政サービスを提供しております。法令等において、障害や高齢という呼称をもって定義することが、直ちに基本的人権を享有する個人の尊厳にふさわしくないとは言い難いのではないかなどと考えます。

副学籍については教育長が答弁いたします。

議長（萩原由一　君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
(教育長「小林　弘　君」登壇)

教育長（小林　弘　君）

土屋議員の「副学籍の進捗状況について」のご質問にお答えいたします。

「副学籍制度」につきましては、「校長・園長会定例会」並びに「教育委員会定例会」において協議題として検討してまいりました。木島平村では1年後の4月1日から実施したいと結論付けいたしました。

「木島平村立学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱（案）」は、既に作成しております。飯山市、山ノ内町等の近隣市町村の要綱を参考にしながら、より運用しやすい実施

要綱を作成したいと考えております。

今後のスケジュールは、7月から11月にかけて、「校長・園長会」及び「教育委員会定例会」にて、実施要綱及び運用面を審議し決定、来年の4月1日から施行いたします。

議長（萩原由一君）

土屋喜久夫君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

それでは4点目に移りたいと思います。

村民の皆さんの記憶に新しいところがありますが、「平成の大合併」ということで、北信の7市町村が議論を進めまして、この地域では中野市と旧豊田村が合併となったわけであります。

ここで令和の時代となったわけですが、市町村合併というのはハードルが高いということもあります。それぞれの地域性、住民性等も含めて当然考えていかなければならないだろうと思っていますが、近隣中核の飯山市の人口が非常に減少しているところであります。雑談でよく申し上げたのは、旧北部小学校に小学校を持って行ったら瑞穂、木島も一緒になれるのではないかなど申し上げた記憶もあるわけであります。そんなことで、これから村も非常に財政難になっていきます。当然、中学校も大規模改修が必要になってこようかと思っています。そんな中で、あり余る財源ではありませんから、いかにこの辺を減らしながら村として維持していくのか。そういう意味では、まず、村長が広域的施設の整備について、学校・保育園が全て1校1園になってしまったもので、これ以上はということを表明しておりますし、そうは言いましても全体計画の中で公共施設は、5%は削減していきたいということがあるわけであります。

そんな中で、今、第一通学区では高校の在り方についても議論が進んでいるところであります。それぞれ1校となってしまった保育園・小学校・中学校等を考えた時に、今後どのような連携をしながらどう進められるのか。実際に木島平村発足前に村立木島平中学校というような形で往郷・穂高・上木島の中学校を統合し、木島平中学校を組合立て発足させたというような経過もあるわけでありますから、そんなことの知恵が何かでないのか、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、事務事業の効率化ということです。

実際に北信連合では公平委員会等の事務もありますけれども、介護保険施設の設置もやっていただいているわけであります。介護保険法の施行とともにそれぞれの施設が介護保険事業者という形に変わってしまいました。唯一、老人ホームの高社寮、千曲荘等が広域事業として残っていますし、伝染病舎ということで北信病院の中で設置をされているわけであります。

また、岳北広域につきましては、消防・ごみ・し尿等の施設管理をお願いしているわけでありますが、現実の問題としまして下水処理場が25年経過をしているというようなことで、先日、議会で訪問した時にご説明がありました。本体、躯体等については問題ないわけですが、電気設備については耐用年数30年ということで、5年後に更新するのかどうかということを考えた時に、その辺も含めてどう広域化ができるのか。事務処理だけではなくて、施設管理等、改善できる業務はないのか、ぜひ検討を進めてほしいと思っておりますが、この辺について検討の余地はあるのか、以上2点よろしくお願ひしたいと思います。

議長（萩原由一君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

(教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長（小林 弘 君）

土屋議員の質問にあります保育園・小中学校・高校の在り方及び広域での連携についてお答えいたします。

ご指摘のように、飯山市の人口は既に2万人を切ってしまいました。

「人口減の問題」は、飯山市だけでなく本村をはじめ、近隣の市町村を含めて日本全国共通の問題となっています。しかし、「人口減」をそのままマイナス面として受け入れるだけではなく、「人口減・児童生徒数の減少」という現実をプラス思考で乗り切ろうとする自治体の例もあります。例えば、木島平村よりも人口が少し多い喬木村には、小学校が村の中心部に1校、山あいに1校あり、児童数もそれぞれかなり違っております。合併して1校にせず、授業では、必要に応じてＩＣＴを取り入れた遠隔授業を行っております。学校というものは、地域にとって、また、自治体にとって大事な「教育の核」であり「村づくりの拠点」でもあります。児童・生徒数の減少はあっても、将来を担う大事な人材を、責任を持って教育する責務があります。「少人数でも効果的な授業やアイデアを取り入れた活動」、「地域と連携した特色ある学校」等々、考えることができます。

ただ、昨年度、木島平中学校の部活動では部員が足りないため、他校と合同チームを編成し大会に参加したという実績がありますが、現在のところ、保育園・小中学校の広域での連携、「合併を模索する」というようなことは考えておりません。

次に、高校の在り方についての質問にお答えいたします。

ここでは、下高井農林高校の位置付けについて木島平村として捉えている点についてお答えいたします。

まず、農林高校は、村にとっても、旧第一通学区の市町村及び地域産業にとっても次世代を担う地域に密着した大事な学びの拠点であると同時に、将来地域を担う可能性のある人材を輩出する大事な拠点として捉えております。

生徒数の極端な減少、それに伴う質の高い学びの保障の継続の可否が大きな課題であります。そのためにも質の高い教職員体制の継続・整備等も求められます。

「岳北地域の高校の将来像を考える協議会」も3月に設置され、5月、そして今月にも第3回目の協議会が開催されます。

今後、協議会では、県教育委員会が示した「旧第1通学区 再編計画」、スケジュール、3つの方法、方向等ありますが、そちらの方に向けて農林高校だけではなく、飯山高校を含めた地域全体の高校の在り方について協議してまいります。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、広域連携によりましていかに経費を削減していくかという質問であります。広域連携によって、固定費用の縮減や事務事業の効率的な運用は必要と考えております。そんなことで実施できるものについては取り組んでおります。

役場内の基幹系、住民基本台帳や税務、国保等については、電算システムは共同化しており、本村も平成29年10月から本格稼働しております。共同化に参加しています県内の14町村では、常に稼働状況に不具合がないか、もっと効率的な運用ができないか等を確認しております。

す。

それから、水道や下水道等の公共施設ですが、これらにつきましては、県主催の会議が開かれ検討段階であります。まだ具体的にはなっていない状況ではありますが、これらについても県レベルでそういう見直しの方向に進んでいくのではないかと考えております。

その他、行政事務などについても、広域連携によって効率化が図れるものについては、北信広域連合や岳北広域などでも提案しながら検討していきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

7番 土屋喜久夫 議員

再質問させていただきます。

教育長から日本中がこの課題で悩んでいるというようなことであります。例として、下伊那の喬木村の例を出していただきましたが、木島平村としてこのような特色的な発想も考えておられるのかどうか、ありましたらお願ひしたいと思います。

また、村長からの答弁の中で電算システムの共同化ということであります。もっと効率的な運用はできないかというところは良かったのですが、その前段に稼働状況に不具合がないかというような発言があったわけであります。これについては絶対に問題ないということで進められたと思いますし、我々への説明もそのようなことであったわけですが、この発言についてはどうなのか、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博 君」登壇）

村長（日臺正博 君）

電算の共同化につきましてはクラウド化ということで、独自のサーバーを持たないということであります。ですから、その情報管理については共同で管理をするということで、不具合等があつてはならないということで注意をしているという意味でありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

土屋議員の木島平村として喬木村のような例というようなことを今後考えているかどうかというご質問にお答えいたします。

木島平村でも小学校・中学校ともに「ふるさと教育」というようなことに非常に力を入れておりますが、例えば、他校において「ふるさと教育」について、取組みを真剣にやっているというような学校があれば、先ほどのＩＣＴの遠隔授業ではありませんが、生徒会同士、また授業で意見の交換、または共同で何かをやろうかというようなことの事業構想というものも、こ

これから考えていかなければいけないというように思っております。

一校だけではなく、広域、または長野県だけではなく他の小学校・中学校でも同じように考えているということであれば、ＩＣＴの技術を利用しながら進んでいくことができればというように考えております。

議長（萩原由一　君）

以上で、土屋喜久夫　君の質問は終わります。

(終了　午前10時59分)

議長（萩原由一　君）

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時10分でお願いします。

(休憩　午前10時59分)

(再開　午前11時10分)

議長（萩原由一　君）

会議を再開します。

2番　山浦　登　君。

(「はい、議長。2番。」の声あり)

(2番　山浦　登　議員　登壇)

2番　山浦　登　議員

それでは一般質問通告に基づき4点に渡って質問いたします。

私は今回の村会議員選挙にあたり、政策立案のために全村民を対象にアンケートを実施しました。多くの皆さんより村議会や村政に対する要望、意見、貴重な提言をいただきました。その回答の中から特に多かった要望を4点にまとめて質問いたします。なお、回答された村民の要望を正確に伝え、気持ちをしっかりと受け止めていただくために、回答された原文の通りに申し上げます。

まず、1点目は、村内の道路改修に関して質問いたします。これは、村道、県道、国道の別を問わず、村内全般の道路としての問題としてご理解いただきたいと思います。なお5月31日に開催された「木島平村県道改良整備促進協議会設立総会」の内容を踏まえた上で質問いたします。

「小学校の横断歩道のラインが薄れかかっている。小学校の道は『徐行』という記載が有れば車はゆっくりと走るのではないか。また小学校、保育園の近くだけでも川に柵やグレーチング、アミ等をはめて欲しい。子供が雪でわからず落ちてしまいそうで怖い。他では、事故も起きている」これは30代の女性の方からです。この要望については現状を確認しましたが、校門前の歩道のラインは薄れ、消えかかっており、学校の前を流れる川の柵が一部無く、危険な個所が見られました。早急な対応をお願いいたします。

次に、「各橋の歩道の段差の大きい所の補修をしてほしい」との要望です。

また、「道路整備は一番大事な事業です。路面だけでなく、側面の草木の刈り払い等、見通しの良い美しい道を作つて下さい。農道、村道のことですが、等、農業がスムーズに出来るよう改修に力を入れてもらいたい。」これは70代男性の方からです。また、別の村民の方から「道路改修は抜本的に、ひび割れ、へこみ、水たまりなどひどい」、「流水道路で道が傾き、水が広がらず、雪が片方にたまり通行に支障をきたす。」70代の女性です。「山口地区の道路、中島地区の県道改良」の要望が出されております。

「カーブミラーは十字路で方向が誤っているのがある。直進していて見通しがきかない。相手の車を確認したいのに、自分の姿がミラーに映っている。カーブミラーの場所は平沢と馬曲にむかう道の一角です。」これは80代の女性です。等々、毎日の生活に欠かせない道路への要望が多く寄せられました。

以上、取り上げた各路線についての現場、現状の詳細は不明なので、わかる範囲でお答えいただくと同時に、基本的観点から道路の安全点検、安全パトロールはどのようにされているのか、村民から破損、修繕個所が報告された時にどのような手順で対応、実施されるのか、お聞きいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、山浦議員の村内の道路改良についてということですが、議員ご指摘のとおり、村内の国県道、村道については、経年劣化や除雪による損傷等、村としても大きな課題と考えております。

ご質問いただきましたそれぞれの状況や対応等につきましては、担当の建設課長から答弁します。

議長（萩原由一 君）

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（建設課長「土屋伸二郎 君」登壇）

建設課長（土屋伸二郎 君）

村長の答弁に補足いたしまして、山浦議員のご質問にお答えいたします。

国道403号、県道飯山野沢温泉線、県道馬曲木島停車場線、県道七曲西原線につきましては、県の管理下にございまして、改良工事や維持補修は全て県で行っております。

村としましては、「国道403号木島平地区改良整備促進協議会」及び5月31日に設立しました「木島平村県道改良整備促進協議会」とともに、積極的に改良工事や維持補修を要望してまいりたいと考えております。

また、村道の道路改良工事につきましては、建設改良工事分担金徴収条例に基づきまして、路線ごとに地元分担金が定められております。

もちろん、除雪損傷や軽微な補修につきましては村で対応いたしますが、大規模な改修やオーバーレイ等につきましては、区の中で協議していただき、毎年見直しております各区の地区づくり計画に反映していただきますようお願いいたします。

それから、保育園や小中学校の通学路につきましては、小中学校、それぞれのPTA、学校運営協議会、警察、交通安全協会、建設事務所、総務課、教育委員会、そして建設課が中心となりまして、通学路における緊急合同点検を実施しております。

危険個所の確認やそれぞれの対応策等を協議いたしまして、緊急性の高いものから随時対応してまいります。

道路の安全点検、安全パトロールはどのようにされているのか、村民から破損、修繕個所が

報告された場合にどのような手順で対応、実施されているのかというご質問ですが、建設課としましては、不定期ではありますが、隨時、村内のパトロールを行っておりまして、道路の損傷等がありましたら隨時対応してまいります。

また、村民の皆さまからご報告をいただいた場合には、職員で現地を確認いたしまして、対応してまいります。

議長（萩原由一　君）

山浦　登　君。

（「はい。」の声あり）

2番　山浦　登　議員

アンケートでは「カーブミラーの角度を直してほしい」との要望が80代の女性から寄せられましたが、建設課へ話をしたところ、その日の午後対応していただき、夕方その職員より「修繕が終わりました」との連絡をいただきました。村民から出された要望を役場に伝え、対応していただきその返事を受ける、ごく普通の流れであります。そのことを、要望を寄せられた村民に伝えると「お願いしたらすぐに対応していただき、村政がより一層身近に感じられました」とその方は感謝されていました。

道路に関する要望は、即対応出来るちょっとした破損箇所の補修から、多額な費用と長期の期間を必要とする改良、新設工事等さまざまですが、費用がかからず即対応出来る現場は、早期に対応していただくようにお願いします。村民から要望が出され、村として検討した結果、実施出来るか、出来ないか。出来るならその計画、出来ないならその理由を、区長を通じてか、関係者に連絡していただきたいと思います。「役場へ要望したが、やってもらえるのか、もらえないのか何の返答もない」との声を時々耳にします。これは道路行政だけでなく全ての部署に当てはまります。村民が村政を身近に感じ信頼を深める上で、行政としての基本的姿勢であると考えます。以上　要望を申し上げ、村長の所見をお伺いいたします。

議長（萩原由一　君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博　君」登壇）

村長（日臺正博　君）

ご要望というか、ご質問のとおり、村としてできるものは速やかに対応していく、できない場合にはその理由等を、区長さんなりを通じて報告をしていく、そしてまたその後の対応についてどのようにしていくのか連絡をする、それが本当に重要なことだと思います。それについて、職員にその方法について決定をしながら、村民の皆さんとの信頼を得られるように進めてまいりたいと思います。

議長（萩原由一　君）

山浦　登　君。

（「はい。」の声あり）

2番　山浦　登　議員

それでは、2点目を質問いたします。

2点目は、小学校通学路西小路中島間の県道改良工事進捗状況についてであります。

この件については、先の「木島平村県道改良整備促進協議会設立総会」の場で一定の計画が示されておりますが、再確認で質問いたします。

「現在改良工事が計画されている小学生の通学路でもある馬曲木島停車場線の西小路地区の県道、七曲西原線の西小路中島地区の県道、この2地区路線の早期着工改良を望む」との要望が寄せられました。既に工事は着工されていますが、一部区間が進んでいません。小学校の通学路であり、交通量も多く、道路の幅員が狭いため非常に危険であります。工事の進捗状況と今後の計画を教えていただきたいと思います。

また、この工事の区間にに関して次の質問が寄せされました。「子どもたちが毎日通学路として使用している拡幅されていない区間では、道路の片側にラインを引き歩道として使用しているが、往復のうちどちらかが左側を歩行することになる。『車は左、人は右』と歩行者は右側通行とされているが、道路交通法第10条の第1項には『歩行者は歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って歩行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるとき、その他やむを得ないときは、道路の左端に寄って通行することが出来る』となっている。左側通行が法的に問題ないとしても、万が一自動車との触等のトラブルになった時に問題が生じないだろうか」という内容です。

対面通行が危険回避の原則であり、集団登校の列に車が突っ込んだとか、歩道に乗り上げ園児が事故の巻き添えとなったとのニュースを聞くたびに、ここの通学路は大丈夫か、子ども達はもちろん家族の心配は尽きません。一刻も早い工事の完成を望むものであります。

そこで現在までの進捗状況と今後の計画をお伺いします。

議長（萩原由一　君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博　君」登壇）

村長（日臺正博　君）

それでは、小学校通学路、西小路中島間の県道改良工事の進捗状況ということですが、県道馬曲木島停車場線、県道七曲西原線の通学路の拡幅工事につきましては、これまで村の大きな課題として、さまざまな機会をとおして、早期着工・早期竣工を要望してまいりました。

これまで七曲西原線は、県の単独事業であり、年間1件の用地補償ということで、期待通りに進んでおりませんでしたが、今年度から国の緊急対策補助金を活用したため、事業が大きく進むことになりました。

それぞれの進捗状況につきましては、担当の建設課長に答弁させます。

議長（萩原由一　君）

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（建設課長「土屋伸二郎　君」登壇）

建設課長（土屋伸二郎　君）

村長の答弁に補足しまして、小学校通学路であります西小路・中島間の県道改良工事の進捗状況について、ご説明申し上げます。

まず、山浦議員のご質問にございます「道路交通法と歩道」についてですが、道路交通法第2条では、「路側帯」とは、歩道のない道路に設けられた帶状の部分で、道路標識によって区画

されたものと定義しています。

そして道路交通法第17条では、歩道と路側帯を「歩道等」と定義し、道路交通法第10条2項では「歩行者は、歩道等と車道の区別があるときは、歩道等を通行しなければならない」と義務付けられております。

しかしながら、道路交通法でいくら定義がされようとも、山浦議員がご心配されるとおり、この定義によって児童生徒の安全が確保されたわけではございません。

やはり歩行者を守るための根本的な安全対策が必要と考えております。

馬曲木島停車場線、西小路地区でございます、から七曲西原線、西小路地区、中島の通学路の改良工事の進捗状況についてご説明申し上げます。

まず、県道馬曲木島停車場線についてですが、昨年度、用地補償を終了し、今年度、西の交差点から小学校の方向へ向け、約50mの改良工事に着手いたします。

県道七曲西原線につきましては、これまで年間1件の用地補償でしたが、今年度につきましては、西の交差点から水穂神社までの間を物件調査、用地補償を行いまして、来年度以降工事着工の予定でございます。

なお、ご説明申し上げましたのは現時点での事業計画でございまして、今後、県の予算状況等により変わる場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

議長（萩原由一君）

山浦 登君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

3点目は、高齢者福祉について質問いたします。

アンケートでは、高齢者の方から、切実な要望が寄せられました。

「高齢になり免許証も近い将来返還しなければならないかも。将来が不安である。」これは、80代の女性です。

「各部落に空き家が増えてきた。その場所を1軒改築し気軽に集まれる場所を作つて欲しい。なかなか遠くまでは行かれない。」70代の女性です。

「高齢者が生き生きと楽しく笑顔の持てるような暮らしが望ましい。気がねなく温かな寄りどころのある空間が欲しい。子どもと高齢者の触れ合いが必要。」これは80代の女性です。

「村はデイサービスがあり、これは社協だと思いますが、利用者の宿泊する所がありません。村のデイサービスもショートステイをやって欲しいです」70代の女性です。等々、高齢がゆえに心身の衰え、社会との関わりの縮小により、将来に不安を抱えている高齢者が大勢おり、要望も多岐にわたっています。

村政はこの高齢者の希望をくみとり、気持ちを忖度し、生き甲斐のある生活が送れるよう考えていただくようにお願いいたします。

一方、今2025年問題が言われています。団塊の世代である戦後ベビーブームに生まれた世代が、全員後期高齢者となる2025年には、後期高齢者の人口が2,200万人、介護が必要な人は現在の600万人から826万人、介護にかかる費用も現在の10兆円から21兆円、介護職員が38万人不足、特養老人ホーム入所待機者52万人、認知症の患者、若年認知症、MCIと言われる軽度認知障害の人を含めるとなんと1,300万人になると言われています。実に国民9人に1人が認知症という社会が到来し、介護難民や孤立死も多発すると言われています。

木島平村は、それほどの心配は無いという福祉関係者もありますが、介護施設では介護報酬が少なく施設運営が厳しい、介護従事者が足りないといった問題が生じており、既にその前兆

が表れています。村、社協、地域一体となり対応し備える必要があると考えます。高齢者対策は、今後きわめて重要な問題となります。超高齢化社会にどの様に備え対応し、また要望にどのように応えるか、所見をお伺いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、「高齢者福祉について」であります。村が進めております高齢者対応に関する重点施策の中で、高齢者の皆さん誰もが健康で仲良く生きがいをもって暮らせる村づくりを進め、高齢者お一人お一人の健康寿命が延伸され、お一人お一人が生きがいを持っていただくことを基本目標にしております。

村は、この基本目標を基に、様々な施策を進めております。老人福祉関係では、高齢者の活動支援、在宅生活支援、養護老人ホーム措置の委託、健康増進、老人ホーム施設整備事業費分担金の支出、介護保険会計への繰出金支出、後期高齢者医療事業支援など、様々な施策を進めております。

また、介護保険事業では、地域包括支援センターを設置しまして、総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防事業などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として業務を行っております。

社会福祉協議会においては、高齢者福祉の向上に向けた様々な事業を展開するとともに、介護予防などに関する村から委託を受けた事業の推進を行っております。

ただし、社会福祉協議会のショートステイ等については、社会福祉協議会の関係でありますので、この場での答弁については控えさせていただきます。

いずれにしましても、地域において、高齢者が集うふれあいサロンというものがいくつか開設されており、憩いの場となっているわけであります。

先ほど、空き家を活用してというご提案もありましたが、誰が実際に管理し運営するのか、その辺の課題も含みながら検討しているところであります。

このように、村、社会福祉協議会、地域が一体となって対応して、備えております。

今後、更なる高齢化が進もうとしている中で、村としましても、高齢化が進むことによる課題を的確にとらえて、その課題を一つ一つ解決するとともに、要望を敏感に把握しながら、一つでもかなえられるように進めてまいりたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

山浦 登 君。

（「はい。」の声あり）

2番 山浦 登 議員

4点目は、今、国会でも大きな論争になっており安倍晋三内閣が最重要課題としている憲法9条改正の問題についてお伺いいたします。

この件は、国政問題ではありますが、村の若者たちに関わる重要な問題を含んでいるため、村長の考えを伺います。

アンケートで憲法9条を改正し自衛隊を憲法に書き込むことの是非を聴いたところ、回答者の72%の村民が反対と答えています。また、以前から取り組まれている木島平村9条の会の

3,000万署名は1,400名を越し、村民の30%以上が憲法9条改正に反対する意思を表明しています。

憲法9条改正の議論が自衛官募集に大きく関わってきたのは、この1月、安倍首相が「自衛官募集に6割以上の自治体が非協力。こうした状況を打破するために、自衛隊の存在を憲法上明確に位置付ける」などと発言したことあります。現在、安倍政権が2020年までに改正しようとしている憲法9条改正と自衛官募集の問題について村長はどうに考えておられるか、お聴きします。

議長（萩原由一　君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博　君」登壇）

村長（日臺正博　君）

それでは、山浦議員の憲法第9条の改正問題についてというご質問にお答えします。

憲法第9条の改正問題につきましては、国の安全保障にかかわる重要な事柄と認識しております。重要なことは、憲法に掲げる平和主義をいかに継承するかということあります。従来から、自衛隊が違憲であるとかいろいろと議論されてきましたが、現実問題として昨今の国際状況を考えると無防備・無抵抗で国土や国民の生命財産を守ることはできないと考えます。また、昨今、大きな災害等がありますが、その際などの自衛隊の活動は国民の信頼を受けているものと考えております。

憲法改正問題につきましては、今後の国会での議論や選挙などを通した国民の判断になると考えます。

一般質問につきましては、村の行政に対するものであります。国政に関して私の個人的な考え方を述べることは控えさせていただきますが、将来とも戦争のない、戦争をしない国であり続けることを望んでおります。

ちなみに、村の名簿の件でありますが、防衛省への名簿提出について、希望する条件の村民の情報を住民基本台帳から抽出し、氏名、住所、性別、生年月日を記載した名簿を作成し、防衛相の職員が、その名簿を閲覧しながら、別の紙に手書きで写して持ち帰っています。

自衛隊の長野県地方本部に確認しましたところ、長野県内では、77市町村のうち、44市町村が抽出名簿を作成していると、そしてその名簿を防衛省に出しているということあります。これにつきましては、自衛隊法施行令第120条にあります、「自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」ということが根拠でありますが、防衛相としては求めることができるということで、それに対して提出しなければならないということではありませんので、それぞれの市町村ごとの対応になっているものと思います。

以上です。

議長（萩原由一　君）

山浦　登　君。

（「はい。」の声あり）

2番　山浦　登　議員

一般質問は、村の行政ということですので、自衛隊の問題について、特に村民の名簿が自衛隊の方へ提供されているという点に絞って再質問いたします。

自衛隊員の採用は2014年から4年連続で計画割れとなっています。安保法制等の成立により自衛隊員が海外の戦場に送られることへの危惧や懸念が影響しています。

自衛隊員の募集に対して、先ほど村長が言われましたように18年度に適齢者名簿を自衛隊に紙を媒体として情報提供したのは長野県内77市町村のうち、44市町村です。安倍首相が自治体の「非協力的な態度」を非難し、それを9条改憲の一つの理由に挙げたことで以前とは違った大きな問題となっていました。9条改憲のねらいは憲法に自衛隊を書き込むことにより、戦力不保持を規定した9条2項を死文化させ、海外での武力行使を無制限に可能にすることが懸念されております。そうした下で自衛隊適齢者名簿を強制的に提出させることは、若者が自衛隊に動員され、軍備増強路線に巻き込まれる危険性があります。

そこで次の点についてお伺いします。

木島平村では、自衛隊からの名簿の提供要請に対し、いつから、どのような方法で対応されているのか。

次に、名簿情報提供者の内容、年齢、人数。

名簿情報に基づき自衛隊では、どのような方法で入隊勧奨を行っているか、把握されておりましたらお答えいただきたいと思います。

また、名簿情報提供に当たって、本人、家族の承諾を得ているか、以上についてお伺いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

再質問でありますが、名簿の提出がそのまま軍備増強につながるとは認識をしておりません。自衛隊の任務は様々であると先ほど申し上げました。

具体的にいただいたご質問の中身については、分かる範囲で総務課長から答弁をいたします。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

自衛隊員募集についての名簿の提出について、村長答弁に補足しまして説明申し上げます。

最初に山浦議員が申し上げました適格者名簿という表現でありますけれども、村で提出をしている名簿については、自衛隊に対する適格者の名簿ではなく、最近では何年の何月から何年の何月までに生まれた方の名簿の提出を求められています。具体的には、昨年の高校卒業の対象者というような名簿の提出であります。そういうことありますので、適格者という表現ではないとお答えします。

それから、自衛官の募集については、村へも依頼がありまして、ポスターなどを役場にも貼ってありますけれども、それは依頼に沿ってそうしております。それは何年からということでありますけれども、ここに資料がありませんので、何年からということについてはお答えできません。名簿の提出については、何年か前から行っております。

それから、名簿の提出に家族の承諾を得ていますかということですけれども、それについて

は、一人ひとり得てはいません。

議長（萩原由一　君）

山浦　登　君。

（「はい。」の声あり）

2番　山浦　登　議員

自衛隊法は、自治体が「募集に関する事務の一部を行う」とし、同法施行令は防衛相が関連名簿の「提出を求めることが出来る」と規定しています。一方、市町村の個人情報保護条例は、第三者への個人情報の提供を原則禁止しています。

名簿を提供している市町村は、国が事務を遂行するためなど「相当な理由がある」場合は、その例外と解釈しており、住民基本台帳の閲覧にとどめる市町村は、住民基本台帳法は「紙媒体で提供できるとの定めがない」としております。木島平村の対応は後者の住民基本台帳の閲覧としての対応と思われます。

いずれの方法でも言えることは、大切な村の若者たちの個人情報が本人や家族が知らないままに自衛隊に知られ、政府が推し進めている軍事拡大路線に関わりをもっていくこと。人生に少なからぬ影響をもたらし、非常に危険であるということあります。

村の立場は、法治国家でありコンプライアンスである以上、名簿の情報拒否は避けて通ることはできないとは思われますが、過去の歴史は村の政治の在り方、村民と共に歩む政治を司るもののが有りようを示しています。

これは、昭和7年、満州への移民事業は、世界恐慌による経済的打撃を受けた農民の救済策と称し、国策として始められました。ある時期から村あるいは地域の単位で渡る「分村、分郷」という形で進められ、国や県が市町村に対して移民させる数を割り当てる半ば強制的なものがありました。この国策は、自らの良心に基づいて拒んだ村長がおります。その人物が長野県南部の小村、下伊那郡大下条村、現在の阿南町の村長佐々木忠綱（ただつな）です。国、県から分村移民を強く迫られた佐々木村長は、満州の現地を視察した知見から、戦時下で厳しい自然環境の満州に大切な村民を送るわけにはいかないと強い決意のもと、これを拒む道を選びました。この決断は結果として、敗戦に伴う悲惨な犠牲から多くの村民を救うことになったのです。

この国策の満蒙開拓による分村移民に反対した村長が、大下条村の佐々木村長をはじめ長野県内に5人いたそうです。その中に隣の村、木島村の佐藤副次（ふくじ）村長もおりました。戦時下で国家総動員法や治安維持法により国民生活の自由が制限され、国民挙げて戦争に突き進んでいる中で、国策に反対し村民を守るために奮闘された5人の村長の並々ならぬ決断と勇気に多くのことを学ばされました。

さて、今回の自衛官募集に関しては、私の調査では平成13年4月から平成14年4月に生まれた男性・女性含めて52人の若者の中から、抽出により個人情報が本人や家族が知らないままに自衛隊に提供されたと聞いております。「よく私の個人情報を自衛隊に知らせてくれました」と喜ぶ人や家族は誰もいないと思います。行政機関としては拒むことは出来ない立場にあるとしても、国の政治が村民にどのような影響をもたらすか。当事者や家族が知った時どのように考えるか、その気持ちに思いをめぐらせることも血の通った村政、村民に寄り添う村政でないかと考えます。これが尊い犠牲の上に築かれた憲法第92条以下の国の権力から地方の住民を守る地方自治の精神ではないかと思います。

そこで、今回の自衛隊への名簿抽出・提供についてですが、該当される本人または家族に「通知しました」というお知らせをする予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（萩原由一　君）

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

山浦議員の再々質問であります、名簿提出につきましては法令に基づいて、先ほども申し上げましたが、義務ではありませんが、それに応えたということであります。それがそのまま自衛隊の勧誘に村が勧めたという意味ではありませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

最後の質問にありました名簿提出について、ご家族・本人の同意ということであります、これについては改めて検討させていただきたいと考えます。

議長（萩原由一 君）

以上で、山浦 登 君の質問は終わります。

(終了 午前 11 時 54 分)

議長（萩原由一 君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、午後 1 時でお願いいたします。

(休憩 午前 11 時 54 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 山本隆樹 君。

(「はい、議長。3番。」の声あり)
(3番 山本隆樹 議員 登壇)

3番 山本隆樹 議員

本日 4 点の質問をさせていただきます。

1点目、河川整備事業、2点目、下高井農林高校の件、3点目、スキー場地区の自治体の活動についての件、4点目、耕作放棄地対策の一環としての件の 4 点を質問させていただきます。

まず、1点目、河川整備事業。昨年、樽川の新橋から上流に向かって伐採が始まり、景観も広まり観光の村として、また、防災事業のひとつとして、大変すっきりとしてありがたいと思っています。

今後の村内の河川事業の進捗状況を伺いたいと思います。

また、併せて堤防だけでなく、河川内の支障木の伐採、堆積土の除去の計画も併せて伺いたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

それでは、山本議員の堤防等の伐採等の状況ということですが、村には樽川、馬曲川、大川の3つの一級河川と12の準用河川があります。

ご質問のとおり、支障木、堆積土、漏水個所等、防災上または景観上さまざまな問題を抱えています。

これまで県に対しまして再三要望してまいりましたが、予算等の関係で期待どおりの成果が得られませんでした。

しかし、国は、水害・土砂災害から国民を守るとして、平成30年度から3か年の国土強靭化計画を閣議決定いたしました。

これにより本村でも、河川整備が大きく進展することになりました。

村内の状況や進捗状況等につきましては、担当の建設課長が答弁いたします。

議長（萩原由一君）

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（建設課長「土屋伸二郎君」登壇）

建設課長（土屋伸二郎君）

村長の答弁に補足いたしまして、村の現状や進捗状況についてご説明申し上げます。

新橋から上流に向かって実施しました支障木の伐採につきましては、今年度3年目の事業です。この事業につきましては、県と村とで事業費を折半して対応していますが、限られた予算の中での事業ですので、進捗状況は少ないですが、上流に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、国土強靭化事業の今年度の事業についてご説明申し上げます。

まず、樽川ですが、菜の花橋から上流に向かって、小見橋、樽川橋までの間の堆積土の除去と支障木の伐採を行います。

また、新橋からカントリーエレベーターまでの堤防からの漏水個所につきましては、今年度測量と状況調査を行います。

次に馬曲川ですが、向田橋（むけたばし）から上流、馬曲川橋までの間の堆積土の除去と支障木の伐採を行います。

市之割地区の大川ですが、県の事業として樽川との合流地点から上流に向かいまして、河川幅を2.5mから4mに拡幅する工事を行っております。今年度も継続して実施する予定でございます。

準用河川であります糠千の大川についてですが、今年度と来年度の2か年にかけ、県単河畔林整備事業を活用しまして、河畔林の整備と支障木の伐採を行います。

村内の河川整備の計画については以上でございます。

議長（萩原由一君）

山本隆樹君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

これから計画の中で、国土強靭化計画というものは平成30年から3か年ということで今説明をお聞きしました。その後の継続は見込めるのか。

それと、今、異常気象が続いている何があってもおかしくない日本列島です。防災上、水害とか土砂災害が木島平にも可能性としてやっぱり心配があるので、その辺の優先順位

を明確にして取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

それと、堤防の立木伐採後、チッパーで粉碎処理していただいているが、そのメリットとデメリットがあれば教えていただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（建設課長「土屋伸二郎 君」登壇）

建設課長（土屋伸二郎 君）

山本議員からの3点の再質問にお答えしたいと思います。

まず、国土強靭化事業の今後についてということでございます。国土強靭化事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり平成30年度から令和2年度までの3か年、これは様々なメニューがございますが、国全体での予算は3年間で7兆円程の事業でございます。その中の防災のための重要なインフラ機能の維持ということで約2.8兆円の事業でございます。

令和2年以降、3年を終えた事業が継続するかどうかというご質問でございますが、現在のところ、国では明確にされてはおりません。私どもといたしましても継続していただきたい方針事業ではございますが、状況としては明確に回答することはできません。

2点目の質問でございますが、優先順位を決めて取り組んでいるのかというご質問でございます。防災上、あるいは景観上、また、河川の特徴上というか、やっぱり下流の方から整備をしていくというのが優先でございますので、県と随時話をしながら取り組んでまいりたいと。現に取り組んでおりますが、これからも優先順位を定めてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それから、今年度、新橋から上流の方で支障木の伐採をしてウッドチップにした件でのメリット・デメリットでございますが、デメリットから申し上げますとウッドチップにする機械の借用費用、森林組合からお借りするのですが、費用がかかります。そういう費用がかかるということと、通常、木を伐採しますと産業廃棄物の扱いになりますので産廃の費用がかかってきます。この費用を軽減することにつながりまして、その分、伐採する距離を伸ばすことができるというメリットがございます。ウッドチップにして堤防上に散布しますので、一時的ではありますが雑草防止の効果も狙っております。また、3つ目のメリットとしましては、作業効率が非常に良いです。例えば、薪ストーブの方々に提供するということも考えてはいたのですけれども、どうしても枝の部分が残されてしまったり、取りに来るのが日によってまちまちになってしまったり、倒した後はそこに放置されたりということもあります。ウッドチップにしますとその場で処理できますのでこういった作業効率が良いというメリットもあります。そういうことで、職員の提案に基づきまして、昨年からウッドチップにしております。伐採の距離がかなり延長になったということで、お願いしたいと思います。

説明は以上です。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

木島平の河川は、川の恵みと、逆に災害の危険があります。村として、河川と取り組んできたということが木島平の歴史であり、作りあげられてきた木島平がこの河川によって労力をか

けた村の財産だと思っていますので、今後とも県への要望を絶やさずに河川整備事業に取組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

下高井農林高校の存続ですが、高校の将来像を考えるということで地域の協議会が管内でも設置され検討が始まっています。

高校再編というような謳い文句で下高井農林高校の位置づけが今とても大切な時です。どういう形で下高井農林高校の存続、これから対応を高校改革のスケジュール、地域協議会の取り組みとその方針をお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、「下高井農林高校の存続について」というご質問にお答えします。

昨年9月に長野県教育委員会は「高校改革～夢に挑戦する学び～」実施方針を示しました。その中では、からの長野県における高校教育の姿について定め、高校の再編について方針を示しております。

今回のいわゆる第2次高校再編につきましては、旧通学区ごとに協議会を設けて、将来を見据えた高校の学びの在り方と具体的な高校の配置について9月までに県教育委員会に意見・提案を行うということになっております。

県が示した実施方針の中では、県下の高校を「都市部存立普通校」、「都市部存立専門校」と「中山間存立校」に分けておりますが、旧第1通学区の飯山高校、下高井農林高校は「中山間存立校」に分類されております。下高井農林高校にはキャンパス化等が考えられると示しております。県が示した再編の基準は中山間存立校の場合、募集定員は120人以上が望ましいと。もし在籍生徒数が120人以下、もしくは在籍生徒数が160人以下で卒業生の半数以上が入学している中学校が無い状況が2年以上続いた場合には再編の対象になるとしております。

旧第1通学区では、「岳北地域の高校の将来像を考える協議会」として、この3月に発足し、5月には現地視察を含めた協議会を行いました。今後、月に一度協議会を開催し、9月に意見・提案をまとめることとしております。

それを受けた県教育委員会では来年3月に「再編・整備計画」を策定し、2021年3月には確定するとしております。

下高井農林高校は、農林業を通して食文化や食品加工、地域資源活用、園芸福祉など学び地域の実情に即した学びの場となっております。そのため地元への就職率、定着率が高く、その存続は、岳北地域の産業振興のみならず、人口減少対策にとっても大変重要と考えております。これまでの協議会でもその認識は共通したものとなっております。少子高齢化が進行する中で存続していくためには、これまで以上に周辺地域との連携を密にして、場合によれば関係市町村の支援が必要になることがあると考えます。

なお、協議会の構成員としては、飯山市、野沢温泉村、栄村と本村の首長、教育長、二つの高校の学校長、PTA代表、小中学校のPTA代表、飯水及び中野下高井の中学校長代表、商工業、農林業団体の代表、そして米・果樹・花木農家代表など25名で構成しております。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

(「はい。」の声あり)

3番 山本隆樹 議員

岳北地方の再編で、飯山高校と農林ですが、その中で「再編」という言葉が出てきて、「地域キャンパス化」という言葉も出てきて、「地域キャンパス化」というのは、「飯山地域キャンパス化」となると、飯山高校のキャンパス化ということは、分校になるのか、その「キャンパス化」という意味がちょっと一人歩きしていて分かりづらいのですが、その点についてどういう認識をされているか教えていただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

「キャンパス化」という文言は、県が示している実施方針の中に出でてきている言葉であります。そういうふうになるかどうかはこれから協議会として検討していくということでありますが、キャンパス化は先ほどの話のとおり本校があつて、違う分野の学びの場として他のところにキャンパスを設ける、そういうふうに捉えております。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

(「はい。」の声あり)

3番 山本隆樹 議員

その「キャンパス化」というのがすごく分かりづらくて、もしかしたら飯山高校の分校になって下高井農林高校が無くなってしまってはいけないかという懼れもあるのか、その辺がこれから協議会で議論してもらいたいと思っていますが、今、ある新聞の記事で村長は「両校を残して地域の多様な要望に応えて、どういう人材を育てていくか考える時期にきてる」と。「外からも生徒を呼び込める高校にしていく方法で考えていくべきではないか。特色ある2校を残すことを前提に考えていきたい」という記事もございます。

また、飯山の教育長もこの地域の振興のためにも同校を存続していきたいという熱意があります。でも、今の極端な少子化等で、いろんな形で再編のことも考えていかなくてはいけない。いろんな高校、下高井農林がどうなっていくかというのは、この木島平地区にとっても無くなってしまえば大きな損失ですし、これからのことを考えれば大切な人を育てるためにも、農業を中心とした進路等をしっかりと示して、存続できる農林高校にしていっていただきたい、そういう検討をこれから協議会でも進めてもらいたいと思っています。その維持、存続だけではなくて、少しレベルを上げて高専化というのも良いのではないかということで、そうすると全国唯一の農業高専ができると。そういうことをすれば大きな一石を投じて、一つの村の在り方、村づくりが教育と農業という中で、木島平からの大きな発信にもなるのではないかというような声もありました。それを届けて、今後の協議会へ話を進めていっていただきたいなと思います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日暮正博 君」登壇)

村長（日暮正博 君）

要望ということですが、お答えしたいと思います。

先ほど議員が申されたとおり、この地域の産業振興にとっても農林高校の存在は本当に大きいと考えております。そしてまた、この岳北地域でありますが、小学校を卒業した生徒の皆さんにとっても多様な選択肢のあるその中で、子どもたちが自分の進路を決めていく、そのためにもこれまで下高井農林高校が果たしてきた役割は大きいと思います。

ただ、現実問題として昨年生まれた子どもたちの数から推計される高校生、生まれた子どもたちが高校に入学する頃の学級の数は4クラス程度と推計されております。そうなるとその数で維持することができるかどうか。仮に今の下高井農林高校を存続するということであると、相当特徴のある学校にしていく必要があるだろうと思います。もし、その場合には県というよりもむしろ周辺市町村がどれだけそれに関わってくるのかなと思います。そういう意味で、協議会の中で方針が決まるかどうか、それは別として、将来ともに周辺自治体、特に下高井農林高校があるこの村としてどういう形で子どもたちの学びの場を確保しながら、なおかつ将来の発展に役立っていくか、それをこれから皆さんとともに考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

(「はい。」の声あり)

3番 山本隆樹 議員

では、3点目の質問に入らせていただきます。

4月の村議会選挙に、スキー場から2名の候補者が、立ち上り抱負を語られました。

村政及び移住定住の観点から貴重な意見もいただきました。

現在、スキー場には世帯が128世帯、男性122人、女性105人、計227人が登録されています。

これから行政の在り方にも、スキー場の皆さんのが大きな村政の動向として、声が届くような積極的な働きがけが大切なのではないかと思っております。

村として「スキー場区」という形への取り組みはできないのか、伺いたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日暮正博 君」登壇)

村長（日暮正博 君）

それでは、「スキー場地区の自治活動について」ということありますが、村が発足してから自治区として参加していない地区ということで、改めて組織化をお願いすることは難しいなと感じております。村の施策を村全体で進めていく上で自治区は必要と考えて、「スキー場区」の組織化も同様に必要と考えております。

平成22年に、地区の皆さんと何度か懇談会を開いて、話を伺った経過がありますので、当時の経緯について総務課長から答弁します。

議長（萩原由一 君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「武田彰一 君」登壇）

総務課長（武田彰一 君）

村長答弁に補足をしましてスキー場地区の皆さんと話し合いを持った経緯について説明をさせていただきます。

まず、スキー場地区の自治区が必要だという前提のもとに、そういう機運が高まった中で、そういう話し合いが持たれたということで答弁させていただきます。平成22年7月から23年5月、この約8ヶ月の間に、4回の懇談会を開催して組織化、いわゆる「スキー場区」としての推進を村としても図ってきた経過があります。

会議を重ねる中で、地区の方からも、「自治区がないために広報誌が毎月郵送されてくる」、「消防団組織がないので消防団第2部の団員が消火栓の除雪をしている、大変感謝をしている」、そういう話を聞いています。一部には必要性を感じている話を伺っています。

懇談会は、スキー場の総合グラウンド上段からゲレンデ上段までの全ての居住者を対象に参加を呼びかけて開催をしてきてますが、村の自治区の状況、区の予算、区費の徴収の状況であるとか、そういう細かな説明をしてきました。4回とも15人から20数人の参加をいただいているが、参加者からは「現状の限られた方の参加だけでは、組織化に向けて話を進めていくことは困難だ」と、そういう必要性を感じてはいるものの、具体的にはならなかつたとの経過を聞いています。

先ほど村長が答弁をしましたけども、村の施策を村全体で進めていく上で、スキー場区という自治区は必要だという前提の中で、スキー場地区の中には、行政の政策に参加したりして、興味を持っている方が大勢います。ぜひとも、この件については、具体的に進められるように取り組んでいきたいと考えています。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

（「はい。」の声あり）

3番 山本隆樹 議員

8年前にその懇談会を開いて組織化というのがなかなかまとまらなかつたという回答です。本当に村の施策、これから村全体で進めていく中で、これからの移住定住とかいろいろな形で良いアイデアを持っている方がけっこういらっしゃるのですが。だから、そういう人の声を本当に聞ける場を設けたら、もっといろんな意見が出て、木島平も活性化していくのではないかと思っています。

その中で、ちょっとその組織化が難航しようと思ひますけれども、村から各地区で地区づくり懇談会というのを開いて、ぜひそちらの方にもそういう機会が設けられるような、こちらからも働きをかけて、スキー場だけで足りなければ、上木島地区で1回、そういう形での会合を開くとか、開催を働きかけ、村政の意向を伝え、またスキー場からの意見を吸い上げていける場を設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

スキー場地区の「区」については、先ほど22年、23年という話をしましたが、それ以前にも何回か取組みをしたと聞いております。その中で一部の方だけが参加して区を作ったらどうかということも検討されたというようなことではあります、最終的には実現しなかったということです。

いずれにしましても、先ほど提案がありましたとおり、スキー場地区にも大変多くの村民の皆さんのがいらっしゃるわけで、そういう皆さんのご意見・ご要望を聞く場を設けていく、そのためにどういう方法があるのか、それをきっかけとして「区」という形につながっていけばと思いますが、改めてまた検討させていただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

(「はい。」の声あり)

3番 山本隆樹 議員

最後4点目、「耕作放棄地対策の一環『農業支援システム』構築」ということで、高齢者の農業離れという形で増えてきました。

また、逆に定年の方が帰農で農業をやりたいと。あと、移住定住者への農業支援として、春先の「畠の耕運」までやっていただければ取り組めるという方もたくさんいらっしゃいます。行政でそういう要望を取り組めないのか。

特に、高齢者によるまだ農作業はしたいが、重労働ができないなってきた。あと、機械が壊れて農作業を断念、しかし農業機械のレンタルにはちょっと抵抗があるという方もいらっしゃいます。

また、定年帰農者、移住定住への農業への取り組み支援システムを作り上げることが、一つの耕作放棄地策の一環になると思っております。

土地の貸し出し等も含め、農業支援システムの構築ができるのか伺いたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

それでは、耕作放棄地対策の一環で「農業支援システム」ということであります、この点について、村の農業振興公社は、高齢農家や零細農家などからの受託作業を通して支援する役割を持った組織であります。特に圃場面積が小さいなど、言ってみれば担い手になかなか作業の委託ができない条件不利地での作業を受託しておりますので、是非ご利用いただきたいと思います。

詳細については、産業課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業課長「丸山寛人 君」登壇)

産業課長（丸山寛人 君）

それでは、山本議員の「耕作放棄地対策の一環としての『農業支援システム』構築」について村長の答弁に補足してご説明させていただきます。

ご指摘いただきました「農業支援システム」についてですが、高齢者の農業離れ対策、定年帰農者、移住定住者への農業支援として、春先まで畑の耕耘までの受託に取り組めないかというものでございます。

村の農業振興公社では、各種農作業を有料で受託しており、畑の耕起も平成30年度は2.5 h aほど受託作業を行っております。保有機械や作業員体制、実施希望時期などから限界は当然ありますが、一定量の作業受託は可能な状況と考えております。現時点農作業受託などを行政で取り組むことは困難と考えております。

高齢化や農業機械の老朽化等を理由に農業の継続を断念されることにより、農地の荒廃地化が進行することも想定されますし、定年帰農者や移住定住者への「農業支援システム構築」のご提案についても荒廃地対策として有効な手段と考えております。定年帰農者や移住定住者に限らず、一体的に荒廃地対策に取り組んでまいりたいと思います。

また、農地の賃貸借の状況でございますが、これについては現在、農業振興地域については40 a以上、それ以外の土地については5 a以上で貸し借りが可能となっております。これら農地の貸し借りについては、農業委員会との検討、協議事項となりますので、その辺もご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（萩原由一 君）

山本隆樹 君。

(「はい。」の声あり)

3番 山本隆樹 議員

今の移住定住者で農業菜園をちょっとやりたいというような形で声がかかる時があります。そういう時にどうしても農地法とか、農地の貸し出しには制約があって、今の平米で言われてもそこまでは出来ないよというような形で断念せざるを得ない人もあります。今、市民農園という形でやられているやり方と同じような形で、何か村の区分として特定貸付けできるような土地の斡旋で、そのところを簡単な菜園で良いという方がいらっしゃれば、そういう形で軽く借りられたり、手続きもしやすかったり、農業としてもその人たちに与えられることが大きな移住定住の中でも村としての活性化の一つにもなると思います。耕作放棄地対策にもなり、移住定住の一つの呼び込みと言いますか、増につながるそういうアイデアがあると思うのですが、その取り組みについての考え方というのはどうなのでしょうか。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業課長「丸山寛人 君」登壇)

産業課長（丸山寛人 君）

ただ今の再質問についてご説明させていただきます。

現在、村で行っている市民農園の関係でございますが、これについては、スタート時点は調

布市での市民農園の需要の多さ、それから村への誘客、誘致といったものも期待を込めながら市民農園をスタートしております。

現在、村で水田、それから畠を貸付けておりますので、こういった市民農園については、当然村内の方にも適応できる内容でございますので、これらについては今後の貸付け、利用の中でそういった方にも利用を広く声を掛けていきたいと思います。

いずれにしましても、農業に関わることが移住定住、定年帰農、幅広く影響や効果があると考えております。今後ともいろんなご意見をちょうだいできればと思いますし、村としてもそういったご提案を具体的に取り組めるよう進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一　君）

以上で、山本隆樹　君の質問は終わります。

（終了　午後1時39分）

議長（萩原由一　君）

5番　丸山邦久　君。

（「はい、議長。5番。」の声あり）

（5番　丸山邦久　議員　登壇）

5番　丸山邦久　議員

私は、3点について質問いたします。

- 1、人事について。
- 2、木島平村の観光について。
- 3、ファームス木島平の今後の運営について。

以上3点であります。

まず、1番目として人事について伺います。

村役場の人事については、村長の専権事項であることは承知しております。しかしながら、課長職が猫の目ごとく替わっている例もあります。もう少し腰を落ち着けて仕事をし、係や課の改善・進歩、ひいては村民の生活の向上に寄与していただきたいと考えるところがありますが、村長のお考えを伺います。

議長（萩原由一　君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博　君」登壇）

村長（日暮正博　君）

それでは、丸山議員の「人事について」ということであります。

職員の人事につきましては、適材適所に心がけております。そしてまた、在職年数、一定の経験を積んだりしてということも重要だと考えております。しかし、時には職員の体調等にも考慮した人事を行うこともありますのでご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一　君）

丸山邦久　君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは、再質問いたします。

村職員の異動時に引継ぎがなされていないケースが散見されます。具体的に、私の経験で言いますと、タヌキが出て困って、畠を借りたいと申し込んだところ、「今、畠を全部貸出し中で、いつから貸せるか、後日連絡します」と言ったまま、ずっと返事がなかったわけです。それで、あまりその返事がいただけなかつたものですから、行ってみたらもう係が替わっていたと。つまり、私の要望については引継ぎがなされていなかつたわけあります。

また、去年、ハルザキヤマガラシをふう太の方で駆除しましようと言つておりました。私の知り合いが「除草剤が効かないんだよね」と話していたものですから、担当者にこのように伺いました。「グリフィオサートを何倍で撒いたら効きますか。私の知り合いで効かないと言っている人もいるんだけど」と。返答は「分かりません」ということでありました。少なくとも村民に駆除しましようと言つてている担当者が「分かりません」と言うこと自体、非常に仕事に取り組む姿勢が変かなと思ったのですが、やはり前任者からきちんとそういうことを引き継いでおく必要があるのではないか。前任者が得た経験とかノウハウを土台にして、次の人にもっと発展させてからこそ、村政が発展していくわけであります。その辺について、村長はどうお考えか。今後、引継ぎ期間を設けて、引継ぎを義務付ける考えがあるか、なしか、2点伺います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

ご指摘のあった件につきましては、大変申し訳なかつたとお詫び申し上げたいと思います。

いずれにしましても、そういうことのないようにしっかりと職員に伝えていきたいと思いまし、それからまた引継ぎにつきましては、それぞれの職員については係長、係長については課長、課長については副村長等というふうに引継ぎの際に確認をしているということあります。ただ、細部について十分に引継ぎされていないということありますので、その辺についてもまた改めて徹底してまいりたいと思います。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは、2点目、「木島平村の観光について」。

観光振興局が設置され、内外からの誘客を開始しました。村を訪れる人が増えることは大変喜ばしい事であります。

しかし、私はもっと先にやるべきことがあるように思います。木島平村の観光の振興のためには、村のファンづくりが欠かせないと考えております。率直に言ってしまえば、村の第三セクターで運営するホテルの顧客満足度が低いことが心配でなりません。1月の大会週間でシューネスベルクの食事が悪いと大会役員が怒っていたことを村長はご存知でしょうか。かつて、人はその店舗の評判を25人に話すと言われていました。その25人が、また25人に話す。だから良いにつけ、悪いにつけ725人がその評判を聞くことになる、こういうふうに我々は

教わったものであります。しかし、現在は、IT技術の発達により、良い評判も悪い評判も世界中にあつという間に広がります。

私は、本格的に誘客をする前に、木島平観光株の運営する施設の食事の改善をするべきだと考えておりますが、村長のお考えを伺います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

それでは、村の観光ということであります、主には第3セクターの食事の件かと思います。

議員がご指摘のとおり、今後、誘客を強化していく、その際に顧客満足度を上げていくということは必要だと思います。そしてまた、様々なサービスの中で食事というのはやっぱり重要なものと考えます。村としてもサービス向上の一環として、食事の質の向上を求めてきております。そのため、新たな料理人の雇用等についても対応するようにしてまいりました。

人手不足、いわゆる板前さんと言われるような職人的な料理人が減ってきておりましたが、これまで様々なルートで募集をしてまいりました。ここにきて、ようやく採用のめどがついて、今月から勤めていただくようになったと報告を受けております。

食事に限らず今後とも、誘客の強化とともに、より一層サービスの向上に努めてまいりよう私の方からも働きかけてまいりたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

ただ今、顧客満足度の向上という言葉がありました。「顧客満足度を向上しろ」といくら叫んでみても顧客満足度というのは向上するものではありません。この点については、代表取締役社長である日臺村長が顧客満足度、要するに来てくれたお客さんにどういう感動を与え、どういう満足を与え、どういう状態にしてお返しするか、それをはっきり皆に伝えない限り、顧客満足度というのは向上しないはずであります。ぜひ、ここでその顧客満足度、村長の考える顧客満足、そこをお聞きしたいと思います。

あと2つあります。

ここに職的な料理人を採用したとあります。採用できたことは、大変進歩したことで喜ばしいことだなと思います。しかし、現在の宿泊業、飲食業もそうですが、どちらかというと職員志向の方向には行っていません。お酒飲まれる方は、「獺祭（だっさい）」というお酒の銘柄をご存知ですよね。獺祭は、杜氏（とうじ）という職人を廃止して新人の従業員を3名教育して杜氏の仕事を科学的にやらせているわけですね。醸造業も科学であれば、料理も私は科学だと思うのです。ある程度、科学的な素養のない人はなかなか一流にはなれない、そのように私は考えております。経験や勘に頼った調理ではなく、やはりプロパーと言いますか生え抜きの社員を育てていくべきではないのかなと考えます。

3点目としては、取締役の構成員に生え抜きが2名しかいない。会社の業務に関わらない人が10名もいる。これで、本当に取締役会が機能するのでしょうか。

その3点について伺います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

最初の顧客満足度ということではありますが、これについては、先ほど申し上げたとおりトータルのサービスだと考えております。例えば、ホテルに泊まった際に、主な目的としてスキーを目的に来られる方もあるだろうし、紅葉を楽しみに来られる方もあるだろうし、そしてまたゆっくり休むこと自体を求めてくる、いろんなお客様がいます。それらに対して、それぞれの要望にお応えしていくことがやはり大事だと思いますし、いずれにしてもお帰りの際に、喜んでお帰りいただいて、そしてまた改めてまたここに来たい、そういう気持ちになっていただくことが顧客の満足度だと思います。

それからまた、職人と言いましたが、やはり先ほどの話のとおり食事についても様々な設定が考えられると思います。例えば、学生のように量を求めることがあるでしょうし、山村でゆっくりと休みたい場合には、ゆっくりとそうした料理を楽しみたい、いろんな要望があるだろうと思います。それらに対応できるような体制が必要だろうと思います。

そしてまた、取締役会であります。社員については2名ということではありますが、実際にはもう1人、営業を担当している取締役がおります。それからまた、第3セクターであります木島平観光株式会社につきましては、スキー場が中心でありますので、そこにあるスキー学校等とも密接な連携が必要でありますし、材料の提供、それからいろんな繋がりで商工会等多くの皆さんと関わって経営がされている第3セクターであります。そのような中でのバランスを取りながら、そしてまた周辺の宿泊施設の皆さんについては株主でもあります。そういう皆さんのご意見等も取り上げる、そういう形での取締役会を構成しておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは、再々質問させていただきます。

先ほど、私は目標を定めることが社長の一番大事な仕事であると申し上げました。

今、木島平観光株式会社を外から見るにあたって、組織としてうまく機能しているように見えないです。それはやはり、目指す目的地がどこにあるのか、それがはっきりしていない。社員の方に聞いてもいろんなことをおっしゃいます。どうもベクトルが合っていない。やはりそこが合うことがこの企業がしっかりととした実績を上げていくのに第一に必要なことだと私は考えます。ぜひ、社員とどういう目的地を目指していくのか、そこをしっかりと議論していただきたいと思うのですが、議論するお考えはおありかどうか伺います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

どういう目的意識かということですが、私がたびたび申し上げているのは、木島平観光株式会社は、多くの村外からお越しいただく皆さんにとっての木島平の顔であると申し上げております。

皆さんの第一印象であったり、その間のサービスであったり、そういうものが木島平の印象を大きく変えてしまう、そういう自覚を持って接してほしいということは常々申し上げております。そしてまた、機会あるごとに、主に懇親会であります、できるだけ社員の皆さんとも交流をしながら意見交換をしたり、私からの希望を伝えたりしております。

第3セクターとして、民間のスキームを考えれば、やはりある程度村民の皆さんにお返しする分もなくてはいけないと。そういうことで、第3セクターとしての役割もありますが、それについても社員の皆さんと共有していかなければと考えております。

議長（萩原由一 君）

丸山邦久 君。

（「はい。」の声あり）

5番 丸山邦久 議員

それでは、3番目、「ファームス木島平の今後の運営について」伺います。

3月議会でも、当時の萩原由一議員が村長に質問されていますが、改めて村民合意とはどのようなものか、具体的に示していただきたいと思います。

また、農村木島平㈱との指定管理契約が期限切れになってから早15か月を過ぎようとしていますが、加工場についてはいまだに稼働する気配さえも外からは見えておりません。遅々として進まないと感じている村民も多いと思います。

3月議会でお答えになっていた村民合意の進捗状況はいかがでしょうか。また、村長がいつまでに村民合意を取り付けるという目標期日がありましたらお聞かせください。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、ファームス木島平の今後ということです。村民合意ということですが、これについてはこれまでの議会の中でも申し上げてきております。多額の費用をかけて建設した施設であります。そしてまた、その用途というか、それを十分に使わない場合には補助金の返還の対象になるとか、いろんなことを考えますと今ある施設を有効に使っていく、そういうことだらうと。そのためには、その方針を村民の皆さんにもご理解いただきたいと。ただし、施設全体についていろいろ課題があるわけであります。そのことについて、一気にというわけにはいきませんが、徐々に村民の皆さんとの同意を得ながら進めてまいりたいと考えております。

そんなことで、ファームス木島平につきましては、昨年から村の直接管理ということで、7月から木島平村農業振興公社によって3つの店舗を運営してまいりました。

規模が大きいことから現在は建物の東側の交流ホールを中心に利用し、中心から西側については、できるだけ経費が掛からない状態で活用しています。ただし、道の駅として村の玄

関口にあたるため、訪れた皆さんに不快なイメージを与えないよう、飲食などで人が多く集まる交流ホールには、今年度空調設備の設置を計画しております。加工室を含む中心部から東側にかけては施設上の不備があることは以前にも申し上げました。昨年来、利用に向けて打診したり、逆に問い合わせがあつたりということがあります、施設の現状を説明するとその計画が立ち消えになってしまうという状況であります。

また、現在の店舗運営は間もなく1年が経過します。その経営状況などを検証し、更に観光振興局の機能充実のため、徐々に利用する部分を増やしていくことも検討しております。

まずは、村民負担を抑えながら機能の活用を図るためにどのような利用をするのかを定め、その上で施設修繕のための村民合意を得る必要があると考えております。

現時点では、このような状況であり、村民合意のための計画づくりがすぐにできていないという状況でありますのでご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一　君）

丸山邦久　君。

（「はい。」の声あり）

5番　丸山邦久　議員

今の答弁をお聞きしても、村民合意とはどういうものなのかよくわからなかつたわけであります。やはり、どういう状態が村民合意にあたるのか、それをやっぱりきちんと分かるように言わないと、優秀な役場の課長さんたちも動けないのではないか。そこはやっぱり一番大事なのではないかなと。

あと、期日についても、できなくても良いではないですか。でも、「この日までにはやろうよ」と言うことも必要なのではないでしょうか。

何かさつきから話を聞いていると、その期日については明確にしない。やはり、できないならできないでも良いからとにかくいつまでにやろうよと言わなければ、人って動かないのではないかかなと思いますが、村長はいかがお考えでしょうか。

議長（萩原由一　君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博　君」登壇）

村長（日墓正博　君）

先ほど申し上げた村民合意であります、これについては多額の経費をかけて整備したものはしっかりと有効に使っていくと。そのためには、どういう使い方があるのか、そしてまたそのために費用をかけてこれから整備をしていく必要があるわけであります。ですから、その方針について合意をいただきながら進めていきたいということありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一　君）

以上で、丸山邦久　君の質問は終わります。

（終了　午後　2時01分）

議長（萩原由一　君）

会議の途中でありますが、ここで、暫時休憩といたします。

再開は、2時10分でお願いします。

(終了 午後 2時01分)

(再開 午後 2時10分)

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 江田宏子 さん。

(「はい、議長。9番。」の声あり)

(9番 江田宏子 議員 登壇)

9番 江田宏子 議員

私は通告に基づき、4項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目目、「子どもたちの“生き抜く力”を育むために」ということで、教育長に質問いたします。

社会や時代の変化とともに、子育て環境が刻々と変化しています。

利便性の向上や、生活・遊びなどの変化に伴い、子どもの身体能力や脳の発達に影響が出ているという調査結果もあります。

「子どもたちの何を育てたいのか」、「どのような子どもを育てたいのか」など、関わる大人たちの考え方や関わり方の積み重ねで、“子どもの育ち”に大きな差が出ると言っても過言ではなく、家庭・保育園・学校・地域での子育て環境・教育環境などについて、道筋を示し、サポートする「教育委員会の役割」は大変重要です。

「木島平ならではのアドバンテージ、優位性」を示していくことは、子どもたちのためであることはもちろん、子育て世代や移住を検討されている方へのアピールにもつながります。

そこで、4つの観点から伺います。

1点目は、これから社会を生き抜いていくために「必要な力」、「意識して育てなければいけない力」、また、「今、子どもたちの力で欠けていると感じること」はどのようなことだと思いますか。また、それらを育てるための強化策についてお伺いします。

2点目は、家庭や地域への働きかけについて伺います。

「子育てで大事なこと」、「力を入れたいこと」などを、家庭・保育園・学校・地域等で共有し、地域一丸となって連携し、力を入れていくことが非常に大事なことです。

今や、体験活動や集団遊び、自然の中での遊びなどをあまり経験せずに育った世代が、子育て世代になりつつあり、また、共働きで子どもに関わる時間も少ない家庭が多い中、どの子も「木島平で育って良かった」という気持ちをもってもらうには、保育園・学校・地域での体験活動の強化、地域での支援が必要です。

また一方、“家庭での子育て力・教育力の向上”“親育て”なども、教育委員会としての大変な役割です。

平成29年度から3年間の計画として策定された「木島平村教育大綱」を見ると、「家庭・地域の子育て力向上に向け、『家庭の日の普及啓発』『子育て講座の開催』」とありますが、これまでどのような取り組みをしてこられたか伺います。

また、その他にも、地域に周知していることとして、どのようなことを、どのような方法で伝えているか。また、これから伝えていきたいことはどのようなことかお伺いします。

3点目は、“生き抜く力”につながる「信州やまほいく」の村内での認知度について伺います。

「信州やまほいく」は、長野県が推進し、県外からも注目され、他県でも取り組み始めています。県議・市町村議問わず、県内の有志議員で、やまほいく推進議員連盟を設立しようとい

う動きもあります。

おひさま保育園も現在、岳北地域で唯一認定を受けていますが、単に保育活動をアピールすることが目的なのではなく、「子どもの何を大事にするか」「何のために取り組むのか」という“理念の詰まった取り組み”です。

幼少期にじっくり遊んだ経験や、生活の中での様々な経験、自然との関わりなどが、子どもの自主性や心身を育み、自尊心・自己肯定感を育てる。そして、幼少期に心身の“根っこ”を強くすることで、成長とともに枝葉を広げ、力強く伸びていく。

そのために、保育園でも家庭でも「子どもを真ん中にした保育・子育て」をという理念です。これは、小学生にも通じることだと思います。

この大事な理念や目的を、保育士や担当職員はもちろん、家庭や地域に広げ、共有することが必要だと思いますが、保護者や地域の方々にはどの程度伝わり、認識されていると思われるかお伺いします。

4点目ですが、スマートフォンやパソコン、電子機器などによる身体や脳への悪影響や、家庭内でのコミュニケーション不足などが指摘されています。

スマホなど、デジタル機器の使い過ぎによる「子どもの言葉や脳の発達の遅れ」、視力の低下、睡眠障害、集中力や記憶力の低下、社会性や感受性の低下なども報告されています。

これらの症状は、子どもだけではなく、大人にも同様に表れ、スマホ依存で脳過労になり、会話が成り立たない、物忘れがひどくなるなど、認知症に似た症状や、新型うつの誘発なども報告されているようです。

一方、育児中・子育て中の親はどうでしょう。

スマホをしながら子どもに関わる親も多くなっているのではないでしょうか。

ある小児科医の講演で、無表情の赤ちゃん、視線の合わない子どもに、家庭で1週間、親がテレビやスマホから離れ、子どもと視線を合わせるようにしたことで、改善した事例、また、落ち着きがない子、暴力的だった子が、ゲームを制限したことで改善したという事例などが報告されました。

子どもの表情を写真で見せていただきましたが、明らかに治療前と治療後では目つきや表情が違っていました。

それだけ、スマホやゲーム・テレビなどの影響は大きいということです。

子どもたちへの指導とともに、子育て中または妊娠中の親に対する働きかけも、村を上げて取り組むことが必要だと感じます。

これまでどのような対応をされてきたか、また今後の取り組みとしてどのように考えていらっしゃるか伺います。

議長（萩原由一　君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「小林　弘　君」登壇）

教育長（小林　弘　君）

江田宏子議員の「社会を生き抜いていくために『必要な力』、『意識して育てなければいけない力』、また、『今、子どもたちの力で欠けていると感じることとはどのようなことか』」の最初の質問にお答えをいたします。

子どもたちを教育していく大前提是、「教育基本法」です。その「第2条」には教育の目標として、次のことが謳われています。抜粋であります。豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う、また、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う、と

いうことであります。

これらの目標を咀嚼しながら、現代社会に次から次と大きな教育改革のうねりが押し寄せてくる中で、「生き抜く力とは」の概念と木島平村の子どもたちに焦点を当ててお答えいたします。

まず、社会を生き抜いていくための必要な力、意識して育てなければいけない力がありますが、会社の採用試験でも、求める人材として話題になります。

1つ、対話ができる人、双方向のコミュニケーションができる人。

2つ、自分の考えをまとめて発表できる人 言い換えるとプレゼンテーション力であります。かつ主体的にものごとに取り組める人。

3つ、対応力があり、柔らかな感性の持ち主であること。

4つ、キャリア教育でいう将来に向けての自立心と自らの意志を冷静に律することができる自律心のある人、などが求める人材像かと思います。

今、述べたことは、学校教育においても共通事項となる「育てたい力」でもあり、「育てなければいけない力」でもあると考えます。

しかし、これら全てに抜きんでている子どもたちもいるでしょうが、一方、人ととの対話が苦手な子どもたちもいます。人にはそれぞれ個性があり、対面の仕事は苦手だが、一人で創造力を発揮できる仕事なら自信を持ってできるという子どもたちもいます。

例えば、文章を書く、事業を企画する、チームで仕事をする等々の仕事は、自分にはどうも合わないけれども、1人でもできるプログラミングなら自信がある、という子どもたちもいると思います。

このように得意分野で、それを生業としていきたいと将来設計を描いている子どもたちへの支援体制も大事な教育であり、社会を生き抜く力となっています。

敢えて言えば「限りない可能性を秘めた子どもたち一人ひとりの個性的な学び」を尊重する教育が、子どもたちの「生き抜く力」に結びついていくと考えます。

次に、「今、子どもたちの力で欠けていると感じることはどのようなことか」と「その強化策は」についてお答えいたします。

「欠けている」というよりも、木島平小学校、中学校の児童生徒に望むことであります。それは、一言で「教科書以外の活字に触れる」ということです。「読書」と「新聞を読むこと」です。このことは、今まで「校長・園長会」で話題にしてきましたが、スマホ・ゲームに触れる時間が長い昨今、特に感じているからであります。実際、小学校・中学校でも「読書の時間帯」は日課表にあります。しかし、「活字に触れる時間」とスマホ等の「画面を見つめる時間」を比較した場合、「画面を見つめる時間」の方が圧倒的に多いのではないかと思います。

そのためにも、今後も「読書の時間の継続」と「新聞を読む習慣形成」をさらに小中学校に引き続き働きかけていきたいと考えております。

また、「NIE」と言いまして、信毎でも毎週取り上げておますが、1930年代にアメリカで始まり、現在日本でも広範な学校でも取り入れています新聞を教材として活用する、活字に興味を持たせる、そういう学習活動を小学校・中学校でも実施できればと願っております。

2点目の「家庭の日の普及啓発」「子育て講座の開催」について、お答えいたします。

「家庭の日」は、社会環境が変化し、家庭の中での家族の絆が薄れつつあることから「家庭を大切に」という願いの下、昭和30年に鹿児島県で生まれ、その後全国的に普及し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

家庭は、ふれ合いと安らぎの場であるとともに、子どもの人格形成をする上で大きな役割を担う大切な場でもあります。人との関係のあり方や社会のルールを学ぶ場でもあります。

例えば、家庭の日には、「スポーツやレクレーションなど家族で一緒に楽しむ」とか、「地域の行事に、家族みんなで参加して地域の人々と交流する」とか、「テレビやゲームを消して、語り合う時間をつくる」、そういうことが、家族が一緒に過ごす中で、心豊かで明るい家庭づくり

ができれば良いと思っております。

今述べたこれらのことについては「家庭の日」とは関連付けてはおりませんが、保育園、小中学校等の様々な場面で、各家庭に向けて周知啓発を行っております。

また、「子育て講座」についてありますが、保育園内に設置しています「子育て支援室」を主会場に、子どもの成長・発達・健康といった様々な分野について保護者だけでなく、地域住民も一緒に学ぶ機会を設けることで、子ども運動教室・映画鑑賞・やまほいくについての講演会など、子育てを地域で支える体制づくりの一助となることを目的に「地域・家庭子育て塾」を年8回程開催しております。

参加者は保護者が中心ですが、大勢の地域の皆さまの参加につなげていくには、講座の内容とか、参加のしやすさ等々、今後検討していかなければいけないと考えております。

さらに、公民館で行われている講座との関連で、提携等々も図ってまいりたいと思います。

「木島平村教育大綱の基本理念」では、「次世代を担う子どもたちは、木島平村の「たから」であり、「未来への希望」としております。その子どもたちを家庭、地域、保育園、学校、行政などの地域全体が連携し、地域全体で育てることが必要であることを地域の皆様と共有したいと考えております。

そのためには、まず子どもたちの様子を地域の皆様に知っていただくことが重要であり、これまで、小学校だより、中学校だより、コミュニティスクールだより等々、広報、また、隣組の回覧をしております。また、保育園だよりは村のホームページに掲載することを通して周知をしております。

今後、家庭教育、地域活動支援に繋がるような内容のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、教育委員会だけでなく、民生委員連絡協議会、青少年育成会連絡協議会等の関係機関とも連携して『家庭・地域子育て力向上』を図って参りたいと考えております。

次に3点目の「信州やまほいく」について、おひさま保育園の認定等、保護者・地域に認知されていると考えるか、についてお答えいたします。

おひさま保育園は、平成29年10月、県から「信州やまほいく」の団体として認定を受けまして、1年8か月が経ちました。認定直後は「やまほいく」のめざす、「信州の豊かな自然環境と多様な地域自然を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育」ということですが、このことにつきましては、やや啓発活動は不足しておりました。

しかし、昨年度から本年度にかけては、いくつか認知度アップの例がありますので紹介をいたします。

今年5月の「園だより」では、やまほいくの認定の経過や教育内容について、保護者向けに発信をいたしました。

また、県の「やまほいくのHP」には、広々とした一面芝生の「けやきの森公園」でのお花見散歩、芝生広場でのかけっこをしている姿、滑り台や遊具で遊ぶ写真をアップし、「おひさま保育園」の「やまほいく」の実際の活動を県下に広報いたしました。

さらに、「やまほいく」についての保護者アンケート結果には、認知度アップが如実に表われてきました。

その設問の1つ目であります。

「信州やまほいく」を知っていますかとの質問に、昨年の4月は「知っている」が24%。ところが、今年の3月は58%と、2.4倍の認知度アップにつながっております。

2つ目は、おひさま保育園が「信州やまほいく」に認定されていることを知っていますかとの設問。昨年の4月は「知っている」が25%。それが今年の3月には63%。2.5倍になっております。

このアンケート結果から、ある程度の啓発活動の成果が表れていると感じております。

事実、「やまほいく」が認定された平成30年では、今まで外遊びが中心だったため、「やまほいく」に認定されたことで特に保育が大きく変わったということはありませんでした。

しかし、外での遊びが充実するようにと保護者会の皆さん、園庭で使える「ままごと用のテーブルや腰かけ」、「丸太の平均台」、「土手登り用のロープ」などを作ってくれました。保育園の保育だけではなく、保護者会の皆さんとの協力・活動が大きく「やまほいく」の認知度アップに繋がっております。

また、今年の10月12日、13日には、おひさま保育園を会場にいたしまして「長野県保育園大会」が開催され、750人近くの保育士さんたちが研修されます。おひさま保育園ではレポートの発表をそこでいたします。テーマは、「自然の中で遊び込む豊かな体験をめざして」ということあります。

「おひさま保育園」の「やまほいく」の日常的な取組み、また、木島平村のすばらしい子育て環境のPRにはもってこいの機会と捉えております。

最後に、4点目のスマホと身体や脳への影響、家庭内でのコミュニケーション不足、親への働きかけ等々の対応についてお答えいたします。

4月の園長会では、「この4月という年度の切り替えの“貴重な機”を捉えて、保育園から保護者へ具体的で、そして説得力のあるメッセージを、是非、発信してほしい」と指示したところであります。

そのメッセージとは、内容もいくつかあるわけではありますが、6点ほど紹介いたします。

1つ目、3才の子どもが、スマホに夢中なお母さんに向かって「私もお母さんのスマホになりたい」という例。

2つ目、赤ちゃんの時から始まるゲーム・スマホ依存。

3つ目、「ながら授乳」は、90%まで上昇しております。

4つ目、「言葉・笑顔・心」は、子どもが大人になるために必要な土台であり、それは脳の前頭葉。

5つ目、テレビを見る・ゲームで遊ぶ・スマホを使う、それは脳の後頭葉。

6つ目、後頭葉が疲れると、学力・スポーツの力は低下していくという内容であります。

子育てにおいては、「お母さんが赤ちゃんと身体を密着させて、笑顔と温かい言葉のシャワーを浴びせる」、または「絵本を読んであげる」等々は、将来の子どもたちの自尊心や自己肯定感につながっていきます。

保育園では、早速、7月には保護者向けに「メディア社会と子育て」という題で研修が計画されております。

また、5月15日には、小学校・中学校の合同職員会では、「子どものスマホ・ゲーム機利用のあり方」ということで講演会がありました。この講演を聞いた先生方は、後付けとして、日常の授業で直接子どもたちに、そしてまた、学級通信・学年通信では、保護者向けに啓発活動をされたことと、希望的な評価をしております。

いずれにしましても、スマホ等の問題は、教育界における喫緊の大変な課題であります。引き続き、保・小・中と連携しながら、機会あるごとに啓発活動をしていきたいと考えております。以上です。

議長（萩原由一君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは、再質問をさせていただきます。

今、教育長から丁寧な答弁をいただきました。読解力が欠けている子が多くなってきているという中で、読書や活字に触れることが大事というのその通りだと思いますし、足りない部分としてあえて取り組むべきことでもあると思います。

一方、私が小学校の訪問、遊びの訪問をしていますけれども、その中で小学生と関わる中で気になっていることがあります。これらのこととは、椅子に座っての授業の中からは感じづらい部分かと思います。例えば、指示待ちの子どもが多い、飽きやすい子ども、集中できない。蝶々結びや輪ゴムつなぎなど、昔は当たり前にできたことができなくなっている。そういう機会が無くなっているからということがあります。それから、道具がないと遊べない、遊び道具があるても自分で遊びを作り出すということができない、工夫して遊べない。簡単な工作でも、これを作るにはどうすれば良いのか想像したり、考えたりしないで、「どうやってやるの」と。「考えてごらん」と言うともうやめてしまう。失敗するのが嫌だから、挑戦しないなどなど。昔ながらの、自然の中で群れて遊んでいた時代から考えると、子どもの忍耐力や考える力、想像する力などが少し弱くなっているのではないかと感じます。

これから、いくらA I時代になったとしても、そうぞう力、それは想うと造るの想像力(創造力)や挑戦心、意欲、探求心、忍耐力などは、これから厳しい社会を生き抜く上で非常に必要な要素です。

また、個性を育てることを大事にしたいというお話をありました。得意分野を見つけサポートするということは、とても必要なことです。ただ、椅子に座った授業だけでは見えづらいことがいっぱいあります。例えば、中学校の時に不登校だった子が、農林高校などで体験を重視した学校に行って、自分の得意なこと、好きなことが見つかって、不登校ではなく、毎日のように通学している姿も見られます。このように、本人も様々な体験をする中で得意分野に気づくこともあるでしょうし、教師側、大人側から見ても、親から見ても色々な体験をさせることで、この子こういうところが得意なのかなとか、こういうところがちょっと欠けているのではないかなどと気づくことがたくさんあると思います。

先日、ふう太ネットの特集番組で、県と県教委主催の「学びの県づくりフォーラム」の録画放送をしていましたけれども、養老孟子先生が、子ども時代は五感を育てることが大事だということをおっしゃっていました。

いくら勉強ができるでもダメだと。大人になって必要なのは元気な心と身体と頭が丈夫なこと。頭が丈夫というのは、頭が良いということではなく、不測の事態に的確に対応できる頭、能力ということ。それには、子ども時代に野山を走り回り、いろいろな修羅場を体験する。つまり、子ども時代の遊びや体験が大事ということで、極端に言えば、小学生時代は勉強しなくてもいいくらい、そして、中学校になって読解力が伸びる時代で、そこで伸ばすことが大事ということをおっしゃっていました。

極端な方法だとは思いますけれども、私も賛同する部分が多々ありました。特に、小学生の放課後や長期休みなどは、野山を駆け巡ったり、川で遊んだり、秘密基地を作るなど、昔の子どもたちが普通にやっていた わくわくするような冒険的な活動、木島平だからこそその体験を思い切りさせて欲しいと感じます。

それが、木島平村としての、都会にはないアドバンテージ、優位性の部分だと思います。

ぜひ、昔のガキ大将たちに協力していただき、そのような活動を積極的に取り入れるような取り組みはできないか、お伺いします。

敢えてそのような機会を作らないと、今、家庭ではなかなかそのような体験はさせづらくなっています。

それから、もう1点ですけれども、スマホ対策として、喫緊の課題として取り組んでいただくということには感謝申し上げます。保護者に対しても、生徒・児童に対しても、心身への悪

影響を伝えるなどして、繰り返しの情報発信をしていただければと思います。

また、スマホやデジタル機器から離れる機会を作ることで、以前にも提案したことがありますけれども、学校全体で、「ノーメディアデー」「ノーメディアタイム」に取り組めないでしょうか。「テレビを消す」時間を作る、「スマホから離れる」時間を作る、そのことで、家族とのコミュニケーションや会話が増えることに気づくことができます。

せっかく家庭の日があるのなら、それに合わせて実施しても良いですし、村独自の取り組みとして、日にちを決める、または時間を決めるなどして、学校を上げて取り組むことで、家庭としても取り組みやすくなると思いますが、いかがでしょうか。検討できぬいかお伺いします。

議長（萩原由一　君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「小林　弘　君」登壇）

教育長（小林　弘　君）

ただ今、江田議員が授業で感じられたことをいくつか述べられました。

実際に学習指導要領が来年度から、小学校、中学校と変わってきております。授業の進め方につきましても、主体的に物事を考える力を育てるということで、言われたことをやるということだけではありません。

また、プログラミング教育と言いまして、コンピュータだけではなく、なぜそうなるのかちょっと考えてみようと、友達と一緒に考える、そういう関わりの中で、自分たちで考えていくこともこれから大事になってくるわけで、実際にそういう形を小学校で進めているわけありますが、見られたことにつきましては、先ほどのそのようなことになっていたのかなと思います。

また、これからＩＣＴ機器も3月末に全ての普通教室、特別教室に完備されました。そういうようなことを使っても、やはりプログラミングの教育につきまして、進めていきたいなと考えております。

先ほど、前半で教育基本法につきまして、いくつか私の方で抜粋として申し上げましたが、なぜ抜粋をしたかと言いますと、豊かな情操、道徳心、健やかな体、そして職業及び生活の関連と勤労を重んずる、いずれ仕事に就くということになるわけであります。そういうための教育というようなことで、抜粋としてお話をしたわけであります。

また、体を使うというようなこともお話をありましたが、小学校5年生では田植え、そして稻の一生について学習をする。また、宿泊体験と言いまして、自分たちで1泊2日、農村交流館でやるわけでありますが、どのように自分たちでレクをし、何を夕飯として食べるか、そういうような献立だとか、1時間半か2時間ある時間を、自分たちで生活しようというようなことで自分たちが決めます。先生方、それから周りの人が「こうしよう」、「ああしよう」ではなくて、時間がかかる学校から離れた場所で計画をさせていく、そのようなことを少しづつではありますが、考えてやっております。

それから、スマホ等に関する提唱をして、家族でスマホを切る、テレビを見ないということ、これは以前、県の教育委員会でも大きな柱としてテレビのスイッチを切るということを提唱しておりました。また、園長・校長会でも提案をしながら、また、教育委員会としても、できる場面では木島平村でもそういう子育ての皆さんから始まって、しっかりと家庭の中における対話の重視という面で働きかけをして、ということを考えていきたいと思います。

以上です。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

再々質問させていただきます。

教育長の答弁、過去の答弁等々の中でも、どちらかというと勉強的な、放課後子ども教室、スキルアップ教室の中身を見ても、どちらかと言うと座学と言うか、椅子に座ってということが得意な子どもにとってはそれが良いのかもしれませんけれども、そういうことが苦手な子どももたくさんいると思います。学校の授業の中でとか学校の時間の中でというと、そういう体験活動とか、思い切り遊ぶという時間が取れないと思うので、ネックは放課後と長期休暇だと思います。そうすると、学校の先生に負担をかけず、地域の方の協力を得ながらとか生涯学習として取り組むとか、育成会で取り組むとか、そういう活動の中でぜひいろいろな体験、昔のガキ大将がやっていたような体験を子どもたちにさせていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）

（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

ただ今の質問にお答えいたします。

体験活動の重視ということではありますが、例えば、今スキルアップ教室は1週間のうち月曜日はお休みの日ということで、火・水・木・金と4日間実施しております。このスキルアップ教室につきましては、子どもたちが、勉強が大好きでというよりも、自分で勉強してみたいな、分からぬからちょっとやってみたいなどいうような子どもたちも当然入ってくるわけであります。学力アップという面もありますが、分からぬことが分かって授業についていきたいなどいうような子どもたちもいるわけであります。体験教室というようなことでは、スキルアップの方につきましても、英語・数学、それから今月から始まる唱歌と一緒に歌うという活動も始まります。また、おもしろ科学工作というようなことでもはじまるわけであります。科学実験、それから生涯学習課では星空を観察するというようなことも計画されております。そんな面で学習だけではなく体験活動も重視をしているわけでありますが、放課後子ども教室もそこに入つて、これは子どもたちが自由に走る、本を読む、運動をする、そういうところであります。子どもたちも制約された時間の中で、こちらでいろいろとお膳立てをするというよりも、放課後子ども教室に行つたり、スキルアップ教室に行つたりと子どもたちの選択の中で選択を考えさせて、また、親の希望もあるわけでありますが、そんな生活をしていくことができれば良いかなと思っております。

以上です。

議長（萩原由一 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは、2項目目、「介助が必要な方の通院対策について」村長にお伺いします。

以前、ある議員の一般質問に「北信病院への高齢者の通院対応」に対し、支援策はないかという質問がありました。「北信病院まではデマンドバスでは行かれないと、介助者を頼み、タクシーで通院すると1万円以上かかり、大きな負担になっている」という状況も実際にあるようです。

デマンドの運行は中野市までは難しいということで、福祉的な観点から、何か方法はないかと調べたところ「福祉有償運送」という方法が適用できるのではないかと思い、担当課に確認したところ、近隣では取り組んでいるところもあるが、本村では取り組んでいないとのことでした。

また、再度調べたところ、中野市以北の6市町村で組織する「北信地区福祉有償運送運営協議会」には、村も加入していることがわかりました。

それであれば、取り組まない理由は何かあるのか。また、今後、取り組む考えはあるのか伺います。

併せて、取り組めない理由があるとしたら、他の支援策として、どのようなことを考えているか伺います。

議長（萩原由一君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博君」登壇）

村長（日臺正博君）

それでは、介助が必要な方の通院対策ということです。

「福祉有償運送」は、タクシー等の公共交通機関では、要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを言います。この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長等が行う登録を受ける必要があるということです。

また、「北信地区福祉有償運送運営協議会」は、北信地区6市町村が構成市町村となっておりまして、運輸支局長等が行う福祉有償運送の登録の申請書を提出する前に、福祉有償運送の必要性やその対価について協議する組織であります。

この協議会を経て、その必要性や対価について合意されることが、運輸支局長等が行う登録の前提条件ということです。

北信6市町村の範囲で現在、福祉有償運送を行っている団体は、野沢温泉村社会福祉協議会、NPO野沢温泉の夢を結ぶ会、高水福祉会の3団体で、村内では行っている団体はありません。それぞれ、利用対象者の要件、運行範囲、対価が決まっております。

ご質問の介助が必要な方の経済的負担が少ない通院対策としましては、村の社会福祉協議会の車椅子移送用車両の貸し出しがございます。利用対象者の条件は、身体の障害・老齢・怪我等により歩行困難な者及び社会福祉協議会長が利用対象であることが適当と認めた方になります。利用料は、無料ですが、燃料費として走行距離1km当たり20円の負担金が必要であります。例えば、北信病院と利用者の自宅との間の走行距離が往復で40kmだとすると燃料費としての負担金は、800円ということになります。

この車両を借りて、社会福祉協議会に登録されている運転ボランティアさんに運転をお願いして通院する方法があります。運転ボランティアさんは、完全なボランティアでありますので、

運転に関する利用者費用の負担はございません。したがいまして、負担する費用は、燃料費としての負担金のみということあります。

ただし、社会福祉協議会の会費を納めていただいていることが条件になります。

この車両の貸し出しは大変好評でありまして、年々、貸出件数が増えております。平成29年度が65件、平成30年度が87件、本年度は、4月、5月の2か月で、すでに32件となっております。この32件のうち約9割が通院に使用されておりますが、運転は、ご家族、ご親戚、そしてまたお知り合いなどにお願いしている例がほとんどありますが、そのうち4件は、運転ボランティアさんにお願いしています。

社会福祉協議会では、病院内の診察介助につきましても、運転ボランティアさんにお願いできる場合がありますので、お借りになる際に社会福祉協議会にご相談くださいとのことであります。

議長（萩原由一　君）

江田宏子　さん。

（「はい。」の声あり）

9番　江田宏子　議員

以前、他の議員から質問があった村長答弁でも、社協のリフト付き車両の活用案も提案されましたが、家族による送迎が基本だと思っていました。今回、運転ボランティアによる対応が可能ということであれば、道が開けると思います。

ただ、心配なのが、事故など、何かあった時の対応で、そのため、今まで家族による送迎を基本にしていたということだと思っていたのですけれども、運転ボランティアさんに頼んで、何かあった時の対策は大丈夫なのか。あくまで、頼む方というか利用者が自己責任でということを確約できるのか、その対策について大丈夫なのかお伺いしたいと思います。

また、利用者についてですけれども、独居の高齢者や障害のある方など、この制度を利用したいと思うような方ほど、広報などの文章からは情報が届きにくい状況であると思います。制度の紹介やフォローがそういう方には必要だと思いますけれども、どのような対応を考えられているか、伺います。

議長（萩原由一　君）

竹原民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生課長「竹原雄一　君」登壇）

副村長（竹原雄一　君）

お答えいたします。

まず、社会福祉協議会の車椅子移送用車両について、加入しております任意保険の主な補償内容でございます。対人・対物の補償は無制限でございます。乗車されている方に人身傷害があった場合、お1人につき最高3,000万円でございます。ただ、無保険車障害特約というのがございまして、これが最高2億円でございます。この無保険車障害特約と申し上げますのは、相手の車に傷つけられた場合でありますが、相手方の車が自動車保険に入っていない、自動車保険というのは任意保険でございますが、または、保険に入っていても補償内容が十分な自動車との事故により死亡または後遺障害を被られた場合に、無保険車運転中の方等が負担すべき損害賠償のうち、自賠責保険等の保健金額を超える部分に対して、保険金を支払いますということでございます。自分たちが入っている保険でそれを賄うというものでありますと

にこの3つ、対人・対物の補償、それから乗車されている方の人身傷害の補償、それから、無保険車障害特約、主にはこのような補償に、車椅子移送用車両の貸出しをされます車両がこの保険に入っています。

それから、ボランティアの関係ではボランティア活動保険ということで、ボランティアさんに対しまして社会福祉協議会の方でかけております保険であります、活動中に死亡された場合には最高で1,040万円。それから、入院は1日に付き6,500円、それからボランティア活動中に相手に損害を与えた場合の損害賠償は対人・対物とも補償内容は5億円でございます。いずれも社会福祉協議会で加入しております費用も負担してございます。

それから、もう1点であります、制度の紹介であります。広報と一緒に出ております「社協だより」で年1回ではありますが、社協だよりに掲載し、紹介をしております。それから、社協のケアマネージャーが相談の際にその相談者に対しまして、「車椅子移送用車両もあります」というようなことを、相談の際にお勧めし、紹介をしていらっしゃるということでございまして、そんなような状況でございます。

以上でございます。

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、3時10分でお願いします。

（休憩 午後3時00分）

（再開 午後3時10分）

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

それでは3点目、「ファームス木島平の誘客・活用について」ということで、主にマルシェホールの活用について、今後の運営企画、賑わい創出の一助になればということで2つの提案をさせていただきます。検討する余地はあるか、村長の見解をお伺いします。

ファームス木島平が稼働して4年、指定管理から村の直営になって1年が経過しましたが、今後の計画について、明確なものが見えてきません。

前指定管理者による3年間の管理期間が終わる半年以上前に、指定管理期間終了後のファームスの利活用について検討委員会が開かれ、様々な提案がまとめられました。

昨年、村直営で運営するにあたり、「近隣の道の駅や、通常の『道の駅』のイメージとは、一線を画したものでアピールすることが必要」と、何度も申し上げてきました。

以前の答弁では、マルシェホール部分については、用途変更や活用方法に特に制限はないようなので、マルシェホールの活用で誘客につなげていく取り組みが早期に必要です。

そこで、いろいろな方、特に女性から提案いただくことの多い次の提案について、村長の見解、検討の余地、見通しなどをお伺います。

1つ目の提案は、子育て世代や女性の意見として多い「子どもの遊び場やトレーニング機器の設置」などです。

実際、ファームスの利活用検討委員会の中でも、そのような意見が出されていました。観光関係の方からは、お客様が雨の日に子どもを遊ばせるところがないので、ぜひ子どもの遊び場をというご意見もありました。

特に地元でも、冬場は、子どもを連れていく行き場があまりなく、実際、カフェの隣のキッズスペースに子どもたちを遊びに連れてきている母親たちの姿がありました。ただ、キッズスペースは少人数しか遊べず、小さな子どもにしか対応できません。

そこで、マルシェホールにも子どもの遊びスペースを作ることで、より多くの子どもたちに対応できます。

また、大人向けには、現在、健康志向で、ジムに通っている方々も多い昨今、大がかりなものでなくとも良いので、トレーニング機器などを設置することで、来場者を増やし、カフェやランチにつながる流れを作れないでしょうか。例えば、ファームスとして機器を購入することが難しいようでしたら、クロスカントリー競技場脇のクラブハウス内に設置したトレーニング機器を一部でもファームスに下ろすことができれば、機器の利用率も上がります。

トレーニング機器の管理が難しければ、子ども大人問わず、自由に遊べる場、交流できる場として、卓球台やバスケットボード、ニュースポーツの設置なども考えられます。

よく提案されるのが、ボルダリング、壁のぼりです。

具体的に挙げた提案は一例で、まだ他にもいろいろなことが考えられると思います。近隣の道の駅と差別化を図る上でも、また、お客様の少ない平日や冬期に誘客を図る上でも、近隣の方々を呼び込む策として、「ここに来ればいつでも楽しめる」という仕掛けが必要ではないでしょうか。

2つ目の提案は、マルシェホールの一部に、温室というか、温度管理のできるエリアを設け、収穫体験スペースを作ってはどうかということです。

マルシェホール内に温度管理できるスペースを設置することで、現在課題となっている暑い・寒いというスペースが少しは解消できるとともに、体験料を徴収することで、その維持管理費にも充てることができます。

収穫適期のものは直売所でも販売できます。

収穫体験ということであれば、本来の「農の拠点」という目的にも合致します。

検討は可能かお伺います。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博 君」登壇）

村長（日暮正博 君）

ファームス木島平の誘客と活用についてというご質問であります。

前から申し上げておりますとおり、今の施設の状況から考えますと、費用をかけて恒久的な設備をするというのは難しい状況だらうと考えております。ただ、具体的なご提案をいただきましたので、現状を含めて担当室長に答弁をさせます。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「湯本寿男 君」登壇）

産業企画室長（湯本寿男 君）

それでは、江田議員のご質問に対してお答えいたします。

まず、マルシェホールの子どもたちの遊びスペースとして考えられないかという点と、マル

シェホールの一部に温度管理のできる温室を設け、収穫スペースを作つてはどうかということありますけれども、今年度、交流ホールでは、空調設備整備工事を予定しております。キッズスペースでは夏も冬も快適に利用していただけるよう準備を進めております。

ご提案のマルシェホールを子どもたちの遊びスペースとしての活用の件ですが、現に村民の方からも、子どもの遊びスペースとして活用したらどうかというご意見もいただいております。

また、ボルダリングなどもどうかというご意見もいただいております。いずれにしましても、今いただいているご意見、ファームスの利活用検討委員会でいただいたご意見も踏まえ、屋根改修検討の中で併せて検討を進めてまいります。

また、温室を設けて農産物の収穫スペースをというご提案ですが、例えば、いちごの栽培、プランター栽培、水耕栽培なども想定されますが、屋内ということもありますし、作る作物や照明設備等の問題もあると思いますので、誰がやるのか、どんな作物が可能かどうか併せて検討させていただきたいと思います。

議長（萩原由一君）

江田宏子さん。

（「はい。」の声あり）

9番 江田宏子 議員

今答弁いただきましたように、いろいろな可能性も踏まえながら早期に計画として出していただければと思います。

それでは、4点目といたしまして「次期の選挙に向けて検討を」ということで、選挙管理委員長に伺いします。

今回の村議選をとおして、次の4点について、次期の選挙に向けた検討が必要だと改めて感じました。現状の認識及び今後の対応についてお伺いします。

1点目は、「有権者に向けての『選挙運動における禁止事項』の周知」についてです。

候補者には、事前に禁止事項などが書かれた説明の冊子が配布されますが、有権者には禁止事項がほとんど周知されないため、候補者と有権者の認識のギャップがあります。

例えば、選挙期間中、禁止されていることに、お酒の提供はもちろんですが、通常用いられる程度のお茶菓子や果物以外の飲食物を第三者に提供することは禁止となっています。

また、戸別訪問についても、選挙期間中、投票のお願いに回るのは禁止ですが、選挙後も、お礼のための戸別訪問や、当選落選に関する自筆以外の印刷物等を配ることも禁止されています。

しかし、有権者の方々の中には、禁止事項が周知されていないため、「お酒も出さないのか」とか、「挨拶にも来ない」と言われたり、思われたりすることがあると、候補者としても非常に切ないところです。

そこで、有権者に向けても、ぜひ、選挙運動の禁止事項などの周知が必要だと感じますが、いかがでしょうか。

2点目は「合同個人演説会の開催」に関して、「ふう太での開催告知」と「ひとりが欠けても放映できる方法の検討」です。

昭和58年、公職選挙法の改正により「立会演説会」が禁止となり、代替策として始まった「合同個人演説会」は、全国的にも貴重な取り組みとして、演説会当日、地方自治ジャーナリストの方が取材に来られ、ラジオや議会関係のウェブマガジンの記事としても紹介されました。

この取り組みは、有権者の方々にとって、候補者を見極める非常に大事な取り組みで、できるだけ多くの方々に来場していただきたいところですが、公職選挙法では、演説会の告知ができるのは候補者のみ。そして、その手段も限られ、開催のお知らせチラシの配布やポスターの

掲示も禁止されています。

また、現状、ふう太ネットでも、放送予定の告知はできても、演説会の開催告知はできないということでした。

また、当初、ふう太ネットでの録画放映が、複数回予定されていましたが、候補者側の事情により放映できなくなつたことで、多くの有権者の方々から、残念がる声や不満の声が聴かれました。

もともと、選挙管理委員会の事務局からは、当日、1人でも欠ければ放映できないという話もされていましたので、今回はそれを踏まえ、候補者間で協議した結果なので仕方ないことなのですが、有権者にとっては、判断材料が非常に少なくなってしまう事態であり、候補者にとっても、せっかくのアピールの場が削られるということになり、特に、あまり知られていない新人候補や、告示日間近に立候補を表明した候補者にとっては厳しい状況になります。

公職選挙法自体、問題も多く、改正が必要な点が多くありますが、有権者の関心を高めるための必要な手段として、村独自に取り組むべき課題であり、克服できることがあるのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

ふう太での演説会の開催告知及び1人欠席しても放映できる手段を検討する余地はあるかお伺いします。

3点目は「投票所の統合」についてです。

年々、期日前投票が増えていること、また、投票立会人の確保が難しくなってきており、投票所の統合は致し方ない状況だと感じます。

「現状把握」と、今後の「投票所の統合の検討」はどうのように考えているかお伺いします。

また、反面、統合により、投票所が遠くなり、足を運べない高齢者や障がい者も出てくると思います。または、現状、そのような方もいらっしゃると思いますが、対応策は何かとられているか、これから対応を考えるとすれば何か考えられるかお伺いします。

4点目として、「選挙ポスターを掲示する際に危険な『ポスター掲示箇所』の見直し」についてです。

毎回、ポスターを貼りに行って感じていたのですが、場所によっては、高い位置で上がりづらかったり、石がぐらついていたり、雨天時は滑りやすかったりなど、ポスターを掲示する際、危険な設置場所が数か所ありました。見直すことは可能か伺います。

議長（萩原由一　君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「武田彰一　君」登壇）

総務課長（選挙管理委員会書記長）（武田彰一　君）

選挙管理委員会の書記長という立場でお答えをさせていただきます。

まず、項目ごとに1番目として、選挙運動における禁止事項の周知ということあります。

確かに、選挙期間中の候補者のいわゆる選挙運動ということでありますけれども、選挙を公平に行うために、かなり制限がかけられていることは言うまでもありません。立候補者、これは運動員を含めてでありますけども、有権者に認識の違いは大きいなものがあると思っております。選管としてもそういう禁止事項など丁寧な説明が必要だと十分認識しております。特に地方の選挙は、告示から投票の期間がかなり短いものでありますので、選管としてもそういう周知の期間がなかなか取れないのが現状であります。

7月に予定されています国政の選挙では、告示から投票までがかなり長い期間が取られています。そういう期間を利用して選管としても禁止事項の周知を広報等で図っていきたい、そ

んな考え方を持っております。

2番目の、今回の村議選の合同演説会の周知方法や、テレビ放映の中止に関わる質問であります。

確かに、個人演説会の周知についても制限が多くあり、個人演説会の周知は原則として立候補者が行うとされております。方法については、専用の選挙用ポスターを作成する、選挙用はがきを周知に使うために専用のものを作成するというように、限られたものになっておりますけれども、特に有権者に対して自らの政策を示すのが個人演説会、一番の選挙運動だと考えます。有権者の関心を高めるために必要な手段と考えます。今回、4月に行いました村会議員選挙では、合同による個人演説会が開催されました。合同による個人演説会の基本事項としては、候補者全員の考えを有権者全員に平等に伝える機会として捉えていますので、そこで放映する一部のものが削除されたり、そういうことが生じたりした場合は、そういう基本事項に一部値しませんので、今回についてはテレビ放映がされなかった。その辺については、主催者側の判断によるものと聞いておりますので、1人が欠けた場合、1人を除いた場合、その部分を放映することについては、今述べた基本事項に該当することが難しいということで判断があったと考えます。村の選挙管理委員会として、これは放映できない、これは放映する、そういう判断はしなかったということであります。

3番目の投票所の統合でありますけども、村の中には11の投票所があります。最近では、農村交流館に大町、中町、西町の皆さんの投票所として昨年統合した経過があります。統合として一番問題になっているものが、そこに住む有権者が投票をすることが不便になる、それによって投票率が下がる、そういうことが統合できない原因でありますけども、特に農村交流館に統合することについては、それが問題なくクリアできたということであります。

中には、700人を超える有権者の投票所もありますし、70数人の有権者の投票所もあります。当然、投票所の統合については、これから考えていかなくてはいけないと思っていますが、投票所に住む方、いわゆる有権者の投票しやすい投票が、投票しにくい状況を作らないためなどのようにしていくのか。先ほど議員が述べたように、集落の一部から投票所を回る連絡バスの運行であるとか、当然考えられると思いませんけれども、例えば、一部の有権者に有利なものになってしまい、それがイコール一部の候補者にとって有利になってしまいという結果がある場合については、若干検討をしなければならないものだと思っています。先ほど話をしたように、大きな有権者を有する投票所と小さな有権者の投票所が合計11か所ある以上は、やっぱり小さなものは統合を考えていかなくてはいけないと考えております。

4番目のポスター掲示場の箇所の見直しの件でありますけれども、特にポスターの掲示場の箇所であるとか数であるとかについては村の条例、それから規定で定められております。4月の村議選のような身近な選挙では、候補者自身が自ら設置をするという事態が出ていると思います。危険な設置個所がある場合、特に冬場の村長選挙では気付かなかつたものが、雪が融けての春先のところで危険だと気付いた点等については、直ちに見直しをするべきだと考えております。そういうものについては、すぐに選管にお話ををしていただいて、選管としても見直しを行っていきたいと考えております。

議長（萩原由一　君）

江田宏子　さん。

（「はい。」の声あり）

9番　江田宏子　議員

再質問させていただきます。

選挙の禁止事項の周知について、村議選や村長選は短期間なので難しいということでした

けれども、選挙期間より前に周知することはできないのかどうか確認したいと思います。

それから、ひとりが欠けては放送できないということについてですけれども、先ほど主催者の判断でというお話をされました。今回、実際に主催者の判断もあったのですが、それ以前に打合せ段階から1人が欠けても、例えば風邪などで欠席しても放送はできなくなりますということを言われておりました。そうなると、例えば、今後、本人が出たくないという事態でも放送できなくなる可能性も考えられます。参加しないのは本人の考え方であり、他の人まで巻き込まれるというのは、有権者にとっても他の候補者にとっても望まないことだと思います。1人欠けたことで放映できないということは、必ずしも公平な情報提供ができないという状況とイコールではないと思いますが、いかがでしょうか。

選挙への関心を高めるためにも、そのルールは変えられないのか伺いたいと思います。

それから、演説会の告知のふう太ネットでの放送ですけれども、テレビでも演説会の告知や放映は、公職選挙法や放送法には抵触しないという解釈もあります。実際、2000年の総選挙でNHKが関東地方の約10か所の合同個人演説会日程を告知したという例もあったそうで、放送局のディレクターに任されているという解釈もありますけれども、今後そのようなことも踏まえ、検討できないか伺いたいと思います。

議長（萩原由一君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「武田彰一君」登壇）

総務課長（選挙管理委員会書記長）（武田彰一君）

江田議員の再質問にお答えします。

まず、1点目として禁止事項の周知であります。地方選挙は特に選挙期間が短いと。その期間の前に周知ができないかという質問でありますけども、結論から言いますとそういうこともぜひしていただきたい。先ほどの答弁の中でもお話をしましたけども、立候補者と有権者との見解の相違と言いますか、その辺が大きなものがある場合については、選挙管理委員会としても正しい情報を常に周知をしていく、そういう機会を作らなくてはならないと思いますので、その辺については、期間中に限らず、事前についてもそのような形で周知をしていただきたいと思います。

次に、個人演説会の放映に関するものでありますけども、例えば、1人が非常事態により欠けた、そういう場合には放映できない、そういう話であります。3点目の放映に係る部分と一緒になるかと思いますけれども、特に統一地方選での地方選挙に関わるもの制限というのがかなり細かなものがあります。例えば、地方選挙でも県知事選挙ではここまでが許されている、市会議員の中では、ここまでが許可されているが、町村の議会議員選挙では禁止されている事項がけっこうありますので、その辺についての、例えば、テレビ放映にされるもの、新聞記事にされるもの、そういうものの制限がかなりあります。今、新聞記事という話をさせていただきましたけども、新聞記事については、当然取り上げられるものであります。そういうものでありますので、周知についても本人が周知するほかに新聞等の記事によって周知する方法というのがありますので、その辺については報道機関等と打ち合わせという言い方もありますけれども、周知のしかたについて検討していただきたいと考えております。

あと、放送の関係で、一番の基本事項であります1人が、例えば、交通事故にあってそこに参加できなくなった、出席できなくなった、風邪も含めてだと思いますけれども非常事態と考えます。その分については、資料がなくて申し訳ありませんが、どういうものが非常事態として判断ができるか、そういうことによって欠けた場合についても放映できる、それについて確

認をしていきたいと考えています。

議長（萩原由一 君）

以上で、江田宏子 さんの質問は終わります。

(終了 午後 3時38分)

議長（萩原由一 君）

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時38分)

**令和元年6月第2回 木島平村議会定例会
《第3日目 令和元年6月12日 午前10時00分 開議》**

議長（萩原由一 君）

おはようございます。

(全出席者「おはようございます」)

議長（萩原由一 君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

6番 勝山 卓 君。

('はい、議長。6番。'の声あり)

(6番 勝山 卓 議員 登壇)

6番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして3点の質問に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、最初の質問ですが、「財政運営について」伺います。

財政運営につきましては、公会計改革や事業の選択と集中など関連質問を何度もさせていただいてきたわけであります。村の将来に向けた改革案というより総論で終始することが多い中で、積極的な行政改革が必要だと思っているわけでありますが、よろしくお願いしたいと思います。

平成27年10月「木島平村人口ビジョン」が、28年2月「木島平村まち・ひと・しごと創生総合戦略」、29年2月「上下水道経営戦略」、29年3月「公共施設等総合管理計画」が国からの指導で策定され、公表されております。その指導の根底には、それぞれの意図・目的があり進められてきた事業であると思っております。

急激な人口減少の進む中で、公共施設の維持管理等には多額の財政負担が必要とされ、その負担に村は耐えられるのか。不断の改革に取り組み、財源確保の見通しをたてた財政運営が必要であると感じます。

また、5月30日開催の議会全員協議会には、平成31年度3月策定の「観光施設事業経営戦略」、また、村単事業等で行う道路改良事業、工事における地元負担金の見直し、道路区分の変更と地元負担率についての説明があったわけであります。また、上下水道料金の見直しのための検討委員会の設置等が検討されている状況の中、時が経つにしたがってその深刻度、厳しさが増してきていると感じておるわけであります。人口減少という難題の中で、村もダウンサイジングを含めた適正規模による行政運営に本腰を据えて取り組む必要があり、地方創生に関する令和2年度からの新たな総合戦略の作成の年でもあるわけであります。具体的な政策への積極性が問われているのではないかと思うわけでありますが、見解をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

('はい、議長。'の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日暮正博　君）

それでは、勝山議員の「財政運営について」というご質問にお答えいたします。

先ほども話がありましたが、平成29年3月に木島平村公共施設等総合管理計画をお示しし、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えること、全ての施設をこれまでと同様に維持していくことは困難であり、更新をするもの、縮小、廃止するものの方向を定めて計画していくことについては報告のとおりであります。それを踏まえて、予算編成の際には、毎年実施計画の見直しを行い、現実的な財政計画のもとに作業を進めてきております。財源の確保として有利な起債を利用して事業を進めることも必要であります。ただし、後年度の償還額が公債費比率の上昇に大きく影響することから、基金残高を見て地方債の繰上償還を考えております。

具体的な施策という質問であります。本年は第6次総合振興計画の前期最終年であります。平成28年度に策定した「木島平村まち・ひと・しごと総合戦略」の最終年度であります。ハード事業にこだわらず、事務事業においても常に見直しをしながら、その時点で最善で、実現できる実施計画を作る必要があります。財政的な裏付けのもと、行政で考えながら、議員の皆さん、それから外部からのチェックをいただきながら進めてまいります。

議長（萩原由一　君）

勝山　卓　君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山　卓　議員

それでは、次の質問に入らせていただきます。

「通学路の安全対策について」です。通学路の安全面、防犯面の確保対策についてですが、先の一般質問の中で関連質問をしていますが、確認事項も含めて3点お伺いしたいと思います。

まず、1点目、通学路の改良整備事業関係について伺います。

昨実の山浦議員と重複する点もあるかと思いますが、平成22年に小学校が統合し、交通安全確保対策として小学校の通学路である西小路地区から中島地区までの県道改良整備事業について、なかなか進まない現状でありますので、何度か質問、要望を出させていただいております。改めて進捗状況など3点についてお願いしたいと思います。

1点目であります。特に県道七曲西原線、中島工区の関係でありますが、今の用地交渉などの状況で、竣工はいつになるのか見えない中で、村の要望に対して県では財政状況もあり、県単事業ではなく、国庫事業による早期実現を目指すと報告を受けてきておるわけであります。村では早期完成に向けた強力な働きが、今まで以上にさらに必要ではないかという問い合わせに対して、今以上に県へ強く要望活動をしていきたいと答えられているわけであります。一刻も早い完成に向けるような対策を講じられてきたのかお伺いしたいと思います。

2点目でありますが、進捗状況について、昨日の山浦議員の質問で報告があったわけですが、説明漏れ等がありましたらお願いをしたいと思います。その中で、県道馬曲木島停車場線、西小路工区ですが、昨年度用地交渉を終了し、本年度、西の交差点から小学校方向へ50mの改良工事に着手すると。県道七曲西原線では、国の緊急対策補助金の活用ができる、西交差点から水穂神社に向けて物件調査・用地交渉を行い、来年度から工事に着手の計画と説明があったわけであります。水穂神社から平和橋の交差点までの計画、工事の完成目標年度等についてお伺いしたいと思います。

3点目でありますが、5月31日に木島平村県道改良整備促進協会が設立されております。一刻も早い完成に期待をしたいわけではあります。今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

続きまして、通学路の防犯面を含む安全関係対策の点についてお伺いします。

先の質問の中で、昨年9月に通学路の安全点検、防犯の観点による緊急合同点検、危険個所に関する情報共有を含めた合同点検を実施するということでありました。その内容、対策を含めて以下の2点について伺いしたいと思います。

1点目ですが、登下校中の子どもたちが狙われる事件が相次いでいるわけであります。またしても川崎市で児童ら20人が殺傷された悲惨な事件が発生したわけであります。改めて安全対策について伺いたいと思います。

2点目ですが、その後の適合不適格なブロック塀の改善指導と対応について、進捗状況をお伺いしたいと思います。

議長（萩原由一君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博君」登壇）

村長（日暮正博君）

勝山議員からの「通学路の安全対策について」のご質問であります。それぞれ教育長、担当課長から答弁をいたします。

議長（萩原由一君）

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（建設課長「土屋伸二郎君」登壇）

建設課長（土屋伸二郎君）

勝山議員のご質問でございます、早期実現に向けどのような対策を講じてきたかについて、お答えしたいと思います。

昨日の山浦議員の質問と重複する点がございますが、ご説明申し上げたいと思います。

まず、はじめに西小路地区から中島地区の道路改良拡幅工事は、県の事業のため、県が主体で実施しております。

村としましては、県が実施する説明会や用地補償への立会い等、こういった事業に協力するとともに、県に対する事業要望書を提出しまして、その他、建設関係の部長・課長会議等、さまざまな機会を通じて早期着工・早期竣工に向けて要望してまいりました。

2番目の質問ですが、完成年度及び本年度の事業計画についてご説明申し上げます。

令和元年度事業についてご説明申し上げます。

県道馬曲木島停車場線、西小路地区につきましては、西の交差点から小学校へ向けて約50mの建設改良工事を今年度行います。

また、県道七曲西原線、西小路、中島地区につきましては、今年度、西の交差点から水穂神社に向けて、物件調査、用地補償を行いまして、来年度から、同じように工事の着工の計画になってございます。

水穂神社から先については、現在のところはつきりと計画は出されておりません。工事完成の目標年度につきましては、予算配分の状況によって大きく変わってまいりますので、今ここで具体的な年度につきましては、申し上げることはできません。

なお、ご説明申し上げましたものは、現時点での県の計画状況でございます。先にも申し上げましたが、県の予算状況により変わる場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

3番目にございます今後の取り組みについてですが、去る5月31日、村長、長野県議会議員、村議会議長、穂高地区・往郷地区の村議会議員、それぞれの区長、総勢29人で構成する「木島平村県道改良整備促進協議会」を設立いたしました。

村としましては、今後、本協議会とともに長野県に対しまして、早期着工、早期竣工を強く要望してまいりたいと考えております。

議長（萩原由一君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
(教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長（小林 弘 君）

勝山議員の「登下校中の子どもたちの安全対策について」及び「適合不適格なブロック塀の改善・指導・対応について」のご質問にお答えいたします。

無防備な子どもたちの安全が、そして尊い命が次から次と奪われてしまった、痛ましい事故が5月の連休明けから連續しました。

5月8日、滋賀県大津市の県道交差点で起きた右折車と直進車が衝突し、保育園児の死傷事故。そして園児2人が死くなつて、園児と保育士の計13人が重軽傷を負った事故であります。

また、5月28日、川崎市で刃物を両手に持った男が、スクールバスを待っていた子どもたちを襲撃し、その場にいた児童1人、また別の児童の保護者の男性1人が刺されて死亡、18人が負傷した事件がありました。

昨年ではありますが、5月、新潟市で小学校2年生女子児童が下校途中、連れ去られ殺害された事件も、まだ生々しく記憶に残っております。

村の教育委員会としても、大津事故は他人事ではありませんので、早速、保育園に連絡をして、3点について確認をいたしました。

1つ目、校外散歩をする時の保育士の人数。

2つ目、最優先となる安全に対して行っている日常的なこと。

3つ目、散歩コースで気になる箇所等についての安全対策について確認をいたしました。

保育園では、散歩は最低でも、保育士2人が先頭と最後尾に付き添う、歩道・車道の区別がない狭い道路では、車が来たときは「必ず笛で合図、車が通り過ぎるまでその場で止まる」を徹底している。特に、日常的に利用する保育園からテニスコートまでの散歩道の歩道側の支柱は、鉄製の固定式ではないので、いざという時、やや不安はありますが、今のところ大丈夫とのことでした。

今後も、安全確保に万全を期すよう保育園にお願いしたその20日後、あの川崎の襲撃事件が起きてしまったわけであります。

無言で両手に刃物を持って走りながら襲ってくる暴漢に対して、どのような対策ができるのか、また安全対策の強化によって果たして防止できるのか、心配になり何か良いアドバイスがないか否か、飯山署に出かけ、防犯係に相談をいたしました。

そこでは、長野県下で、どのような対策を取っている地域があるか調べてもらったわけあります。特に暴漢に対しては、何か携行するなどの対策を取っている事例はありませんでした。最終的には、交通安全の黄色の旗を付けた、頑丈なスティックとか箒の柄を短くした棒状のものを携行するなどの話が出ました。参考に考えていきたいと思います。

いずれにしましても、園児に限らず、児童・生徒には、登下校中、不審と思われる挙動の人を見つけたら「その場を避ける・逃げる」、近づいて来たら、「即、逃げる」「大声を出す」「近くの家に逃げ込む」等々、当日、小・中学校に徹底したところであります。

今後も、通学路の防犯の観点から、危険個所の情報共有と環境の整備・改善が最重要と考えております。

不審者情報の共有と迅速な対応、また、「村民総ぐるみの見守り隊」の皆さんの協力、これが大変大事かなと思っております。

子どもたちの安全に関しては、「これで万全だ」ということは言い切れません。何か一つ取組みを強化しても、今回の襲撃事件のように、いつ暴漢があのようない状況で襲ってくるか、常に不安がつきまといいます。

最後に、子どもたちの大事な「いのち」を守るため、安全には地域住民全体で協力・連携することが大変大事であり、また、村民の皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

次に「適合不適格なブロック塀の改善指導と対応について」お答えいたします。

昨年6月、大阪府で発生した地震で登校中の児童が倒壊したブロック塀の下敷きとなり死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。また、先ほどお話をしました新潟市における下校中の児童も殺害された事件、連続して発生したことから、登下校時の安全確保を確実に図るため、昨年9月に飯山警察署、北信建設事務所等の関係機関と、通学路における木島平村緊急合同点検を行っております。

合同点検前に村担当者による、村内全域の通学路に隣接するブロック塀を目視により確認、合同点検の当日は、特に連続してブロック塀がつながる中村通りのブロック塀13カ所を点検いたしました。

翌10月には、関係機関代表者会議を開催し、対策の検討を行い、安全性に不適合なブロック塀については、県の建築課と現地を再確認したうえ、所有者に改善を求ることになりました。

代表者会議の結果に基づきまして、昨年11月中に県建築課とともに村担当者が現地確認をし、所有者に改善に係るチラシの説明をするとともに改善のお願いをいたしました。

村内通学路には他に村担当者の目視による不適合と思われるブロック塀が50か所程見込まれますが、合同点検では、ブロック塀の点検は中村通りだけしか行っておりません。

このブロック塀については、村民へまず自宅のブロック塀の安全点検のお願いを広報等でお願いすると共に、順次関係機関の協力を得ながら、現地確認をした上で「安全性不適合ブロック塀所有者」には直接改善の要望をしていかなければならないと考えております。

以上です。

議長（萩原由一君）

勝山 卓君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

まず、県道改良整備事業関係について2点お願いしたいと思います。

県道七曲西原線の中島工区ですが、本年度、西交差点から水穂神社までの物件調査、用地交渉について、全額予算化をされたのか、そう理解して良いのかお伺いをしたいと思います。

2点目であります。馬曲木島停車場線、西小路工区であります。説明の中では昨年度用地補償を終了しという説明があったわけであります。この意味についてどういうことなのかお聞きをしたいと思います。

それから、通学路の防犯関係の観点からであります。危険個所の情報の共有が必要だと、当然のことであります。子どもを犯罪から守る対策のひとつとして、地域の安全マップ作り、

犯罪が起こりやすい場所を、風景写真を使って解説した景色地図のようなものが有効であるというような話を聞きました。その点についての見解をお願いしたいと思います。

それから、ブロック塀関係についてであります、2点お願いしたいと思います。1点目であります、昨年9月以降、まだ点検がされていない地域があるという報告がありました。その地域の対応を早急にお願いしたいわけですが、今後どのような計画で進められるのかお伺いをしたいと思います。

2点目であります。速やかにブロック塀の改修・撤去を所有者に働きかけやすくするために、国が自治体に対する後押しをするというような報道を聞いた覚えがあるわけですが、ブロック塀の改修等に対する補助事業については、県下77市町村のうち、昨年9月時点、一般質問では18市町村が実施をするという中身であったわけあります。県のホームページで調べてみると、本年の2月時点でありますが、36市町村が実施をして、本年度3市町村が行う、6市町村が検討中と、県でまとめた報告があるわけあります。当村の対応について、近隣を調査し考えるという回答があったわけですが、結果として補助金等の予算化がされていなかったということでありまして、教育委員会定例会の会議録を読ませていただいたわけであります。内容が理解できないということもあって、この改修等に対する補助事業制度の検討内容について伺いたいと思います。

議長（萩原由一君）

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）
(建設課長「土屋伸二郎君」登壇)

建設課長（土屋伸二郎君）

勝山議員の再質問について、私からは3点回答したいと思います。

まず、1点目ですけれども、中島の用地補償の件についてであります、全額補償となるのかということでございます。県の予算の範囲の中でということになりますので、県の予算状況によっては、目標としては水穂神社までを物件調査、用地補償を考えているのですが、県の予算の状況によりまして距離が短くなったり、距離が伸びたりとする可能性がございます。

それから、馬曲木島停車場線の昨年度の用地補償の終了についてでございますが、馬曲木島停車場線につきましては、もうすでに何年か、用地補償を重ねてまいりました。工事着工に踏み切る時期でもございますので、一旦ここで用地補償を終了するとご理解いただきたいと思います。

それから、3点目、ブロック塀のことについてでございます。勝山議員がおっしゃられている事業につきましては、住宅建設物安全ストック形成事業のブロック塀等の安全確保に関する事業についてのことだと思います。この事業につきましては、制度の性質上、非常にハードルが高いものでございまして、また、強制力の強い事業でもございまして、村としましても、条例整備の必要性もあることから、今すぐに対応するということはできません。村としましては、今後、もちろん検討は行いますが、当面の間、適さない塀の所有者に対しまして、繰り返し丁寧に依頼していくことと考えております。

議長（萩原由一君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
(教育長「小林弘君」登壇)

教育長（小林 弘 君）

先ほどの通学路の防犯関係において、子どもの防犯マップ作りということは大変有効であるということに関するお答えいたします。

昨年度、ブロック塀についての調査をした時に、小学生からも9月頃になりますと夕方ごろ林が茂っていて大変暗くなつてやや怖いなとか、そういうような意見もでました。実際に、合同点検の時にも、こここの空き家はどうなのか、または、ちょっと暗いなとか、また、防犯灯が向こうにあるけれどもこちらに移したらどうかとか、または防犯カメラはここには必要だというような意見が出ました。その辺のところも加えまして大変有効であるというようなご意見は、改めてこの防犯マップ作りについて、検討していかなければ良いかなと考えております。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

ブロック塀の補助の経過については、そういった話があったわけですが、具体的にその中身について検討をされてきたと伺いました。教育委員会として、村に対するそういった働きかけ等についてどうなのかお伺いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

山崎子育て支援課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（子育て支援課長「山崎真澄 君」登壇）

子育て支援課長（山崎真澄 君）

勝山議員の再々質問についてお答えします。

通学路における合同緊急点検につきましては、繰り返しになりますが、9月に、警察、建設事務所、関係機関による通学路の点検を行いまして、10月に関係機関、関係者会議を開催し、点検個所の現状と課題に対する対策案を決め、各機関で検討の上、できるところから対策を進めていくことになりました。その中で、通学路の合同点検による点検個所の現状と課題についての対策案をまとめしております。その中で、中村通りのブロック塀を含め7カ所の点検個所について対策案をまとめ、それぞれの関係機関に要望を上げ、対策案についての対応の検討をお願いしておるところであります。その進捗状況については、予定では検証ということで今年の4月、検証会議を開催するという予定でありましたが、まだ開催となっておりません。早々に関係機関、村の関係機関を含めまして、建設課、総務課、関係機関を交えまして開催しまして、対策について進捗するように図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長（萩原由一 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

6番 勝山 卓 議員

それでは、最後の質問になりますが、「6次産業化の推進について」お聞きをしたいと思います。

農の拠点施設については、6次産業化による村の経済の活性化を図る施設として整備され、また、第6次総合振興計画では農業の6次産業化施策を推進し、村の農産物の直売、加工、飲食、流通、販売の新たな循環サイクルを確立し、地域経済の活性化と雇用の拡大を目指すとあるわけであります。

先の一般質問で、6次産業化の事業の進捗状況について質問したわけですが、事業活動については停滞していると、それから村の6次産業推進協議会では、平成29年6月以降、約2年間にわたってその活動が停止状態にあると報告されました。村では、農を基軸とした村づくりの政策の推進中であります。このような状況であることについて、驚かされ、誠に残念極まりなく思っております。

推進協議会が、平成28年9月に策定した「木島平村6次産業化地産地消推進戦略」の成果目標達成に向け、早急に組織を立て直し、事業計画、推進戦略に沿った推進にあたることをお願いしたいと思います。この事業展開が村の6次産業化の推進と直結するわけでありますので、この協議会を核として事業活動は必要かつ重要と考えるわけであります。これからも6次産業化推進についての取り組みをお伺いしたいと思います。

議長（萩原由一君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日臺正博君」登壇)

村長（日臺正博君）

6次産業化の推進ということではありますが、議員ご指摘のとおり、農産物の高付加価値化や地域農業・農村の振興には欠かせないものと認識をしております。

その中、活動が停滞しているということについては、大変申し訳なく思います。

3月の議会でも答弁いたしましたとおり、現在、協議会の再開に向けて準備を進めているところであります。

取組については、平成28年に策定した「木島平村6次産業化地産地消推進戦略」に基づき実施してまいりました事業検証を行い、今後の展開についてご意見をいただきながら進めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

議長（萩原由一君）

勝山 卓君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思いますが、協議会については再開に向けて準備を進めていると。推進戦略については、今までの事業を検証しながら今後の事業展開について要検討というような感じを受けとめたわけであります。この推進戦略に上げられている内容については、6次産業化を進める上での事業戦略として必須事項のものであると思っております。本協議会の果たす本来の役割はここにあるかと思いますが、今後の内容についてその見解を伺いたいと思います。

議長（萩原由一君）

湯本産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

(産業企画室長「湯本寿男 君」登壇)

産業企画室長（湯本寿男 君）

ただ今の再質問の件ですけれども、平成28年度に策定されました推進戦略につきましては、大きく6つの推進方策がございます。

- 1つ目としまして、地域資源の掘り起こしと活用。
- 2つ目としまして、6次産業化、農・商・工連携の促進。
- 3つ目としまして、地産地消の推進。
- 4つ目が、販路拡大の促進。
- 5つ目が、支援機関の連携、充実。

6つ目が、6つの重点プロジェクトということで、道の駅を含めました農産物の6次産業化に対する具体的な方策でございます。

こちらにつきましては、平成28年度から道の駅の加工室、農産物直売所等を活用した6次産業化の推進ということで行ってまいりましたが、施設のハード的な問題等もありまして、旨く進んでいない部分もございますけれども、元の目標としますことは、農業者、商工業者、観光業者等の一次・二次・三次の事業者の方々の所得向上ということを目的としておりますので、この施設に限らず村全体の事業者の皆さまが所得向上に向けて活動ができるように支援していくように考えております。

具体的には、6次産業推進協議会の規約で定められており、人材の育成研修会の開催ですとか、交付金事業の推進ですとか、逸品コンテストの開催ということで規約に謳われておりますけれども、この辺も含めましてもう少し具体的に事業を進めるには、どういう事業を行ったら良いのかということをもう少し具体的に検証させていただいて進めていきたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

以上で、勝山 卓 君の質問は終わります。

(終了 午前10時40分)

議長（萩原由一 君）

1番 山崎栄喜 君。

(「はい、議長。1番。」の声あり)

(7番 山崎栄喜 議員 登壇)

1番 山崎栄喜 議員

それでは、通告に基づき、4項目の質問をさせていただきます。

最初に、移住定住対策の拡充について質問いたします。

木島平村が誕生して64年。合併当時8,200人を超えていた村の人口はほぼ半減し、人口減少・少子高齢化に歯止めがかかりません。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年3月に発表した将来推計人口によると、木島平村の4年前2015年の人口は4,658人でしたが、11年後の2030年の人口は3,678人で、4年前を100とした指数は79となり、26年後の2045年の人口は2,703人で、4年前を100とした指数は58になると予想されています。

つまり、1年間に65人減少し、26年後には人口が4割以上も減るということで、急激に人口減少が進むことになります。

そうなると、集落機能は著しく低下し、村も存亡の危機さえ迎えるといつても過言ではありません。大変憂慮される事態であります。

今日、全国の市町村が移住定住対策に取り組んでいますが、隣の飯山市では今年度5億6,

000万円をかけて住宅を25戸建設するという計画でいます。飯山市の移住定住対策に関する予算は、前年度当初比2.7倍とかなり積極的に対策に取り組んでいます。飯山市の取り組みは、村の人口流出にさらに拍車をかける懸念があります。

村も移住定住対策に取り組んでいますが、私は、若者が村に残りたいと思う、また、村外の人が木島平村に移住して来なくなるような、魅力的な施策を総合的かつ思い切って展開する必要があると思います。そこで、次の点について村長に伺います。

1点目、飯山市の取り組みに対する村長の見解は。

2点目、村には、若者定住家賃補助金交付要綱がありますが、現行の家賃補助金の交付対象期間5年間の延長や所得に応じた家賃体系に改めるなど、制度の見直しを行ってはどうか。

3点目、若者が木島平村に住宅を新築あるいは増築した場合の補助制度を設けてはどうか。

4点目、鹿児島県徳之島伊仙町では、子育て支援金として第1子に5万円、第2子に10万円、第3子に15万円交付しています。若い世代を村に取り込むために、村でも制度を設けてはどうか。

5点目、普通地方交付税は、人口も加味されて算出されますので、人口が増えれば普通交付税も増えることにつながります。それを財源に移住定住施策を積極的に展開してはどうか。なお、普通交付税は人口一人当たりどれくらいの額になるか、伺います。

議長（萩原由一君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博君」登壇）

村長（日臺正博君）

それでは、山崎議員の「移住定住対策の拡充について」というご質問にお答えいたします。

飯山市の移住対策は、平成14年度から始まっており、平成30年度の移住者はUターンも含めて109人と公表されております。

平成31年度の予算の中では、住宅対策でIターン、Uターン向けの住宅整備を中心とした予算編成がなされているということあります。それらの事例については参考にしてみたいと考えておりますが、飯山市も含め地域全体の人口増加を図っていく必要があるだろうと思います。それぞれの市町村が人口の奪い合いではなく、相互に発展していくような取り組みが必要かと思います。

現在村では、国の社会資本整備総合交付金の補助事業を活用して、村営住宅の整備を進めています。本年度も1戸建設する計画になっております。同時に村営住宅の急激な増築等による公費負担の増加、それに伴う維持管理経費の増加を避けるため、建築後の年数が経過した村営住宅は売却を進めております。また、空き家を活用した「空き家バンク」に登録し、平成28年度から空き家の改修費補助を行うなど、移住者の住宅供給対策を進めてまいりました。

最近では、30歳から50歳代の現役世代の移住希望も多く、生活の拠点となる住宅の確保と共に就業情報の提供も必要になってきております。今後もハローワークと連携した就業情報の提供にも努めるとともに、合わせて保育園をはじめとした子育て環境の紹介など、多方面の情報を一元的に提供できるように進めてまいりたいと考えております。

以下、細部に付きましてはそれぞれ担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一君）

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）

(建設課長「土屋伸二郎 君」登壇)

建設課長（土屋伸二郎 君）

山崎議員の2点目の質問にお答えいたします。

「現行制度の交付対象期間5年間を延長してはどうか」というご提案ですが、「若者定住家賃補助金交付要綱」では、若者の村内定住を目的として家賃の一部を5年間、補助することとしております。

この「若者」の定義につきましては、一律ではなく、あいまいな部分も多いのですが、本村では、木島平村若者住宅条例を基礎として、本要綱の交付対象年齢を40歳までとしております。

補助対象者の年齢制限や、補助対象期間の5年間が妥当かどうかというご意見もございますが、今後の社会情勢やご意見、村の財政状況等を踏まえながら今後検討してまいりたいと考えております。

また、「所得に応じた家賃体系に改めてはどうか」とのご提案でございますが、家賃を決定する際には、住宅の建設費やその他付帯施設の建設費用等を勘案し決定してございます。

その中でも、中村の村営住宅や北鴨、かに沢、西小路の戸建住宅は、国の社会資本整備総合交付金の補助事業を財源として建設していることから、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づいて家賃が定められております。

そのため、家賃体系を変更することはできません。

なお、若者住宅5棟、この5棟につきましては、桜ヶ丘団地の1棟、北鴨団地の1棟、かに沢モデル住宅1棟、庚の旧教員住宅2棟、この5棟でございます。それと集合賃貸住宅、やまとぶきハイツ10棟につきましては、村単独の家賃設定が可能ではございますが、はじめに申し上げましたとおり、住宅の建設費やその他付帯施設の建設費用を踏まえた上での家賃設定としてございます。

築年数が経過している物件につきましては、家賃を低く抑えてございますが、今後の社会情勢やご意見等を踏まえて、今後検討をしてまいりたいと考えております。

次に、若者が木島平村に住宅を新築或いは増築をした際の補助制度の新設についてでございますが、村では、平成23年に「木島平村産材を利用した住宅建築事業補助金交付要綱」を制定し、村産材を利用するという条件付きではありますが、住宅建築の補助制度を設けておりました。

その後、「木島平村住まいづくり研究会」の策定した「木島平型住まいづくりガイドライン」に基づきまして、平成25年に「木島平の住まいづくり促進事業補助金交付要綱」を制定し、さらに平成28年度には、40歳以下または20歳以下の家族と同居する60歳以下の者が行う住宅新築や世帯員が増えたことによる増築も補助対象といたしました。いずれも村内業者が請け負うなどの条件はございますが、これまでに、平成26年には1件150万円、平成28年には2件270万円、平成29年には1件115万円、平成30年には4件540万円の実績があり、今年度も3件の申請が予定されております。

この補助事業につきましては、4月の広報木島平へも掲載しましたが、今後も周知を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

竹原民生課長。

(「はい、議長。」の声あり)

(民生課長「竹原雄一 君」登壇)

民生課長（竹原雄一　君）

鹿児島県徳之島伊仙町の関係につきまして、私からお答えいたします。

鹿児島県徳之島の伊仙町は、厚生労働省が公表しております「平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」の中の「市区町村別にみた合計特殊出生率の上位30位」の中で、2.81%ということで1位でございました。

このように、非常に高い合計特殊出生率となった要因として、ご提案をいただいた子育て支援金の効果があったのか、また、移住定住にどのような効果があったのか、大変興味のあるところでございます。

本村では、少子化対策として、婚活事業に取り組んでおります。本年度からは、村が関わっていない村外で開催される婚活イベントに参加された場合、その参加費の半額程度の助成を始めました。また、不妊・不育症の治療費助成事業にも取り組んでいおります。

母子保健事業といたしましては、従来からの福祉医療費助成事業などに加え、昨年度から取り組んでいます新生児の聴覚検査、そして、本年度から取り組んでおります3歳児視機能検査、産婦健診など、内容の充実を図ってきております。今後は、さらなる内容の充実を図っていきたいと考えております。

結果として、こうした取り組みが移住定住につながればとも考えております。

ご提案いただきました子育て支援金につきましては、その効果について、今後、注視していくたいと思います。

以上でございます。

議長（萩原由一　君）

武田総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「武田彰一　君」登壇）

総務課長（武田彰一　君）

山崎議員の人口と普通交付税の算定についてお答えいたします。

政策として進めています移住定住政策については、前段で申し上げたとおりでありますけども、人口の増減は行政施策以外にも様々な要因があり、人口の社会増となっている年もあります。

村の場合は、自然減が大きな人口減の要因でありまして、人口増による普通交付税の増額は、今後なかなか見込めない状況であります。

普通交付税の算定に用いる人口は、国勢調査による人口で、今使っています平成27年国勢調査人口は4,658人。前回の平成22年国調人口は4,939人、この5年間で281人減少している状況であります。

交付税の算定基準は毎年変わるために正確には算定できませんけども、大雑把に人口を基に算定している交付税の項目ごとにその人口を置き換えて算定しますと、281人の影響があり交付税総額で6,058万4千円減という影響が出ています。1人当たりでは、21万5千円の減額であります。

平成30年度の普通交付税の総額に対しての村民1人当たりでありますけれども、交付税総額16億7,088万6千円に対して、人口4,658人で割り返すと、35万8,700円という数値になります。

議長（萩原由一　君）

山崎栄喜　君。

(「はい。」の声あり)

1番 山崎栄喜 議員

再質問させていただきます。

実際の話として、木島平村民の中に、飯山市の住宅の方が、家賃が安いということで、転出したり、あるいは転出を考えたりしている村民がいます。

若者の定義は、40歳ということをございました。その判断は大変難しいところだとは思いますが、家賃補助は5年間または40歳までということになりますから、例えば、30歳で入居した場合には、35歳で家賃補助を受けられなくなってしまうことになります。また、38歳で入居した場合には40歳までですから、2年間しか家賃補助が受けられなくなってしまいます。

子育てにお金がかかる世代であります。よその市町村に出て行かれては誠に残念でなりません。ぜひ、制度改正をしていただきたいと思います。また、所得の少ない村民もいるわけでありますので、こちらもぜひ検討してほしいと思います。

また、答弁にありました「木島平の住まいづくり促進事業補助金交付要綱」では、長野県産木材の利用や村内の建設業者及び個人事業者等の施工と、新築をする場合には年齢が40歳以下の者又は20歳以下の子と同居する60歳以下の者が条件と、つまり若者がいない世帯は対象とならない制度となっています。

先ほどの答弁のように、人口が増えれば普通交付税が増え、また、住民税も増えることになります。また、住宅を新築あるいは増築することによって固定資産税も増えます。村の収入が増えるわけであります。「損して得とれ」ということわざがございますが、長い目で見るとメリットの方があると思います。

「県産材の利用や村内業者の施工も大事なことだと思いますが、移住や定住を促進するという大きな目的の達成のためには、他の市町村と同じ、あるいは後追いでは駄目だと考えます。

先ほど、30歳から50歳の移住希望者が多くなってきてているという答弁もございました。あまり制約を設けないで、使い勝手の良い制度に変えていかなければだめだと思います。再度、答弁をお願いします。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日暮正博 君」登壇)

村長（日暮正博 君）

実際、近隣市町村の家賃相場というのは調査したこと�이ありませんので、その辺について改めて調査をしてみたいと思います。それらを参考に、また新しい政策にも反映させていきたいと思います。たぶん、過疎債で整備をされた住宅ということではありますと、家賃についてはかなり安く抑えられるのではないかと思います。そういうこともありますので、先ほどご提案のありました内容について、その時期時期にあった内容になるよう改めて検討してまいりたいと考えます。

議長（萩原由一 君）

会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

再開は、11時10分でお願いします。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時10分)

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

土屋建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（建設課長「土屋伸二郎 君」登壇）

建設課長（土屋伸二郎 君）

木島平村住まいづくり促進事業補助金交付要綱について、補足説明させていただきます。

木島平村に住宅を建てる場合に、先ほどご説明申し上げましたが、40歳以下の者、または20歳以下の子どもと同居する60歳以下の方ということで、そういう制限がございまして、また、木島平村の業者を使うという制限はもちろんございます。

先ほど、子どもが必要だとか長野県産材を使う条件を申しておられましたが、子どもの数、あるいは長野県産材を使うものにつきましては、加算事項ということになりますので、よろしくお願いします。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

2番目の質問、「村の施設、関係団体等の今後について」質問いたします。

一部、先ほどの勝山 卓議員の質問と重なる部分がございますが、通告どおり質問させていただきます。

木島平村は、役場庁舎や学校、保育園などのほかに、スキー場、ホテルパノラマランド木島平、やまびこの丘公園、馬曲温泉などの観光施設、ジャンプ競技場、ジュニアサッカー場などのスポーツ施設、有機センター、堆肥センターですが。それから、道の駅ファームス木島平、浄化センターなど数え切れないほど多くの施設を保有しています。また、農業振興公社や観光振興局などの関係団体を多く抱えています。

そして、村はそれぞれの施設や団体の運営のために、委託料や補助金、備品購入費、修繕費など、名目はいろいろございますが多額の支出をしています。

初当選議員研修会で説明があった村の予算や配布された第6次総合振興計画実施計画書を見ると、以前はなかった施設が新たにできたり、大きな修繕があつたり、利用者の減少などもあり、村が支出する金額は以前よりかなり増えているように思います。

それぞれの施設や団体は、村の活性化や産業振興、福祉の向上、村民の就労の場など一定の役割を果たしているのは理解できますが、厳しい村の財政状況下、また施設が老朽化し今後大きな修繕が必要なってくることを考へるときに、このまま施設等を維持し、健全財政を維持しながら持続可能な村づくりが進められるのか危惧されます。そこで、村長に次の点について伺います。

1点目、このまま、各施設を維持していくことが可能なのか。また維持して行くことが良いことなのか、村も村民も考へる必要があるのではないか。

2点目、村の他の事業に影響は出ないか。

3点目、検討委員会とかプロジェクトチームをつくり、各施設や事業の検証・評価を行い、事業の見直しを含めて戦略的に検討する時期に来ていると思うがどうか、伺います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

それでは、「村の施設、関係団体等の今後について」というご質問にお答えいたします。

勝山議員への答弁と重複いたしますが、平成29年3月に木島平村公共施設等総合管理計画を策定し、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える、財政運営に大きな負担があることに対して、検討をしてまいりました。村の財政状況の今後の見通しと合わせて、人口減少による施設のあり方についても検討をしておりました。

今後とも、村民の皆さんのご意見をお聞きする場面も必要だと考えております。

現在ある全ての公共施設を保有し続けた場合に掛かる更新費用の総額は、今後40年間で約192億4千万円、1年あたり約4億8千万円と試算され、今後の財政運営上、全てを更新することは困難ということになります。同規模で更新するもの、縮小するもの、廃止するものを選択しなければなりません。すべてを更新であれば、村の他の事業に影響が及ぶと考えております。そんな意味でも、また村民の皆さんのご意見をお聞きする場面を作りたいと考えております。

現在建設を進めております役場庁舎は、当時先駆けて個別計画を作りましたが、今後は、ほかの各施設にも個別ごとの維持管理計画を、検討してきました内容に沿って作る予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

再質問いたします。

村には行政改革推進委員会設置条例があり、過去には村民参加のもと行政改革を行ってきた経緯がございます。村民にも状況を十分に理解していただき、意見を聞くという立場で、この計画策定に村民の参画を考えているかどうか。

また、計画策定の期間はいつまでと考えているのか答弁をお願いします。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えいたします。

やはり、事業を廃止する、また縮小する、そういう場面で村民の皆さんの痛みを伴う部分もあるかと思います。そういう意味では、村民の皆さんのご理解をいただく必要があるということで、広く皆さんに周知をしながらご意見を伺う機会を作つてまいりたいと考えております。

計画については、現在のところ、努力目標としてかなり多くの事業がありますので、それぞ

れを長期的な検証をすることもありますので、令和2年にその計画を立てたいということで検討をしております。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

それでは、3番目の質問、「馬曲温泉の活性化について」質問します。

馬曲温泉は、眺望がすばらしいと高い評価を受け、スキー場とともに村の観光の大柱の一つですが、施設開設から30年以上が経過し、ある地方紙に載った記事によると、湯量が開設当時の3分の1までに減少し、利用者もピーク時の4分の1以下に減っているということです。

また、村は昨年新しい源泉の調査を行ったようですが、その結果が大いに気になります。そこで、次の点について村長に伺います。

1点目、利用者が減少した原因は何だと考えているのか。

2点目、新源泉の調査結果はどうだったのか。

3点目、調査結果が有望であるのなら、思い切って新しい源泉を発掘したらどうか。

4点目、施設のリニューアルや魅力アップに向けて、今後の方針を検討する時期にきていくと思います。利用者アンケートの実施や検討委員会を設けて検討してはどうか、伺います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博 君」登壇）

村長（日臺正博 君）

それでは、「馬曲温泉の活性化について」というご質問にお答えいたします。

馬曲温泉利用者の減少については、ご指摘のとおりでございます。開設以降全国的な温泉ブームとなりまして、馬曲温泉利用者数は平成11年度まで年間約20万人を超えておりましたが、平成30年度では6万人まで減少しているという状況であります。

利用者が減少した原因としては、馬曲温泉開設以降、近隣各地に同様の施設が建設され、競争が激しさを増していると。さらに露天風呂と内湯が離れている、休憩スペースが一番奥であり使いづらい等、眺望だけでは多様化し質の高いサービスを求める利用者のニーズに応えられていないということが減少の大きな要因と考えております。

細部についての答弁は、産業課長が行います。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

それでは、村長の答弁に補足して、山崎議員からの馬曲温泉活性化における残りの3点のご質問についてご説明させていただきます。

2点目の新源泉の調査結果についてでございますが、新源泉の調査結果については、31年3月議会の答弁と重複しますが、現在の第2駐車場付近に現在の源泉と同じ線脈があるという結果になっております。

温泉貯留槽と言われる槽ですが、その深さは、800mから1,600mの区間と推定されております。ただし、実際の期待できる湯量等については不明となっています。

また、新源泉を掘削した場合の想定費用でございますが、1,500mを掘削した場合、概算で約1億8千万円程度かかると報告されております。

3点目の 思い切って新しい源泉の発掘をしてはというご意見でございますが、先程も述べましたが、掘削の概算費用だけで1億8千万円と報告されています。さらにご指摘のとおり、木造の施設も30年以上経過しております。温泉掘削以外にも多くの費用が必要となることが想定されます。今後については、慎重に検討を進めながら隨時相談させていただきたいと考えております。

4点目のリニューアルや魅力アップに向けて、今後の方針を検討する時期に来ている。利用者アンケートの実施や検討委員会による検討をしてはどうかというご指摘についてでございますが、馬曲温泉については、議員ご指摘のとおり村の観光の大柱の一つであり、と同時に施設の老朽化や源泉湯量の減少、さらには利用者の減少など大きな課題も抱えております。

今後の方針を検討する時期であることは認識しておりますが、多額の費用も掛かるところから、検討方法含めて今後も隨時相談させていただきながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

再質問させていただきます。

利用者の声として、お湯の量が少なすぎて、露天風呂の醍醐味が味わえない、魅力が半減するという意見があります。湯量が多いということは大きな魅力のひとつだと思います。

答弁で、新源泉の調査結果では期待できる湯量等は不明ということでありましたが、つまり掘ってみないとわからないということなのかどうか、再確認させていただきたいと思います。

また、新源泉でございますが、自噴の可能性があるかどうか。これもまったくわからないということなのか、その点について答弁を求めます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

再質問についてお答えします。

まず、湯量の関係でございますが、ご指摘のとおりでございます。実際、線脈そのものは今回行なった電磁波等の調査において、線脈が800mから1,600mにあるところまでは推測されております。ただし、湯量については不透明であるという結果報告となっております。したがいまして、自噴関係についても現時点としては掘らないと自噴するのか、自噴しないのか湯量はどのくらいなのかについては、分からぬというのが結果でございます。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

最後の質問「村民との懇談会の開催について」質問いたします。

村は、各区の要望に応じて地区づくり懇談会を行っています。しかしながら、近年は開催する区が減ってきていると聞きます。村に対して意見や要望を伝えたいと思っている人も、区が懇談会を開催しないとなかなかその機会がありません。

私が思うに、懇談会は、村民は「村の動きを知り、村に対して意見や要望を伝える場」、村にとっては「行政に対する住民の意見や要望を収集し政策に反映する。また村の施策を理解してもらう大事な機会」であると思います。

懇談会は、村にとって大切な広報公聴の機会であり、責務だと考えます。

そこで、次の点について村長に伺います。

1点目、地区づくり懇談会の開催状況はどうか。

2点目、全村1箇所でも良いから、村主催で若者とか高齢者、農業者、観光関係者等と懇談する機会を設けてはどうか、伺います。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博 君」登壇）

村長（日暮正博 君）

「村民との懇談会の開催について」ということでありますが、先ほどありました地区づくり懇談会につきましては、平成27年が16か所、28年が10か所、29年が12か所、30年度が10か所ということで、今年度については、今のところ5か所の申込みがあり計画をしております。

地区づくり懇談会は、村の施策を直接伝えることができる、地域の皆さんとの意見交換ができる場として、区長会の席で計画をお願いしております。毎年度、計画的に開催している地区、隔年開催や中には一度も開催していない地区など様々あります。

議員の質問であります若者や高齢者、関係団体との開催についてであります。女性団体も含めて要望があるものについてはその都度開催をしておりまます。また、それぞれの関係する団体の総会などにも出席し、懇談をしてきております。これらについては、今後も続けていく考えであります。

ただ、多くの皆さんがあつまつて要望だけをお聞きするというのはなかなか難しいのかなと考えております。

議長（萩原由一 君）

山崎栄喜 君。

（「はい。」の声あり）

1番 山崎栄喜 議員

再質問いたします。

今、答弁がありましたが、懇談会を開催している区が減少しているようでございます。

将来を担う若者は、かつての青年団というような組織もないわけであります。また、どの団体にも属していない者もいるわけでございます。

だからこそ、村主催で、どなたでもどうぞということで、お試しに全村を対象に 1か所でも 2か所でも良いと思いますが、開催する考えはないか伺います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博 君」登壇）

村長（日臺正博 君）

どのような形で、対象をどのようにするか、その辺も含めて改めて検討させていただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

以上で、山崎栄喜 君の質問は終わります。

（終了 午前 11 時 32 分）

議長（萩原由一 君）

4番 芳川修二 君。

（「はい、議長。4番。」の声あり）

（4番 芳川修二 議員 登壇）

4番 芳川修二 議員

それでは、通告に基づきまして 3 点についてご質問を申し上げます。

まず、第 1 番目の「村政の基本姿勢について」お伺いしたいと思います。

今の木島平村の暮らし、便利な暮らしなのですが、多くの先人の人々の努力によって積み上げられたもの、その上にある、それは当然だと思います。

旧 3 か村が合併し、木島平村が誕生以来、生活基盤の整備、これは道路や上下水道ですが、その他、土地改良事業や観光関連の事業等により、これは生産基盤の整備と思いますが、さらに福祉生活環境の基盤整備。教育文化の向上、これに関する限り極めて多くの取り組みが行われてきました。

また、調布市との姉妹都市交流。「わが村は美しく運動」など、それこそ数えきれないこれまでの村の歴史があります。

私自身も村長に就任した平成 19 年から 8 年間にわたって、先人の方々に恥じないよう、村の活性化に向けて真剣に取り組んできたつもりがありました。

日臺村長就任後、私自身が取り組んできた多くの事業が継続されることなく、廃止されることとなりました。例えば、耕作放棄地の抜本的な解消に向けて、取り組みを進めてきました事業。中山間の耕作放棄地に牛と羊を導入し、将来は採草放牧地として管理する。こうした計画作りのために試験的に行ってきましたサフォークとジャージー牛の放牧であります。これの廃止。また、木島平米のブランド化に関して、「村長の太鼓判」に続く取り組みをしておりました「合格木島平米」、これについても一定の基準を設け、木島平米として自信をもって消費者に進めるための取り組み、これについても廃止されました。

村民センター、これは当時村民会館と役場の庁舎を一緒にした施設として建設をする、代わ

りの名称で「ヴィレッジセンター」ということで建設を予定、準備を進めてきた施設ですが、これも取り止めになったということあります。その他、総務大臣表彰を受賞した農村文明塾の取り組みについては、当初、村長も担当として取り組みを進めてきたと記憶をしておりますが、これについても取り止められました。

また、インターネットを通じた交流サイト『いーなか交流館』の廃止。

さらには、金婚喜寿の祝賀行事の廃止。

それから、村民運動会を半日に。

村民は、村長に対し、村発展のために多くの期待を寄せてきたものと考えます。

その期待に応えるべく、これまでどういった思いで村づくりに取り組んでこられたのか。

村長が変われば政策も変わる。これは当然考えられることありますが、そうあっても、その廃止については、新たな政策に基づき、さらに発展のための施策を考えられるべきだと思います。

また、人口減少が進み、地域経済の衰退が顕著なこの村において、これからの中でもどんな方向にビジョンを描き、具体的にどんな施策を進めて行くおつもりなのか答弁を求みたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博 君」登壇）

村長（日臺正博 君）

それでは、芳川議員の「村政の基本姿勢について」というご質問ですが、村政のみならず行政は継続であると、そのことは承知をしております。

しかし、時代の変化、財政状況等で見直しも必要であります。

サフォークとジャージー牛による耕作放棄地対策については、飼料代や管理費に多額の費用が掛かるなど費用対効果の面から、また「合格米」については、前年産までの販売状況が悪く完売せず、高く仕入れたにもかかわらず、一般の特栽米の価格で販売せざるを得ない状況が続いていることから中止をいたしました。なお、「合格米」基準に達した米については、更なる品質向上のための奨励の意味で10アール当たり7千円交付しております。

農村文明につきましては、以前も申し上げましたがその理念については賛同いたします。農業や農村の価値を知り、その価値を高める取り組みは、農業をはじめ観光などの産業振興、協働の学びなど学校教育の場面でも活かしております。

ホームページについては、情報のワンストップ化を行い、更に充実を図っていきたいと考えております。

また、金婚式については、配偶者を亡くされた方の気持ちに配慮してほしいという声があり、民生委員さんが各家庭を回り、寿詞を贈呈する形にいたしました。

ご承知のとおり、少子高齢化や人口減少に直面し、多くの自治体がその課題に取り組んでおります。村としても少子化対策として保育料の負担軽減や子供医療費の公費負担、婚活事業を行い、教育環境の充実も若い皆さんに村に住み続けるための大きな要因と考え、学校でのスキルアップ教室で学習支援、そして、これから時代に対応できる教育としてコンピュータ化を進めています。また、移住定住推進室を設け、移住相談会などにも積極的に参加し、空き家情報の他、村の魅力の情報発信を行っております。

特に若い皆さんに村に住み続ける、定住していただくには産業の振興も欠かせません。農業面では、おかげさまで木島平米の評価が高まっています。昨年からは白ネギの栽培が盛

んになり、新たな特産品として振興していきたいと考えております。

もう一つの産業の柱である観光については、スキー場だけに偏らない通年観光を目指しております。農村と農業、そして暮らしや文化の魅力を資源とし、更に高社山やカヤの平高原なども改めてその価値を観光資源として磨き上げていく必要があります。その為には観光振興局の活動を強化し、更には広域連携やインバウンドを進めてまいります。

「これから農村を生きる」、これは多くの村民の皆さんのがんの声を形にした第6次総合振興計画のスローガンであります。子育てや日々の暮らし、仕事、健康・福祉、全ての事柄の充実度を高めていくことが木島平村の魅力となり、定住や移住に繋がっていくものと考え、これからも取り組んでまいります。

その中で、地方創生総合戦略の中では、雇用を作る、そして新しい人の流れを作る、そして未来を拓く。その3本の柱によりまして、それぞれの政策を重点的に実施しているところであります。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再質問させていただきます。

それぞれの項目についての答弁をいただきました。

この一般質問で、全てについて問うというのは時間がかかると思いますし、これから的一般質問の機会で改めて1件ずつ議論をしたいと思っております。

それについても、金婚喜寿の祝賀行事の廃止についてですが、この行事は長年、村で暮らしてこられた方々、すなわち村づくりに力を注がれた方々に対し、金婚そして喜寿という人生の大きな節目を迎えた皆さんに対し、村を挙げて感謝し、そのご慰労とお祝いを申し上げる、言わば小さな村の行政の優しさともいえる行事であると思います。私は、これは無くしてはならない大事な行事であると認識をしておりました。

また、運動会の半日化であります。以前、ある集落で村民運動会への参加についてのアンケートを取られたということがありました。結果は、参加しない、これが多数となり、実際に参加をしない集落がありました。恐らくどこでもそういう結果になると思います。なぜ、村民運動会がこれまで続けてこられたのか。それは、無くしてはならない意義を持っていたからだと。個別にアンケートを取ったら恐らく参加しないという人たちの方が多いでしょう。でも、やはり村政の場、あるいは村づくりにとってこの運動会というものは非常に重要な位置付けをされていたと思います。

言うまでもなくこの村は、小さな村と。大きな市と全く違った小さな自治体であります。大きな町は、大勢の人々が行き交う活気に満ちた地域です。こうした地域と全く違う小さな村に住むこと、その村の良さを感じられなければ、不便だからできれば地域を出て行きたいということになってしまうわけであります。

この村で暮らすことに誇りを感じられなければ、村民の皆さんこの村に暮らす人生は非常に寂しいものとなってしまいます。小さな村に暮らすことの良さは、顔の見える良いお付き合いがあり、信頼できるコミュニティがある。同じ村に暮らす一体感。同じ村に暮らしあるいに一体感を感じることは、極めて大切なことであり集落対抗といった形の中から集落の絆が深まり、団結が培われてきた、そういう無くてはならないものが醸成されてきた大事な機会だと思っておりました。年に一度、村に暮らす人々が顔を合わせ、この行事をとおして村としての一体感あるいは集落内の絆を強める大切な機会であったとも思っております。こうした機会が

半日になってしまったことで競技が少なくなり、役員だけが参加をすれば足りてしまう。運動会の意義が半減してしまうのではないか、そのように考えられます。

よくアイデンティティの確立の重要性について言われております。これは、人それぞれ社会の中で暮らしているわけですから、その中で自分とは何か。社会の中における自分というものを認識することが極めて重要だと言われております。例えば、日本という国に暮らしている、すなわち自分は日本人だ。あるいは長野県民だ。そこに木島平村に住んでいる木島平村民だと胸を張って言えることが大事であると考えます。

確かに、忙しいから、あるいは面倒くさいからと考えてしまうかもしれません、それでもこれまでこの事業が続いてきたのは、そういった意義の重要性が認識をされてきたことによるものだと思います。

特に村民運動会だけにこだわるつもりはありませんが、それぞれの取り組みの中にはそれぞれの経過、必要があつて実施してきたものであります。以前、政権交代の折に、事業仕分けということで多くの事業が廃止されたことがありました。首長が替わったからといって、それまで税金を投入して積み上げてきたものを安易に無駄にすることは、村にとっても損失につながるわけであります。こうした廃止の判断は、どこで誰が判断をされたのか、どんな検証をされたのか、見直しにあたり、村長としての検証にあたった見解をご質問したいと思います。

答弁をお願いします。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

まず、最初の金婚喜寿ですが、これについては民生委員さんとのご意見等も参考にしながら、そしてまた近隣市町村の状況等も参考にしながら決めてまいりました。

現在、米寿の皆さんについては、敬老の日を中心に希望される皆さんに全戸、私が2日間かけてお祝いに伺っております。その他、白寿、百歳、最高齢者の皆さんにも直接行ってお祝いをさせていただいているという状況であります。

それから、村民運動会については、以前私も教育委員会に長くおりましたので、できるだけ多くの皆さんに参加してほしいという気持ちは同じであります。そして村民運動会をとおして地域の連帯が深まる、そのように認識をしております。ただし、参加が減少してきており、その中で、体育指導委員の方で、むしろどのようにすれば参加者が増えるのか、参加団体が増えるか、そのことを検討した結果だと聞いております。私から直に指示したわけではありませんので、その辺の経過については担当課長から答弁をさせます。

議長（萩原由一 君）

高木生涯学習課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（生涯学習課長「高木良男 君」登壇）

生涯学習課長（高木良男 君）

それでは、芳川議員のご質問であります。ご質問の主旨と今あげられております村民運動会の部分は、村民運動会のお話となると、ご質問の主旨から若干逸脱する可能性もあるのですが、具体的にどのように半日という形で決定したかについて申し上げたいと思います。

村民運動会については、これまで日程の調整でありますとか、そういったことで毎年いろんな議論がございました。一昨年ほど前から分館長主事会の方でアンケートを取らせていただきまして、運動会の選手集めが大変だという分館の皆さんもいらっしゃいます。半日ではなく1日しっかりと開催すべきだという分館の皆さんもいらっしゃいます。種目内容についても、より多くの皆さんが参加できるような種目の選定をしてほしいという様々な意見がございました。本年も半日開催ということで予算措置をさせていただいているところであります。芳川議員ご指摘のような村づくりの基本でありますそういった理念は、担当課として重々に認識をしているつもりでございます。ただ、村長が申し上げましたとおり、時代の変化、外部環境の変化も着実にあるわけでありますので、そういったことも考慮しながら、今後検討もしてまいりたいと考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再々質問ということで申し上げます。

やはりこの村、小さな村ということを十分に認識しながら、この村に暮らす人々のために、この村に住んで良かったと言えることを基本に考えながらそれぞれの事業を考えていただけれどと思います。今、再質問の中で村民運動会にこだわるつもりはないと言ったのは、時代の中でやはり皆が参加をしながら、村民が一堂に会する機会がなければ、例えば、糠千地区に住んでいた、あるいは中村区に住んでいた人たちが、自分がどこに住んでいるのか、たまたまここで暮らしているだけだという意識になってしまったのでは、村に暮らしている意義というものが薄れてしまうと。一堂に集まって顔を合わせて、その中で、皆で頑張ろうと。あの子も頑張っているのだから自分たちも頑張ろうと、そういう機会が必要だと私はそう思って質問をさせていただいております。

本当は、今回、この質問では、そうした細かいことをそんなに追求するつもりはなくて、基本的に日暮村長がどんな思いでこれから村づくりにあたっていかれるのか。先ほどから話がありますように、将来の人口推計を見ると本当に暗い話ばかりです。村が消滅するのではないかと危惧されている、それをただは認されているだけでは、時に流されているだけでは、村の発展あるいは持続も全く考えられないことになってしまいます。やはり時代が変わるとともに国の政策も地方創生、調べてみたら過疎地域に指定されると様々な支援の指定でもあります。平成22年からこの過疎地域に指定をされて、やりようではこの10億ある事業費が、この15%で実行できるというようなことがありますから、やはり国も地方創生という言葉の基に小さな村、地方の自治体を応援しようと、こうした制度を整えているわけです。村長が先頭に立って、地方省庁でもあるいは地方の企業どこでも村長の肩書があれば切り込んでいくわけでありますから、熱意を持ってこれから4年間、村づくりに取り組んでもらえればそういう思いで質問をさせていただきました。これについては、ちょっとおこがましい部分もありますから、答弁は求めません。

それとも答弁されますか。もし、必要があれば。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博 君」登壇）

村長（日暮正博 君）

芳川議員が申し上げたことは、やはり大事なことだと思いますが、一方、財政等も同時に考慮しなければならないということをご理解いただきたいと思います。

私が先頭に立って頑張れということありますので、この点についてはしっかりと身を引き締めていきたいと思います。

そしてまた、地方創生の総合戦略、過疎でありますと、継続されると推測しております。その中で改めて次の対策についてしっかりと検討をして、そしてまた皆さんとともに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原由一 君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後 1 時でお願いします。

(休憩 午前 1 時 57 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳川修二 君。

(「はい。」の声あり)

4番 芳川修二 議員

それでは、2点目の「役場庁舎の建設に伴う跡地利用計画について」ということでご質問申し上げます。

今議会の行政報告の中で、「現庁舎の跡地利用を含めた周辺全体の設計段階に入れるよう具体的に進めてまいります」とありました。

昭和 30 年、旧 3 か村が合併するにあたって、役場の場所をどこにするか真剣な議論が交わされ、旧穂高村の役場を新村の役場として利用、その後、昭和 41 年に現在の場所に役場庁舎が移設されました。

当時の庁舎建設では、住民センターとしての役割を果たすということにされておりまして、その後、村民の多くの皆さんの要望を受けて、昭和 48 年に村民会館が建設されたという経過があるわけであります。

役場庁舎、村民会館、村民体育館、さらに若者センターと建設されまして、役場周辺は、村民の皆さんのが集う中心的な場所として、住民サービス、コミュニティの醸成等、あるいは経済活動をはじめとして、村づくりの中心的な役割を担ってきた場所だったわけであります。

この役場庁舎と村民会館の老朽化と耐震性の問題もあり、改修が必要となったということで、平成 24 年には、有識者等を含めた 24 名の検討委員会を設置し、村民会館、役場の両機能を共用することによって経費の節減が図られ、また、この施設が村の拠点となり賑わいを作り出せる、これらのことから両施設の機能を合わせ持ったヴィレッジセンターを建設すると、そういった方向で議論が進んでまいりました。平成 25 年には、基本構想が、さらに 26 年には、基本設計が承認され、平成 26 年 5 月に建設に必要な関連予算を議会に提案。ところが 6 対 5 で否決ということになってしまいました。

既に村民会館は撤去され、現在、役場庁舎単独での建設が進んでいる状況にあるわけであります。旧村民会館の機能が農村交流館に移され、旧村民会館が必要ないかのように議論が進んでいるように思えます。

生涯学習や村民の集える場所が、農村交流館に移り、北部地区や中部地区の多くの村民の皆さんからの不満の声を聴いております。

小さな村であっても村民が集い、そこに行けば多くの村民と出会い、必要な用事も足せる、言わば村の中心的な場所、賑わいを感じられる場所、そういう場所が必要であり、これから村の発展のためにも村民会館の機能は、役場周辺に必要であると考えます。

村長としての考え方について答弁を求めます。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日臺正博 君」登壇）

村長（日臺正博 君）

それでは、庁舎の建設に伴う跡地利用についてと、その中で村民の集う場所ということであります。大規模な災害がいつ起こるかわからない状況の中で、老朽化した現庁舎では対策本部として機能しないということが考えられるため、早期に建設をしたいということで検討してまいりました。従来の設計の見直し、規模縮小、そしてまた既存施設の利活用等も考えたわけですが、いずれもその方向がまとまらず、その中で国の方で公共施設等適正管理事業債という後押しもあります。財源を確保しながら現在11月の竣工に向けて工事を進めているところです。

跡地利用については、庁内検討委員会で検討し、平成30年12月議会に報告し、ご意見をいただき、その後、公式ウェブサイトにて村民の皆さんから意見を伺っております。その中で3件の要望、意見をいただきました。現時点では最終的な計画になっておりません。ただし、これまでご説明申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画では現状の施設の維持管理だけでもその更新等難しい状況であると。そしてまた、これ以上箱モノを増やすことは難しいと考えておりますので、村民の皆さんにはぜひご理解をいただきたいと思います。また、今ある施設、今度は若者センターが近くにありますので、それらの有効な活用、機能の強化等も検討していくべきと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再質問を申し上げたいと思います。

先ほどの質問でも申し上げたように、事業の見直しにあたって、現在の庁舎を単独での建設にかじを切ったのか、これについては、時のそういう事情に応じて建設に着手されたと理解をさせていただきました。

私の在任当時、庁舎と村民会館の建設にあたっては50年あるいは100年の体系と位置付けて大勢の村民の皆さんに参加をいただき、慎重に準備を進めてきた経過がありました。

平成24年、庁内に基本構想の原案作り検討委員会を設置し、その後24年7月には公募による委員も含め、24名による役場周辺整備検討委員会を組織し、さらに25年9月には、新庁舎ホール等利活用検討委員会を組織して、この間20数回に及ぶ検討会を重ね、平成26年4月に検討委員会での基本設計が承認されました。検討委員の皆さんには頻繁な会議の開催にも関わらず、熱心に参加され、大変なご協力をいただき、基本構想をまとめてきたわけであり

ます。検討委員の皆さん、すなわち村民の代表の皆さんのが意見をとりまとめた基本構想がありました。

この中では、地域産木材を活用した公共施設、克雪・利雪などに環境整備と省エネルギーなどの環境配慮、地域の田園風景と調和した村の景観形成、可動式椅子300席機能ホール、図書館蔵書3万冊、閲覧スペース、学習スペース、児童書、視聴覚室などなど、大変すばらしい施設が、村民の皆さんのが要望としてまとまり、これに基づいてパブリックコメントの募集をし、26年5月に関連予算を提出したという経過があります。ただ、当時大事業が重なったこともありますまして当時の農林水産省の事務次官にお願いをし、農林水産省からキャリア官僚を派遣いただき、その中心として計画作りに携わっていただきました。その担当はもちろん国にも出向き、いかに有利な補助金などの起債を活用し、村の負担を少なくする大変な努力をしてくれました。

議長（萩原由一君）

芳川修二君、質問を本題に戻してください。

4番 芳川修二 議員

これは本題です。この前提のもとに考えを求めるわけでありますから、そういう発言については、私は承服できませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一君）

いや、これは一般質問ですから。

4番 芳川修二 議員

質問するのですから、前提を申し上げている。

丸2年を費やして作りあげた構想、基本設計、もちろん村の財政状況まで考慮をし、約24億の事業費をかけながら、村の実質負担を切る。当時の財政状況はというと、地方債、すなわち借金がピークであった平成10年、88億円から、平成26年度では30億円。ピーク時の3分の1まで減少したと。そういう中で、積立金は最高の26億円まで積み立ててという状況であったわけあります。

まったく財政的には問題はない状況の中で、多数決という議会、行政と議会は車の両輪にも例えられているように、二元代表制ということで、首長と議会ともに住民を代表する両者とも村に対する大きな責任を負った立場にあり、村民の皆さんに損失を与えてはならない責任を大前提として、感情的ではない判断をしなければならないと思っておりました。村民の皆さんへの責任感、税金を無駄にしないという言葉が基本にあってのことだと思いますが、丁寧に検討を重ね、あるいは必要に応じ頻繁に議会への説明と同意を得ながら進めてきたその時点で、既に村民会館は議会の同意を得て撤去され、基本設計で多額の費用を投入したものが残念ながら議会で否決になってしまいました。正直、否決されることはないだろうと思っておりました。反対6、賛成5、わずか1票の差でありますけれども、今の多数決の原理の中で建設ができないということになりました。私自身の政治力のなさ、不甲斐なさを恥じるとともに、こうしたことへの配慮をいただけなかった議会の重要性についても改めて認識をする機会にもなっていました。今さら言っても既に取り返しのつかない状況にまで物事が進んでおりますが、こうしたことのないように願うばかりであります。

今、この時点でこの質問を申し上げているのは、村民会館についてということでありますけれども、当時ヴィレッジセンターで建設をまとめるまでにきめ細かく、そして村民の要望をお聞きし、住民の代表である24名の皆さんのが、言わば主体的に取りまとめた、ぜひ欲しいとい

う施設。それが、まとめられたものがあります。役場庁舎の改築だけで良いとは誰も思っていないかったはずであります。村民の皆さんが必要だと要望したものであり、それに真剣に応えるのが行政である、そうではないでしょうか。何とか実現に向けて努力をしてみる。庁舎を先に造るにしても、若者センターで十分に機能が果たされているか。どう思っていらっしゃるのかよくわかりませんけれども、生涯学習課が農村交流館に移され、交通弱者もいらっしゃるわけであります。わざわざ遠くまで出かけるのはと言われる村民の皆さんのお声をお聞きしております。

跡地利用については、庁内で検討し、インターネットで意見を募ったと。それを議会へ報告して方向性を決めているということであります。私はまだその計画自体、見せていただくことはありませんから、どんな計画になっているのか全く分かりませんけれども、手続きとすれば非常に簡単な手続きだと思います。議会さえ納得とすればそれで良いのかと。今は村民参加の行政と言われているように、なるべく多くの皆さんに、例えば、原案を出してからでも結構ですけれども、いろんな方からご意見を聞くことをしてまとめていくのが、これから村づくりの基本ではないでしょうか。

インターネットで募集した、恐らく年齢の高いさんはインターネットの環境はないでしょうと思います。ぜひ、そういう村民の声をもう一度お聞きをしながら、あるいは場合によっては将来に向かって、現在は計画にないからすぐに作れという話ではありませんけれども、例えば、隣接する場所に村民センターが作れる、そんなようなことも考慮に入れながら、跡地の計画を策定されるよう要望いたしますが、村長としての答弁を求めます。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、芳川議員の再質問にお答えいたします。

当時、基本構想の策定等、多くの村民の皆さんに関わっていただいた計画作りをしたということであります。その点については、当時ご意見いただいた皆さんに感謝を申し上げ敬意を表したいと思います。そしてまた、その実現に向けて財源確保等に取り組まれた皆さん方にも敬意を表するところであります。ただ、最終的に議会で否決をされたということであります。それについては、民主主義のルールでやむを得ないことではないかと思います。

先ほども申し上げましたが、庁舎については、防災機能というか災害復旧等の拠点施設という位置付けをしております。そんな面で早く建設を進めたいということもありまして、建設に着手をしたというところであります。この点については、ご理解いただいているということですが、村民が憩える場所についても多くの村民の皆さんのが希望されたということあります。もちろん、その希望については重々応えていきたいという気持ちもあるわけでありますし、村長として、また、村としてもその要望に応えていく必要があるのだろうと考えますが、一方ではやはり村としても健全な財政を維持していく、そして将来に不安を残さないという責任もあるわけであります。その辺を勘案しながら計画を進めていているというところであります。仮に、将来的に財政状況等が好転して、現時点ではなかなか難しい見通しではありますが、そういうことがあれば、また検討の材料に乗ってくるのだろうと思います。

それからまた、跡地利用の計画につきましては、インターネットだけではなくテレビ広報であったり、広報の折込みであったり、そういう形で村民の皆さんに周知をしております。まだ最終的に計画が策定されておりません。また、村民の皆さんにご意見をお聞きできればと考え

ておりますが、いずれにしましても防災ということが今非常に重要な位置を占めてきております。そういう意味での機能を持たせていければと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

小学校の統合によって空いた校舎。旧北部小学校は、介護施設にして民間の事業者に経営をお願いしているわけであります。旧南部小学校は、農村交流館として整備しました。当時6つの大学と連携協定を結び、大学コンソーシアム木島平校として活用された時期があります。農村との交流、そして研修をする場所として整備をし、南部地区の皆さんにそうしたことを納得していただいて、小学校を統合した。南部小学校は壊さずに、こういった施設で活用するということで、小学校統合にご同意をいただいたというような経過があるわけであります。そのことは十分ご承知のことだと思いますが、この施設がフルに活用されれば、現在、生涯学習の場として利用されていますけれども、空いている時間だけ使える。空いていない時は使えない、そうなることを目標にしながら整備した施設であります。ですから、公共施設として新たに村民会館の後に何かを作ったということではなくて、その当時、過疎債の適応されない時代に、それでも工夫をしながら、この施設を運営してきたというようなこれまでの過去があるわけであります。村民会館もある時代、3小学校があり、村民会館もあって、その中でも工夫をすればいくらでも村はやってこられたというような過去があります。

新たに施設を建設したとしたら、農の拠点施設。これは、農業の6次産業化を進める、言わば農業と観光の村づくりの拠点となる施設でありまして、地域経済を活性化するという施設であります。産業的な施設、いわゆるホテルパノラマランドやスキー場、やまびこの丘公園、馬曲温泉等の観光施設と同類というようなことも言えるわけでありまして、これは指定管理によって運営をし、将来は使用料を払っていただけるような状況にまでなれば、逆に収入につながる施設であります。そう考えますと、私からすれば今の財政状況というのは、苦しいと言っていました過去の時代と平成22年に過疎債が使えるようになってから劇的に改善しているように見えます。そして総務省の知恵の財務省も地方創生と言われる時代にあって、極めて手厚く、財政的な面も、あるいは過疎債の使える範囲も飛躍的に向上していると思います。やはり国にとっても、地方創生というのは非常に重要な課題であり、そうした手続きあるいは方策を取っているのでしょう。それを、やはり村が中心となって村民の皆さんに堂々と胸を張れるような村政を作っていくことにぜひ努力をしてもらいたいと思いますし、消極的に考えればどんどんどんどん小さくなってしまうのではないかと考えます。

そういう考えに対しまして、村長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、再々質問にお答えいたします。

平成22年当時、かなり起債の残があった、これが解消されたことについては、大変良かったと思います。やはり村とすれば、自主財源の少ない中、有利な財源として過疎債等の活用を図ってきたわけであります。ただし、現時点で村の財政指標については、特段悪いものはないわけでありますが、中で1つ留意しなければならないのは、起債制限比率であります。基準財政需要額に対して村の借入れ、その返済額、率が高いということで県下でもかなり上位に入っています。

そしてまた、今回、新庁舎の建設につきましても起債を活用しております。これについては、国の交付税措置があるということで、そういう方法を選択したわけでありますが、これによりましてさらに起債、公債費が増えていくことが懸念されているわけであります。昨日も申し上げましたが、その中これまで借り入れた起債の繰り上げ償還等もこれから検討しながら、起債制限比率の上昇を抑えていくということをしていかないと。新たな取り組みについてなかなか足を踏み出せない状況でもあります。加えて、先ほど質問がありましたら、観光施設、例えば、馬曲温泉の掘削であったり、中学校の大規模改修も目前になつたりしております。また、スキーフリートもかなり老朽化している。大規模な経費の掛かるものがかなり山積していると言いう状況の中で、やはり財政を健全に運営しながら、その中で村民の皆さんのがんばりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原由一　君）

芳川修二　君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

それでは、「ファームス木島平の運営について」伺うということで質問申し上げます。

ファームス木島平は、現在、農業振興公社が管理をされている。

当初、指定管理で農村木島平株式会社が任せられていましたが、3年間の指定管理の終了と同時に村の直営管理にしたと。そして村の農業振興公社に管理を任せるというように進んできたわけであります。

この間の方針の転換に関して、平成30年6月議会の行政事務一般質問で、全議員の吉川　昭議員が質問したようなことが事実であれば、法治国家ではありえない事態であり、公平なことや公正が求められる村政運営にとって見逃せない事態である。二度とあってはならないものと考えております。

この方針転換によって、農村木島平39人の株主、出資者がいるわけであります。また、現在16人を超える雇用があると聞きました。村の民間会社へ与えた被害は甚大であると思います。

もともと農の拠点施設、農業の6次産業化を進めるための施設として整備をしたものであり、加工設備の活用を含めた施設経営、やはり、地域経済の拠点となるべき施設であったわけであります。

この場所に多くの来客があり、村内で生産された農産物、加工品、お土産品、特産品の開発販売、地域食材を活用した食事等を通して地元経済の好循環を創ることを目的にすることが大切であって、そのためには、やる気と能力のある者に任せる、指定管理制度にするべきと考えますが、村長の考えについて答弁を求めます。

議長（萩原由一　君）

日暮村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日暮正博 君」登壇)

村長（日暮正博 君）

それでは、「ファームス木島平の運営について」というご質問にお答えいたします。

ご存知のとおり、農の拠点施設につきましては、建設当初、それから建設後も村民の皆さんを含めて様々な議論の対象となつた施設であります。そのことで私がお引き受けした以降、どういう活用の方法があるのかいろいろ模索をしてまいりました。その中で方針転換ということで、ご迷惑をおかけしたことについては、お詫び申し上げたいと思います。

ただ、前にも申し上げましたが、やはり多額の費用をかけて建設したものであります。それについては、やはり有効に使っていく必要があると私は判断したわけであります。そんな中で全体的な施設の不具合、夏は暑い、冬は寒いもありますし、雨漏りがすると。その雨漏りの原因を調査する中で、旧工場部分の屋根の腐食がかなり進んでいるということで、使っていく以上はさらに経費をかけていかなくてはならない。当然、傷んでいる部分の撤去、使わない部分の補助金の返還、それから施設の撤去費用、様々な比較検討をしたわけであります。最終的に改修をして有効活用を図っていく方向が良いのだろうということで決定をしたわけであります。ただ、その中で、これから施設の改修をしていくためにはいろんな議論をしていく必要があります。最終的にそのためには村が直接管理をしている中で施設を改修していく、その方向が良いのだろうと考えたわけであります。そしてまた、指定管理につきましてですが、これについては、大変大きな施設であります。ですから、施設すべてを一体的に分厚く扱うというのは難しいのではないかと考えております。昨日も申し上げましたが、現在は主に東の部分の活用を図っているわけであります。これから中心部、それから西側部分の活用について皆さんと議論をしていきたいと考えておりますが、場合によれば部分的な管理の方法が変わるということもあると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以下、細かい部分について産業企画室長から答弁いたします。

議長（萩原由一 君）

湯本産業企画室長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業企画室長「湯本寿男 君」登壇)

産業企画室長（湯本寿男 君）

ただ今の村長の答弁に補足をしまして、一部重複する部分もございますが、私からご説明いたします。

現在の施設管理については、昨年から施設は村の管理、店舗運営については農業振興公社が直売所、カフェ、そば処を運営しております。また、道の駅という位置づけもあることから観光振興の拠点として、観光を通じた地域産業振興の機能も強化してまいりたいと考えております。

当初の農の拠点施設の計画では、地域食材を使った6次産業化を進める施設として建設をしてきましたが、ハード的な問題もあり、その有効活用に至っておりません。

ご指摘のとおり、運営にはそれなりの適格者に関与していただく必要があると考えております。まず、問題となっている施設改修を含めたハード面の問題がクリアされ、今後も有効に利用できるかどうかの判断をし、事業の発展性が確保され、村民の負担が必要最小限となるようであれば、また村の産業振興につながるものとして目途を立てることが先決と考えております。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

（「はい。」の声あり）

4番 芳川修二 議員

再質問を申し上げたいと思います。

ファームス木島平は、もともと農の拠点施設として整備したもの、つまり農の6次産業化を進める施設として作ったものであります。作るにあたって、専門家の知恵とアイデアを結集した施設、長い時間をかけて施設の在り方を検討いただき、具体的な提案を受けての施設計画作りであったわけであります。

ここに、農の拠点施設整備事業に関する提案書があります。農の拠点施設整備企画会議が平成24年2月に提出した整備構想について、さらに具体的な肉づけを図り提案したものでありますけれども、内容としては、村の農産物、加工技術、観光資源をはじめとする地域資源をどう活用し、連携すれば村をさらに活性化し、自然劇場木島平のイメージアップを確立できるか、そのように考えたとあります。

具体的には、農産物の集出荷、農産物の加工、木島平産コシヒカリはブランド化されているので、この加工品として餅、味噌、酒、焼酎、米粉パン等を生産し、共通ブランド化して販売をする。

農家レストラン、関東圏の都市部からの観光客が集う夏、冬期に提供する地元趣向の主として若者にターゲットを絞った特産物を使った田舎料理等の独自開発をする。

また、新幹線、この時はまだ開業しておりませんでしたが、新幹線開業を見越して、山ノ内、野沢温泉、斑尾高原等の周辺観光客を取り込もうとPR戦略を策定し、これらの観光地と連携して観光バスを直売所へ乗り入れ、通年営業を目指す。

4番目として、通信販売。

それから、事業コンセプトとしては、木島平村として農の6次産業化に向けて農産物ビジネスの事業コンセプトを明確にすることが必要であると。

村内高齢者等の買い物弱者のために、食料品、日用品等を宅配するセンターを商工会と連携して設置をすると。敷地内に植物工場を作り、野菜等の通年栽培を行い、直売所、レストラン等に卸す。22度、毎分1tの地下水があるわけですが、その雪氷熱の有効活用を検討し、エネルギーコストを削減すると。浄化水槽の活用を検討するということで、海水魚、例えば、マグロ、ヒラメ、エビ等の養殖を将来考えるというようなことも書いてあります。

さらに検討課題として、下高井農林高校との連携。キーワードとして、健康、エコ、雇用創出、道の駅整備。

その他としまして、まだまだいろいろと書いてあるわけですが、こうした当初からの時間をかけての検討をした経過、そして策定した計画があったわけであります。これに基づき、施設を建設し、営業を進めてきたということであります。

先日、議会で改めて議員としてこの施設の視察に行きました。農産物の直売所には農産物がまったくない。加工施設はまったく使用されていない。以前の直売店舗にはスポーツ用具が置かれていました。現場で努力をされている皆さんには敬意を申し上げますが、残念ながらこの状態では多くの来客を望むのは無理だらうと感じました。

以前、「混乱状態」と言われました。これは、仕方ないなと感じました。この混乱は何が原因なのか。ここ数年、補助金を返還するかどうかという議論を聞き及んでおります。

議長（萩原由一 君）

質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午後 1時41分)

(再開 午後 1時45分)

議長（萩原由一 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳川議員に申し上げます。質問は、簡潔にお願いします。

続けてください。

4番 芳川修二 議員

それでは、質問を続けさせていただきます。

農業と観光を柱としている村にとって、地域経済の活性化の大きな起爆剤になるということで、正常な議決をいただいて建設をした農の拠点施設であります。議会も理解し、設計を完了、公募による施設運営に関わる人材、自分の能力と意欲、自分の生活を立ててやってみようという人材もそろった。また、この事業に賛同された大勢の出資者の皆さんもふるって今の農村木島平株式会社ができた。いざ建設にいった段階で若干名の議員の方が突然反対に回られたと。補助金を返せば良い、そんな意見も出された。このことは、国にとっては数ある補助申請の中から限られた予算の中で慎重に審査をし、全国の数ある希望団体の中から本村の事業を選んでいただいた。既に年度末であり、国の担当者も他の団体に予算を回すことができない時期にあって、申請を取り下げるにしなれば、この予算に大きな穴を空けてしまう。当然、責任を問われることになりますし、あるいはその担当者も場合によっては大きな下賜をしたということになることも考えられます。村の信用はまったく無くなつて、そのごの補助金等の獲得に大きな影響が出てしまうということです。そこで、農村木島平を、第3セクターを目指しておりましたけれども、取り止めて、村民の出資による会社として設立をしたということです。決して、勝手に村がこの事業を進めたわけではなく、議会の同意を得てこれまで建設をしてきたというような経過があるわけあります。

前吉川 昭 議員の一般質問の内容が掲載された議会だよりが発行されております。農業振興公社へ管理を任せることに至った経過、3人の議員が一般公募をして農村木島平だけが応募をした場合、農村木島平に決まってしまう、それでは困る。ファームス木島平の管理を農業振興公社にすれば、3月議会に提出の議案は可決すると。農業振興公社の赤字は議会が承認すると村側に申し入れをしたと書いてあります。

私も直接、前吉川議員からこの話も聞きました。農村木島平株式会社では、加工施設だけでも買いたいと望んでいたようですが、農村木島平には使わせるなという発言もあったと聞いております。それを村長が受入れて、農業振興公社が管理をすることになったと。しかも、申し入れが議会の総意だと言って申し入れ、それは総意ではなく、そうした申し入れをした後に、事後に議会に報告をして了解するようにとのことであったと聞きました。これは、テレビでも報道されたということです。議会にはそれなりの権限があるわけあります。二元代表制の一方の議会。村民の代表である議会が、村民出資の会社を排除する。こんなことがあって良いはずがないと思います。まさに暴挙であったと言わざるを得ないと思います。

村長の苦しい立場は、分からぬでもないですが、そうした立場、毅然と対応すべきと思いますが、議会とのなれ合いというよりも、この件については言いなりになってしまっている。こんなことで村政が行なわれているとしたら、村民は何を信じていいのか、まったくの不信感しか持ち得ないと思います。もし、当事者が損害賠償請求の手続きを取る、あるいは行政不服審査に申し入れれば、恐らく大きな問題になるでしょう。

こうした事態が現実にあったこと、苦しい立場に追いやられた村長の気持ちは、先ほども申し上げましたけれども、分からぬわけではないですが、やはり正しいものは正しい、間違っ

たものは圧力があったにしても毅然とすべき対応をするべきだと思います。

既に農村木島平は、隣のキノコ工場を改築し、木島平のブランド力を活かし、弁当、米粉等の加工商品等を通じて、広くスーパー等に営業展開をしており、今後ファームスの指定管理を言っても応募する状況にはないということありました。

いずれにしても、この施設はやり方次第で村経済の起爆剤になる。施設の建設について、グッドデザイン賞のしかも金賞を受賞した施設であり、1年目に15万人を超える客を集めた施設でありますから、やり方によっては大成功につながる可能性を持っているわけであります。そのためには、今後、指定管理の方向で、やる気のある、そしてその力を蓄えた事業者に管理を出すのが大事かと思います。

村長の答弁を求めます。

議長（萩原由一 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、芳川議員の再質問にお答えいたします。

議会との話し合いもしてまいりましたが、それらも含めて総合的に、先ほども申し上げたこの農の拠点ファームス木島平をどのように将来活用していくべきか、いろんなご意見の皆さんをお聞きしたりしながら、総合的に私が判断をしたということあります。

それからまた、農業振興公社にということは、私の方で決めたというか判断をしたということありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、その間いろんな皆さんにご迷惑をおかけしたことであれば、やっぱりお詫び申し上げたいと思いますが、いずれにしましても、先ほど構想の当初からいろんな、村民だけでなく専門家の皆さんの意見も聞きながら建物の建設に進んできたということについては理解しております。そして、その建設にあたり、多くの皆さんの議論がされたということも承知しております。

その当時、私は一村民としてそれを見ている立場にあったわけですが、村長に就任した以上、先ほど申し上げたとおり、多額の費用をかけた、そしてまた国の事業審査も受けた施設でありますので、有効に使っていくにはどういう形で村民の皆さんへの利活用を高めていく必要があるのか、総合的に判断してきたところであります。その中で、指定管理期間中、加工施設については、当時も十分に活用されていなかったと思いますし、先ほど農産物の直売所にものが無いという話もありましたが、これらについて、すぐ近くに農家の皆さんが経営している「たる川」があるわけであります。できるだけ、そういうところとバッティングしないように、お互いに成長できるような形で進んでいきたい。そのようなこともありますながら活用の方法も決めて現在に至っているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、指定管理についてでありますが、先ほど申し上げましたとおり、施設はかなり大きなものであります。それを全て一括して指定管理というのはかなり難しいのではないかと思います。指定管理ありきではなく、それぞれの施設の現状、それから、用途に応じて管理の方法を工夫していく必要がるのだろうと思っておりますので、これからまた、皆さんにいろんな場面でご意見をお聞きすることがあると思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原由一 君）

芳川修二 君。

(「はい。」の声あり)

4番 芳川修二 議員

再々質問をさせていただきます。

指定管理の協定書についてのコピーがあります。

指定管理費が1,240万円、指定管理の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、つまり3年間であります、これが翌年には、指定管理費が790万円に削減され、更にその次の年には430万円にまで削減されております。つまり3年目には、1,240万円から810万円削られたとなっております。立ち上がったばかりの会社で、3年間で何とか黒字にと思って努力をしてきた会社にとって、この削減は極めて大きな経営に直轄する問題である。倒産してもおかしくない状況に追いやられたわけであります。農村木島平が運営していた期間の管理業務報告書を見させていただきました。最初の27年度には、集客人員は17万3千人。これはレジを通った人たちの3倍がこの来客数につながるのだろうという基本的な計算があるようありますけれども、17万3千人という人が27年度に訪れております。28年度には14万9千人。翌29年度、最後の年でありますけれども、この年でも10万人来てはいる。指定管理費を削減されれば、当然人件費等々を削る、要するに職員を削減するというような形の中で乗りこえていった部分だと思いますが、それでも10万人の集客があったと。これだけの実績を積み上げていたわけであります。

村長からは、引き続き指定管理をお願いするつもりだと発言されていたということも聞きました。そのまま当初どおりの指定管理費でこの会社に運営をさせていたら、恐らく次の期間の3年間の指定管理、この費用を当初の1,240万円から大きく削減して指定管理に出せたと思います。

先ほど、雨漏りの状況、日暮村長の後援会報ではざさんな計画であったとありましたが、当時、議会と村側が一緒に検討をして少しでも費用を削減してご理解をいただこうというようなことで、担当者と議会の代表の皆さんと話し合いをした経過があって、雨漏りは今年度にしようということになりました。雨漏りを直すことについても、営業中にもできないわけではないとも思いますし、今この時点ですぐにどうのこうのというものではありませんけれども、ぜひ、また考えていただきたいと思います。

実は、この混乱状態に陥るようなきっかけの出来事がありました。この施設のオープン当初、私は村長の立場を離れておりましたから、農村木島平から請われてお手伝いに行った経過があります。そういう時期がありました。先ほどの議会の農村木島平排除、この原因となるような出来事があったわけであります。それは、インターネットの「爆サイ」、すなわちインターネットのサイトに落書きができるサイトがありまして、ここへのファームスの誹謗中傷の書き込みが始まりました。それは、ファームスの営業に対して、またそこで働く職員に対しての誹謗中傷。今もコピーして持っておりますけれども、ここでは紹介できないような投稿が長い期間に渡って頻繁に繰り返されておりました。今のネットの普及した社会…

議長（萩原由一 君）

芳川議員。

4番 芳川修二 議員

検索すると、トップになるような状況が続きました。

議長（萩原由一 君）

芳川議員。本題に戻してください。

4番 芳川修二 議員

こういう状態を言いながら本題に戻します。

議長（萩原由一 君）

そこはだめだよ。本題に戻してください。

4番 芳川修二 議員

それは、モニターする妨害にも考えますが。

議長（萩原由一 君）

いや、妨害でも何でもない。本題に戻してください。

4番 芳川修二 議員

こうしたことのないように、やはり村民が一丸となって農の拠点施設ファームスの発展に向けてやっていくべきだと思います。

なお、議長から、質問を本題に移れと言われましたが、こうしたもののが大きな原因となって今の混乱を起こしているのだと私はそう言いたいわけであります。

しかも、このネットの書き込みに、議員と役場職員が関与していたという確かな情報も出たわけであります。

どれだけ農村木島平が苦しんだか。こうしたおかしなことが、この間行われてきたか。そのことについて、村長としても認識していただき、この小さな村が一丸となって、それこそ立ち上がるきっかけに、このファームス木島平をしていただければと思います。

議会も、これは反省しなければなりませんし、同時に村長からも職員に対しご指導いただくようお願いしたいと思います。

そこで、指定管理そして施設の改修、これをどのような見通しでいつごろまでにという考え方でいらっしゃるのか答弁を求めたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博 君」登壇）

村長（日暮正博 君）

昨日からこの件の質問についてはたびたびお答えしておりますが、施設をこれからも活用していくということを決めた以上は、農の拠点ファームス木島平が有効に活用されるだけでなく、多くの村民の皆さん、地域の皆さんがそこを喜んで利用する、そういう施設にしていきたいということは、これまでの議会の中でも述べてまいりました。その考え方方は変わりありません。

それから、先ほど施設の改修についてという話がありましたが、単に雨漏りだけでなく、先ほど申し上げましたが、屋根の腐食も進んでいるということで、部分的な改修では済まないだろうと見積もらっております。そうなるとやはり村民の皆さんに理解をしていただきながらその事業費を付けていく必要があるということあります。それについては、昨日丸山議員からのご質問にもお答えしましたが、いつまでというのは現時点では判断ができないということです。

ちなみに、指定管理費 1,240万円を減額ということではあります、これについては本来、1,240万円の算定の根拠ということで当時の担当に確認したところ、道の駅の機能というか情報発信の機能があると。その分については収益的な部分ではないので、それは村が管理するべきだろうと。その分についての入件費相当。それから、光熱水費等、維持管理費等を指定管理費という形で払うということであったということで、その点について実際の管理の状況を会社と協議をしながら額の算定をしてきたということではあります。

いずれにしましても、先ほどから申し上げておりますがこれからも施設を活用していく以上、やはり多くの村民の皆さんが喜んで使っていただく雰囲気づくりというか、そういう状況を作っていくかないと、これからそこに費用をかけていくことについて認めてもらえないのではないかと思います。そのために、どういう方法が良いのか、その辺については、私としても考えてまいりますが、議員の皆さんにもお考えいただきたいと思います。その上で、また議論を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長（萩原由一君）

以上で、芳川修二君の質問は終わります。

(終了 午後 2時08分)

議長（萩原由一君）

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は2時20分でお願いします。

(終了 午後 2時08分)

(再開 午後 2時20分)

議長（萩原由一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 勝山 正君。

(「はい、議長。8番。」の声あり)

(8番 勝山 正 議員 登壇)

8番 勝山 正 議員

それでは、通告に基づきまして2点について質問させていただきます。

最初に「荒廃地対策について」ということではあります。

現在、人口減少社会に入り、高齢化のピークが2042年には訪れるとしております。少子化の進行によりまして15歳から64歳までの減少が社会の活力を削ぐとの懸念が高まっております。近年過疎化と高齢化により労働力の低下が進行するとともに、農業の生産力が低下し、生産額の停滞と遊休農地の増加が懸念されております。このことから遊休農地の解消や発生防止、担い手への農地利用の集積・集約化が必要とされております。

水田につきましては、担い手や大規模農家への集積が一定の成果を見たところであります、中山間地域等面積の小さい水田も多く見受けられます。また、後継者もなく耕作に苦慮し荒廃地になっていることが現況であると思います。

畑地につきましては、中山間地域の電気柵等設置が進み、有害鳥獣の被害が減少したもの、解消には至っておりません。

農業委員や農地最適化推進委員の方による土地の貸借などの相談、調査を行っていますが、水田と同様、高齢化や後継者不足、耕作面積が小さいため担い手農家への集積が進まず荒廃地になっているものが多く見られております。

これらの土地については、農業振興公社によるそばや大豆の栽培を行っておりますが、生産性はどうだったのでしょうか。過去において、耕作者への土地の流動化についてアンケート調査を実施されておりました。その結果はどうなつか。

また、農地中間管理事業推進に関する法律等も一部改正されると聞いております。今後これらの事業、農地利用の最適化の推進も含めましてすけれども、これらを活用しまして、農地適地適作による農地の集団化や農地の流動化をどう進めていくのかお聞きします。

議長（萩原由一 君）

日臺村長。

（「はい、議長。」の声あり）
(村長「日臺正博 君」登壇)

村長（日臺正博 君）

それでは、勝山議員の「荒廃地対策について」というご質問であります、その中で電気柵の効果が出てきているということがありました。私も感じております。集落全体での電気柵の設置等については、またこれからも推進をして有害鳥獣対策を図っていきたいと考えております。

その他、細部については、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
(産業課長「丸山寛人 君」登壇)

産業課長（丸山寛人 君）

それでは、勝山議員の荒廃地対策におけるご質問について、村長の答弁に補足してご説明させていただきます。

まず、1点目の「農業振興公社によるそばや大豆の栽培を行っているが生産性はどうか」についてですが、平成30年度において農業振興公社では、大豆4ha、そば33haの管理耕作を行っております。生産量については、大豆が7t、そばが10tとなっております。ご指摘の生産性については、決して良い結果ではなく、公社では、土壌条件や施肥管理状況、生育管理方法などの分析を行い生産性の向上に向けて取り組んでおる状況でございます。

また、原料としての販売だけではなく、ソバやそば粉として付加価値をつけながら販売することで収益を高めていくよう努力していく予定でございます。

2点目の「流動化のアンケート調査結果と流動化への取組について」ですが、ご指摘のアンケートについては、平成26年度に実施したもので、人口減少や高齢化による人と農地の問題を解決していくための「人・農地プラン」策定の基礎資料として実施されたものです。

地域の中核農家を位置づけ、貸したい人と借りたい人を位置付けており、より円滑に流動化を進めるための現状調査でした。

この「人・農地プラン」策定により各種補助事業等の実施できるようになりましたが、計画当時とは状況が変化している農家もありますので、木島平村に限らず、全県的に見直し等に向けて取り組みの準備に入っております。また、この「人・農地プラン」の運用については課題も多いのが現状です。

今後の流動化への取組ですが、これまで村では農業振興公社が農地利用集積円滑化団体として利用権の設定をするなど進めてまいりましたが、今後は農地中間管理事業として更に長野県

農業開発公社と連携を強化しながら進めることになります。具体的な内容や方法は確認中ですが、遅くとも来年度から本格的に進むことになると考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

5番 勝山 正 議員

再質問させていただきます。

流動化を進めるための現況調査としたものでありますけれど、先ほども申し上げましたが、水田については、集積は一定の成果が見られたと思っております。また、畑地については、一向に進まないのが現況であります。4年前と比べ状況が変わってきていることは仕方のないことではありますけれど、4年経過した中である程度の成果は見られたのかどうか。

また、「人・農地プラン」の運用には課題があるとされましたら、課題とは何か伺いたいと思います。

また、今後、流動については、県農業開発公社と連携を強化しながら進めるとしております。現状、産業課の中では職員が少ないという中での対応は大変なことだと思いますけれど、早め早めに取り組むことが大切と考えますがいかがなものか答弁をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「丸山寛人 君」登壇）

産業課長（丸山寛人 君）

それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

畑地の集積状況と「人・農地プラン」の具体的な課題、それから県農業開発公社との連携についてでございます。

まず、畑地における集積は、畑作を中心に取り組んでいる農家をはじめ、新規就農者へ集積を進めております。新規就農者への集積については、一定の成果が上がっていると考えておりますが、一方、高齢化それから農業をやめていくような状況の中で、村全体としては条件の悪い農地を中心に流動化が進んでいない状況であることも事実です。今後も荒廃地対策と併せて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

また、「人・農地プラン」の課題の一番大きなものは、担い手へ集積を進めるための話し合いや相談をすることが実際にはかなり難しい点にあります。実際にこれらを行なおうとする場合、双方が積極的に進める必要がありますが、やはり各種人的支援が必要になります。行政としては、限られた人数で限界がありますので、今後については関係者の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、流動化、集積そのものを「人・農地プラン」の話し合いを含めて進めてまいりたいと考えております。

長野県農業開発機構、いわゆる中間管理機構との連携については、これまで事業を進めおりますが、今後はさらに村や農業振興公社、中間管理機構それぞれの業務を適切かつ円滑に進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一 君）

勝山 正 君。

(「はい。」の声あり)

8番 勝山 正 議員

それでは、2点目の質問に移ります。

「観光ガイドについて」ということであります。

清水平線の開通と共に、カヤの平への交通量も多く観光シーズンを迎えたということあります。今年も信越自然郷飯山駅観光案内所が窓口となりまして「大自然と秘境の文化を巡る小さな旅へ出かけよう」とカヤの平高原・秋山郷シャトル便の運行が始まります。春山トレッキング、カヤの平高原のトレッキング、雑魚川の渓谷の滝巡りなど多くの催しが計画され地元ガイドが案内するということあります。これについては、誰がガイドとして行うのか。カヤの平高原の管理人が対応していくのか。以前質問した際には、案内ガイドについては組織化を図りながら対応と答弁されております。その後どのような経過が対応としてあったのか。

また、県内外から280名を超える参加者のもと、クロスカントリー場内コースで自転車レースが開催されました。先月、信越9市町村広域観光連携会議の総会が開催され、閉会後サイクリング観光についての講演会がありました。日本では、10年ほど前からサイクリングやサイクリングを目的とした大会や観光が人気となっているということあります。自然環境、森林内ですけれども、でのツアーなどは難しい部分もあると思われますが、自転車活用推進法が成立し、国を挙げてのサイクリング観光を後押しする仕組みが整いつつあるとされています。今後、カヤの平高原に限らず、案内ガイド育成と共にシャトル便を活用したサイクリング観光に向けての考え方はどうかお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一 君）

日暮村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日暮正博 君」登壇)

村長（日暮正博 君）

それでは、勝山議員の「観光ガイドについて」ということあります。

これまで、様々取り組みをしてまいりましたが、これからさらに手を貸していきたいということで、これまでの取り組みと今後の対応について、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一 君）

丸山産業課長。

(「はい、議長。」の声あり)

(産業課長「丸山寛人 君」登壇)

産業課長（丸山寛人 君）

それでは、勝山議員の「観光ガイドについて」のご質問について、村長の答弁に補足してご説明させていただきます。

1点目の「春山トレッキング、カヤの平高原のトレッキング、雑魚川渓谷の滝巡りなど、実行する地元ガイドは誰が行うのか、案内ガイドの組織化についての経過と対応について」のご質問でございます。カヤの平高原・秋山郷シャトル便の各種オプションメニューのガイドについては、村の社会教育団体として登録されている「木島平自然学校」の方へお願いする計画となっております。この団体については村内外10名の村の自然に詳しい方で構成されており、

これまでもシャトル便の他、多くの方に村の自然の良さを伝える「道の秘境イベント」や「高社山登山」などを実施し、既にガイドとしても活躍されております。

平成30年度のこのオプションメニューについても計画段階から相談をさせていただきながら進めてきておりますのでよろしくお願ひします。

2点目の「カヤの平高原に限らず、案内ガイド育成とともにシャトル便を活用したサイクリング観光に向けての考え方について」でございます。サイクリング観光の可能性等については、議員も出席されました講演会での内容のとおりと認識しております。サイクリング観光は村単独で出来るものではなく、講演会の中でも指摘のあったソフト・ハードとも課題も多くありますが、今後も広域観光の中で、近隣市町村と連携しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

また、サイクリング観光を楽しまれるほとんどの方は、自分の自転車を愛用しているため、シャトル便との関連性は少ないと考えておりますが、カヤの平高原での散策や村内滞在時の移動や周遊などで、自転車の需要等については、今後も確認しながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一　君）

勝山　正　君。

（「はい。」の声あり）

8番 勝山　正　議員

それでは、再質問させていただきます。

今、話がありましたようにガイドにつきましては、「木島平自然学校」の方にお願いすると答弁をいただきましたが、この方々については誰がどのような案内をするかというのはお示しできるのかどうか。また、この方たちに依頼するにはどういう方法があるのか。また、10名の皆さんにお願いするとしましたけれど、村内には自然についての知識を持っておられる方が多くいらっしゃいます。この方たちとの連携はどのようにしていくのか。以前質問した時に「自然学校の方を中心に取り組む」とした答弁をいただきましたが、その後はどういうような形でこの自然学校をやっておられる方と、村内にいらっしゃる知識を持った方との取り組みをどのようにしていくか答弁をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一　君）

丸山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「丸山寛人　君」登壇）

産業課長（丸山寛人　君）

それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

ガイドにおける内容や依頼方法、それから「木島平自然学校」以外の方との連携等についてでございます。

今年度につきましては、先ほども申し上げたとおりカヤの平高原・秋山郷シャトル便の各種オプションメニューのガイドを「木島平自然学校」の方へお願いする形で計画されております。これは、オプションメニューの実行が決定した段階で代表者の方へお願いし、ガイドの方を選任いただくという計画でございます。内容的には木島平の自然を中心に紹介するようなメニュー構成となっておりますが、詳細についてはまたパンフレット等ご覧いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

また、村内の多くの方との連携についてでございます。今後、ご意見をちょうだいするとともに、いろいろな情報を教えていただきながら、多くの方にガイド、それからこういった事業に参加いただけよう、環境を検討していきたいと考えています。ただ、このような事業については自然学校の方もそうではございますが、ほぼボランティア的にご協力いただいている経過もございます。今後も村の豊かな自然を多くの皆様に紹介するために、関係者の皆さまのお力を借りしながら、人材育成に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくご協力お願いしたいと思います。

議長（萩原由一　君）

以上で、勝山　正　君の質問は終わります。

（終了　午後　2時40分）

議長（萩原由一　君）

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会といたします。

ご苦労様でした。

（散会　午後　2時40分）

**令和元年6月第2回 木島平村議会定例会
《第4日目 6月14日 午後3時30分 開議》**

議長（萩原由一 君）

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げる開くことにします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

この際、日程第1、議案第39号「木島平村介護保険条例の一部改正について」の件から、日程第4、議案第42号「令和元年度木島平村介護保険特別会計補正予算（第1号）について」の件まで、以上、条例案件2件、予算案件2件、あわせて4件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」及び「令和元年度」の部分については、省略させていただきますのでご了承願います。

本案については、先に各委員会に付託しておりますので、順次、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務民生文教常任委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員長、土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第39号、木島平村介護保険条例の一部改正について。

審査の結果、原案可決であります。

審査の過程で次の意見がまとまりましたので報告します。

「介護保険制度が創設され20年が過ぎようとしている。給付費も、当初に比べ倍増しており、高齢化の進む中、更に增高の心配がある。

高齢になっても健康で暮らせる村を目指して、更に施策を展開されたい。」

「ファームス木島平の東側を流れる蛭川と県道飯山野沢温泉線に挟まれた土地に、周囲を銀色の工事用フェンスで囲われた廃棄物を保管していると思われる施設ができている。この施設について、村民から不安の声が上がっているので、法律に抵触していないか関係機関と連携をとりながら確認をするとともに、不測の事態を招かないよう動向等に注視されたい。」

以上であります。

議長（萩原由一 君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 勝山 正 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業建設常任委員長「勝山 正 君」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第40号、木島平村下水道条例の一部改正について。

審査の結果、原案可決であります。

なお、委員会の会議の中で意見がありましたので、報告いたします。

「旧北部小学校のグラウンドに住宅団地と村営住宅の建設計画があるが、事業を進めるにあたり進捗に支障をきたさないよう関係部署との情報共有を図られたい。
以上であります。

議長（萩原由一 君）

次に、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（予算決算常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

予算決算常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第41号、令和元年度木島平村一般会計補正予算第2号について。

議案第42号、令和元年度木島平村介護保険特別会計補正予算第1号について。

審査の結果、いずれも原案可決であります。

審査の過程で次の意見がまとまりましたので報告いたします。

「カヤの平高原ロッジの受託者が決定し管理委託で現在営業をされているが、日本の風景を代表する傑出した自然の景勝地である上信越高原国立公園内に位置するカヤの平高原について、さらに魅力がアップされるように推進されたい。」

「そば振興のために集落支援員制度を活用して後継者の人材確保を進めることだが、そば打ち研究会など既存の組織の活用も含めて対応を検討されたい。」

以上であります。

議長（萩原由一 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（萩原由一 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（萩原由一 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認め、これから採決をします。

日程第1、議案第39号「介護保険条例の一部改正について」、本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第2、議案第40号「下水道条例の一部改正について」、本案に対する委員長の報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第3、議案第41号「一般会計補正予算第2号について」、本案に対する委員長の報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第4、議案第42号「介護保険特別会計補正予算第1号について」、本案に対する委員長の報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第5、請願第1号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願について」の件から日程第11、陳情第7号「米軍基地負担に関する陳情」まで、請願2件、陳情5件を一括議題とします。

この請願・陳情については、先に総務民生文教常任委員会に付託してありますので、総務民生文教常任委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員長 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された請願・陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第94条第1項により報告します。

請願第1号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」。

請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願」。

陳情第3号「『辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情』の提出について」。

陳情第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について」。

陳情第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について」。

陳情第6号「『辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情』の提出について」。

陳情第7号「米軍基地負担に関する陳情」。

審査の結果、いずれも採択であります。

ただ、辺野古関係の2件の陳情につきましては、委員会で採決を行いまして3対1で採択となりました。少数意見としまして、採択ではなくて、主旨採択ということでご提案がありまして、米軍基地については極力減らしていくべきだというご意見でありましたので、ご報告申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（萩原由一君）

質疑を許します。

(質疑なし)

議長（萩原由一君）

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長（萩原由一君）

討論がないようですので、これより採決します。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一君）

「異議なし」と認めます。

請願第1号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」について。

この請願の委員長の報告は、「採択」です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一君）

「異議なし」と認めます。

請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」について。

この請願の委員長の報告は、「採択」です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一君）

「異議なし」と認めます。

日程第7、陳情第3号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」について。

この陳情の委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

日程第8、陳情第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について」。

この陳情の委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

日程第9、陳情第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について」。

この陳情の委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

日程第10、陳情第6号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」について。

この陳情の委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

日程第11、陳情第7号「米軍基地負担に関する陳情」について。

この陳情の委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、請願第1号から陳情第7号までの請願2件、陳情5件のあわせて7件は、委員長報告のとおり「採択」とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま、別紙「追加議案表」のとおり、7件の議題が提出されました。これを、日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、「追加日程第1から第7まで」とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について提出者の説明を求めます。

土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。7番。」の声あり)

(7番 土屋喜久夫 議員 登壇)

7番 土屋喜久夫 議員

発議第2号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案」。

前段、省略をさせていただきます。下段にまいります。

国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

国の複式学級の学級定員を引き下げるここと。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長（萩原由一 君）

「質疑」なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（萩原由一 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり「可決」しました。

追加日程第2 発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」

の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について提出者の説明を求めます。

土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。7番。」の声あり)

(7番 土屋喜久夫 議員 登壇)

7番 土屋喜久夫 議員

発議第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案。

中段、省略します。

教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長（萩原由一 君）

「質疑」なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（萩原由一 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり「可決」しました。

追加日程第3、発議第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本案について提出者の説明を求めます。

土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。7番。」の声あり)

(7番 土屋喜久夫 議員 登壇)

7番 土屋喜久夫 議員

発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書案。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業振興など一定の成果を上げてきました。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の半分を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさととして、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしている多面的かつ公益的な機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民により支えられてきたものです。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月をもって失効となります。先述の過疎地域の役割を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援により住民の暮らしを支えていく施策を確立・推進することが重要です。

過疎地域に住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らしていける地域として維持されていくことは、同時に都市をも含む国民全体の安全・安心な生活に寄与できるものです。このことから、引き続き総合的な過疎対策の充実・強化を図られるよう、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長（萩原由一 君）

「質疑」なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（萩原由一 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり「可決」しました。

追加日程第4、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本案について総務民生文教常任委員長の説明を求めます。

総務民生文教常任委員長、土屋 喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇)

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

申出委員会、総務民生文教常任委員会。

申出事件、総務民生文教常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

総務民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第4、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本案について産業建設常任委員長の説明を求めます。

産業建設常任委員長、勝山 正 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(産業建設常任委員長「勝山 正 君」登壇)

産業建設常任委員長（勝山 正 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

1、申出委員会、産業建設常任委員会。

2、調査申出事件、産業建設常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一 君）

お諮りします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第6、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本案について議会運営委員長の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎栄喜君。

(「はい、議長。」の声あり)

(議会運営委員長「山崎栄喜君」登壇)

議会運営委員長（山崎栄喜君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

1、申出委員会、議会運営委員会。

2、調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。

以上であります。

議長（萩原由一君）

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第7、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

局長。

(「はい、議長。」の声あり)

議会事務局長（高森喜久君）

閉会中の議会活動について。

次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。

記。

1、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。

2、特に重要な事件等が発生したときの調査等。

以上です。

議長（萩原由一君）

お諮りします。この件を、閉会中の議会活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一君）

「異議なし」と認めます。したがって、この件を、閉会中の議会活動とすることに、決定し

ました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会につきましては、5月30日の開会ということで、この間、委員会審議、そしてまた一般質問等においても活発にご議論いただき大変ありがとうございました。

そしてまた、提案をいたしました条例案件、予算案件についても可決いただいたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、この地域を含めてすでに梅雨入りしたということあります。昨年、7月豪雨ということで西日本を中心に大変な人的、そしてまた物的な被害がありました。最近の豪雨災害は短期間に量が大変多く降るという傾向があると言われております。その中、村も梅雨に入りました、明後日開催が予定されていますスポーツフェスティバル等、開催が心配されるわけですが、自然の恵みを受けている分、自然災害に対する備えも十分にしていかなければならぬと考えております。そしてまた、この地域では逆に梅雨明け前後、大変な渇水、雨不足がありました。そしてまた、全国的な猛暑ということで、村民の生活財産、生命を守っていくために、村としても緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますが、引き続き議員各位の皆様にもご理解・ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつにさせていただきます。

大変ご苦労様でした。

ありがとうございました。

議長（萩原由一 君）

本日ここに、「令和元年6月第2回木島平村議会定例会」を閉会するにあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、5月30日から本日まで、16日間の会期で開会されました。

議員各位におかれましては、議案等に対して、熱心にご審議を賜り、議長として厚くお礼申し上げる次第であります。

理事者並びに職員の皆さんには、懇切丁寧に説明をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

成立をみた各議案につきましては、審議の過程で出された意見を十分に尊重されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、「令和元年6月第2回木島平村議会定例会」を閉会といたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後4時03分)